

資料2 改正建築法政令

2005年政令36号が廃止され、2021年政令16号が、発出された。

法律の規定と政令の規定との調整が改善されている。また、グリーン建築物の大規模建築物への義務化が新たに規定され、グリーン建築物の判定システムについても言及されている。

政令は、以下のサイトで入手ができる。(2022年9月7日時点の情報)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/161846/pp-no-16-tahun-2021>

(仮訳・グーグル翻訳)

政令の構成は以下の通りである。なお、()内は、条を示す。

1章 一般事項(1-2)

章 建築物の機能と分類

1節 一般事項(3)

2節 建築物の機能

1項 一般事項(4)

2項 建築物の機能の決定(5-8)

3節 建築物の分類(9-11)

4節 行政処分(12)

章 建築技術基準

1節 一般事項(13)

2節 建築計画・設計基準

1項 一般事項(14)

2項 建築物配置計画(15-26)

3項 信頼性規定の構築(27-50)

4項 土地上、水上、インフラ上、公共施設上の建築物にかかる規定(51-56)

5項 プロトタイプ設計の規定(57)

3節 建築工事の実施及び監督に関する基準

1項 一般事項

2項 建築物施工の実施(59)

3項 工事監理活動(60)

4項 建設安全管理システム(61)

4節 建築利用基準

1項 一般事項(62-63)

2項 建築物の維持管理(64-69)

3項 定期検査(70)

5節 建築物の解体基準

1項 一般事項(71)

2項 建築物解体前調査(72-75)

3項 建築物解体の実施(76)

4項 建築物解体の管理(77)

5項 建築物解体後(78-79)

6節 文化遺産建築の実施に関する規定

1項 一般事項(80)

2項 保存文化遺産建築の実施(81-97)

3項 補償、インセンティブ、非インセンティブ(98-102)

7節 特殊機能建築物の実施規定

1項 一般事項(103)

2項 特殊機能建築物の基準・種類・指定(104-106)

8節 グリーン建築物 建設の実施に関する規定

1項 一般事項(107-109)

2項 プログラムステージ(110-111)

3項 技術計画フェーズ(112)

4項 施工実施フェーズ(113-114)

5項 利用段階(115)

6項 解体段階(116)

7項 既存建築物のグリーン建築物基準(117)

8項 コミュニティグリーン住宅(118-119)

9項 グリーン建築の証明(120)

10項 グリーン建築物の業績評価とインセンティブ(121-123)

9節 中央・地方政府建築物の実施に関する規定

1項 一般事項(124-127)

2項 中央・地方政府建築物の分類規定、面積基準、建築床数基準(128-133)

3項 準備活動に関する中央・地方政府建築物の技術基準(134-139)

4項 技術計画段階における中央・地方政府建築物の技術基準(140-148)

5項 建築実施段階における中央・地方政府建築物の技術基準(149-152)

6項 建設監理フェーズでの中央・地方政府建築物の技術基準(153)

7項 建設後段階の中央・地方政府建築物の技術基準(154-155)

8項 利用段階の中央・地方政府建築物の技術基準(156-161)

9項 解体段階の中央・地方政府建築物の技術基準(162-169)

10項 中央・地方政府建築物の建築実施(170-171)

11項 中央・地方政府建築の実施のための資金(172-184)

12項 中央・地方政府建築物の技術管理(185)

10節 書類に関する規定

1項 一般事項(186)

2項 建築技術計画段階の書類(187-192)

3項 建築建設実施段階の書類(193-195)

4項 建築利用段階の書類(196-197)

5項 建築解体段階の書類(198)

6項 中央・地方政府建築物の書類(199-201)

12節 建築物の実施に関する規定

- 1項 一般事項(202)
- 2項 建設サービスプロバイダー(203-231)
- 3項 プロフェッショナル専門チーム(232-234)
- 4項 技術評価チーム(235)
- 5項 監督(236)
- 6項 事務局(237-243)
- 7項 ビルディングマネージャー(244)
- 8項 中央・地方政府建築物の技術管理(245-248)

4章 建築物の管理の手順

1節 一般事項(250)

2節 建築

- 1項 一般事項(251)
- 2項 技術計画(252)
- 3項 建築同意(253-262)
- 4項 建築物の建設の実施と監理(263-280)
- 5項 1つのエリアに建てられた建築物群(281)
- 6項 既存建築物の適正機能証明書(282-292)

3節 利用

- 1項 一般事項(293-294)
- 2項 建築物の定期検査(295)
- 3項 建築物の維持管理(296)
- 4項 建築適正機能証明書の延長(297-302)
- 5項 建築物の所有権証明の管理(303-312)
- 6項 利用期間中の建築物の管理(313)

4節 建築物の解体

- 1項 一般事項(314)
- 2項 解体の指定(315-317)
- 3項 解体の承認(318-320)
- 4項 解体の実施(321)

5節 建築物の登録(322-325)

6節 建築管理情報システム(326)

7節 行政処分(327)

5章 社会の役割

- 1節 秩序の監視と維持(328-331)
- 2節 規制・ガイドライン・技術基準の作成・改善に関するインプット(332)
- 3節 意見・検討事項の提出(333-334)
- 4節 代表訴訟の執行(335)

6章 指導

- 1節 一般事項(336)
- 2節 中央政府の指導(337-339)
- 3節 州政府の指導(340)
- 4節 県・市政府の指導(341-345)

7章 移行規定(346)

8章 クロージング条項(347-349)

PP16 tahun2021

大統領
インドネシア共和国
インドネシア共和国の政府規制
NUMBER 16 YEAR 2021
約
2002年法律第28号施行規則
建物について
全能の神の恵みによって
インドネシア共和国大統領、

考慮

雇用創出に関する法律第11年2020号の第24条および第185条bの規定を実施するためには、建物に関する法律第28年2002号の実施規則に関する政府規則を規定する必要があること。

覚えておくこと

1. 1945年インドネシア共和国憲法第5条第2項。
2. 建物に関する2002年の法律第28号(2002年インドネシア共和国官報第134号、インドネシア共和国官報補足第4247号)。
雇用創出に関する2020年法律第11号により改正されたもの(インドネシア共和国官報2020年第245号、インドネシア共和国官報補足第6573号)。
3. 雇用創出に関する法律第11年2020(インドネシア共和国官報第2020年第245号、インドネシア共和国官報補遺第6573号)；

1章

一般的な要件

第1条

この政府規則では、次のことを意味します。

1. 建物とは、部分的または全体的に地上および/または地中および/または水中に位置し、人間が活動を行う場所として機能する居住地と統合された建設作業から生じる物理的形態であり、住宅のいずれかを目的としています。または居住、宗教活動、事業活動、社会活動、文化、および特別な活動。

2. **文化保存建築物**(以下 BGCB と略す)とは、文化財に関する法律の規定に基づき、文化財建築物としての地位が決定された建築物をいう。

3. **特殊機能ビル**(以下、BGFK と略す)は、その機能のために国益のために高いレベルの機密性とセキュリティを備えている建物、またはその運用のために周囲のコミュニティを危険にさらす可能性がある、および/またはは危険性の高い建物です。 .

4. **グリーン建築物**(以下、BGH と略す)とは、建築物の技術基準を満たし、その生産の各段階における機能とクラスに従って BGH の原則を適用し、エネルギー、水、その他の資源の節約において測定可能な性能を有する建築物をいう。

5. **コミュニティ グリーン レジデンシャル ビルディング**(以下、H2M と呼びます)は、規定を満たす1つの管理環境またはテーマ環境にある1つの住居の形で単純に分類される建物のグループです。
H2M 建物の作業計画。

6. 国の建物(以下、BGN と略す)は、州または地域の財産となるサービス目的の建物であり、国の歳入および歳出予算基金で作られ、地域の歳入および歳出予算、および/またはその他の合法的な取得に由来する資金源で保持されます。 .

7. **ワンストップ統合サービスおよび投資サービス**(以下、DPMPSTP と略す)は、投資およびワンストップ地域統合サービスの分野で政府業務を遂行する地域機関です。

8. 技術サービスは、建物の分野で行政業務を遂行する地域機関です。

9. **建築物境界線**(以下、GSB と略す)とは、物理的な建築物を前方、後方、または側面に制限する建築物が横切ることができない土地の境界を規定する線です。

10. 都市計画に関する情報(以下、KRK と省略)は、特定の場所で地区/市政府によって課された建物および環境の取り決めに関する規定に関する情報です。

11. **建物の高さ**(以下、KBG と省略)は、許可されている建物の最大階数です。

12. **基本建築係数**(以下 KDB と略す)は、建物の1階全体の面積と、KRK による区画または計画面積との比較に基づくパーセンテージです。

13. **緑地係数**(以下、KDH と略す)は、造園・緑化のために指定された建物外の空地の総面積と、KRK に基づく計画地または計画面積との比率です。

14. **建物床係数**(以下 KLB と略す)は、建物の総床面積と、KRK によるプロット面積または計画面積とのパーセンテージ比率です。

15. **地下占有面積係数**(以下、KTB と略す)は、地下占有面積とプロット面積または計画面積との比較に基づく百分率の数値です。

CRC によると。

16. **コミュニティ**とは、建物の管理に関心を持つ慣習法コミュニティや専門家コミュニティと同様に、建物の分野で活動する個人、グループ、法人または企業、機関または組織です。
建物。

17. **Building Approval**(以下、PBG と略す)は、建物の技術基準に従って、建物の所有者が新しい建物を建設し、建物を変更、拡張、縮小、および/または維持するために付与される許可です。

18. **Certificate of Building Functionality**(以下、SLF と略す)は、建物を利用する前にその機能を宣言するために地方政府が発行する証明書です。

19. **Proof of Building Ownership**(以下、SBKBG と省略)は、建物の所有権の証明の手紙です。

20. 建物の解体に関する技術計画(以下、RTB と略す)は、建物とその環境の状態、解体方法、解体リスク軽減、図面の特定結果を含む文書です。
解体技術計画、解体実施スケジュール。

21. **SBKBG 実施者**は、中央、州、または地区/市レベルで **SBKBG** の発行と更新を行う組織単位です。

22. **保存**とは、建物及びその環境を保全、修復、維持し、建物の信頼性を原状に、又は希望する期間に応じた条件に応じて回復することをいう。

23. **建物活用**とは、定められた機能に応じて建物を活用する活動であり、保守、整備、定期点検等の活動を含みます。

24. **解体**とは、建物、その構成要素、建築材料、および/またはそのインフラストラクチャーおよび施設のすべてまたは一部を解体または解体する活動です。

25. **メンテナンス**とは、建物とそのインフラストラクチャーおよび設備の信頼性を維持し、それらが常に機能するようにする活動です。

26. **定期検査**は、建物の適切な機能を示すために、一定期間内に建物、その構成要素、建材、および/またはそのインフラストラクチャーおよび設備のすべてまたは一部の信頼性をチェックする活動です。

27. **建物の所有者**(以下、所有者)は、法により建物の所有者として合法である個人、法人、人々のグループ、または団体です。

28. **申請者**は建物の所有者であるか、PBG、SLF、RTB、および **SBKBG** の発行を申請する権限を持っています。

29. **データ収集**とは、中央政府または地方政府が建物に関するデータを収集する活動であり、PBG プロセス、SLF プロセス、および建物の解体、ならびに登録および登録既存の建物。

30. 管理者とは、建物の運用活動、確立された手順に従って効率的かつ効果的に運用および保守を実施する責任を負う組織単位または事業体です。

31. 技術マネージャーは、BGN の開発を担当する省庁および/または地域の装置組織の技術スタッフです。BGN 開発。

32. 建物の使用者（以下、使用者）は、指定された機能に従って建物または建物の一部を使用および/または管理する、所有者との契約に基づく所有者および/または非所有者です。

33. 訪問者は、建物内で活動しているユーザー以外のすべての人です。

34. 建築検査官（以下、検査官という）は、能力を有し、中央政府または地方政府によって、建物の実装に関する検査を実施する権限。

35. 建設サービス プロバイダーは、建設サービスのプロバイダーです。

36. **Technical Reviewer** は、建築機能の実現可能性に関する技術的評価を実施するための専門家資格作業能力証明書または事業体証明書を有する、法人および非法人の個人または事業体です。

37. 建物の運営は、技術的な計画と建設の実施、および利用、保存、解体活動を含む開発活動です。

38. 州庁舎の実施（以下、BGN 実施と呼ぶ）は、BGN での技術計画プロセスと建設実施、および利用、保存、解体活動を含む活動です。メンテナンスとは、建物の機能を維持するために、建物、コンポーネント、建材、および/またはインフラストラクチャおよび施設の部品を修理および/または交換する活動です。

39. 建物の解体の承認（以下、解体の承認という）は、技術基準に従って建物を解体するために、県/市地方政府によって所有者に与えられる承認です。

40. 建物のインフラと施設は、建物の機能の遂行をサポートする建物の内外の完全な設備です。

41. 専門家とは、能力基準を満たした者で、中央政府が認定した機関が決定する。

42. 詳細な空間計画（以下、RDTR と略す）は、地区/市のゾーニング規制を伴う、地区/市域の空間計画に関する詳細な計画である。

44. 建物および環境管理計画（以下、RTBL と省略）は、RLlang の使用を管理するためのエリアの設計ガイドであり、建物および環境プログラムの規定、一般的な計画と設計ガイドライン、投資計画、計画のための主要な資料が含まれています。制御規定、および実装制御ガイドライン。

45. 海洋空間計画（以後、RTRL と呼ぶ）は、海洋空間計画プロセスの結果である。

46. TPA、TPT、および検査官の事務局（以下、事務局と呼ぶ）は、TPA、TPT、および検査官の職務の実施を管理するために、技術サービスの責任者によって任命されたチームまたは個人です。

47. 建設安全マネジメントシステム（以下「SMKK」という。）は、建設安全の実現を確保するための建設工事の実施に関する管理システムの一部である。

48. 建物管理情報システム（以降、SIMBG と略す）は、PBG、SLF、SBKBG、RTB、および建物の実装に関連する情報を伴う建物データ収集を管理するプロセスを実行するために使用される Web ベースの電子システムです。

49. 標準業務手順書（以下、SOP と略す）は、組織活動を組織化するさまざまなプロセス、それらをいつ、どのように、どこで、誰が実施すべきかに関する一連の標準化された書面による指示である。

50. 建築技術基準（以下、技術基準という）は、機能および機能に従って建築物を実施する過程で満たされなければならない規定、基準、品質、方法、および/または手順を含む参考文献である。建物の分類。

51. 特別職務専門家は、核、兵器、国家安全保障、法医学、または諜報の分野で特定の専門知識を持つ個人です。

52. 専門職チーム（以下、TPA と略す）は、県/市地方政府によって任命された専門家からなるチームであり、建物管理。

53. 技術評価チーム（以下、TpT と略す）は、文書評価プロセスにおいて技術的な考慮事項を提供するために、建物の運営者に関連する機関で構成される地区/市の地域政府によって形成されるチームです。最大面積 72 m² (72 平方メートル) の単一住宅と最大床面積の 2 (2) 階建ての一戸建て住宅の形の建物と RTB の技術計画 90m² (90 平方メートル)、SLF 申請書類の審査 拡大。

54. 中央政府はインドネシア共和国の大統領であり、1945 年のインドネシア共和国憲法で言及されているように、副大統領と閣僚の支援を受けて、インドネシア共和国の政府の権力を保持しています。

55. 地方政府は、自治区の権限である行政事務の実施を主導する地方政府行政官の一要素としての地方の長である。

56. 技術基準適合宣言書は、PBG を取得するために満たさなければならない基準です。省は、公共事業や公営住宅の分野で行政事務を行う省です。

57. 大臣は、公共事業および公営住宅の分野で政務を組織する大臣です。

第 2 節

この政府規制は、以下を規制しています。

- 建物の機能と分類;
- 技術基準;
- 建物建設のプロセス;
- 行政制裁;
- コミュニティの役割; 及び
- エンパワーメント

第二章

建物の機能と分類

パート 1

全般的

第 3 条

建物は以下に基づいて決定されます

- 建物機能; 及び
- 建物の分類

第二部

建物の機能

段落 1

全般的

第 4 条

(1) 第 3 条 a 号の建物の機能は、技術基準を満たすための規定であり、建物の配置と環境、建物の信頼性の観点から検討されます。

(2) (1)項に規定の建物の機能には以下が含まれる。

- 住宅機能;
- 宗教的機能;
- ビジネス機能;
- 社会的および文化的機能; 及び
- 特別な機能。

(3) 第 2 項に規定の建物の機能に加えて、建物の機能は混合機能の形をとることができる。

(4) (2)項に規定の建物の機能は、主要な機能に基づいて決定される。

(5) パラグラフ (4) で言及されている主な機能の決定は、建物内で優先される活動に基づいて決定されます。

(6) 第(3)項に規定の混合機能は、建物が所有する第(2)項に規定の複数の機能からなる。

パラグラフ 2

建物機能の決定

第 5 条

(1) 第 4 条第 2 項 a 号に規定の住居機能は、人間の住居としての主要な機能を有する。

(2) 第 4 条第 2 項 b に規定する宗教的機能は、礼拝の場としての主要な機能を有する。

(3) 第 4 条 (21 の c) に規定する事業機能は、事業活動を行う場所としての主たる機能を有する。

(4) 第 4 条 (21 の文字 d) で言及されている社会的および文化的機能は、社会的および文化的活動を実施する場所としての主な機能を有する。
文化。

(5) 第 4 条第 2 項に規定する特別な機能

文字 e には、大臣によって決定された特別な機能と基準があります。

第 6 条

第 5 条第 3 項に規定する営業活動の場としての機能を主たる機能とする建物は、営業活動を行うことを目的として建設された建物である。

第 7 条

(1) 第 4 条第 3 項の複合機能建築物は、利用者及び周辺環境に悪影響を与えることなく建てられていること。

(2) (1)項に規定の複合機能を有する建築物は、各複合機能のすべての技術基準に適合しなければならない。

第 8 条

(1) 第 4 条第 2 項および第 3 項に規定する機能を有する建物は、RDTR の規定に従った場所に建てられなければならない。

(2) 第 1 項に規定の RDTR が作成されていない、およびまたはまだ利用可能でない場合、建物の機能は、空間規則で規定されている場所の指定に従って使用されるものとします。予定。

パート 3

建物分類の決定

第 9 条

(1) 第 3 条で言及されている建物は、以下に基づいて分類されます。

- a. 複雑さのレベル;
- b. 永続性の程度;
- c. 火災危険のレベル;
- d. 位置;
- e. 建物の高さ;
- f. 建物の所有権; 及び
- g. 建物クラス。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている複雑さのレベルに基づく分類には、単純な建物、単純でない建物、および特殊な建物が含まれます。

(3) (1) b 項に規定の永続性のレベルに基づく分類には、以下が含まれる。

- a. 恒久的な建物; 及び
- b. 非永続的な建物。

(4) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている火災危険レベルに基づく分類には、火災危険レベルが高い建物、火災危険レベルが中程度の建物、および火災危険レベルが低い建物が含まれます。

(5) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている場所に基づく分類には、密集した場所にある建物、中程度の場所にある建物、疎な場所にある建物が含まれます。

(6) 第 1 項 e 号に規定の建物の高さによる分類には、超高層ビル、超高層ビル、高層ビル、中層ビル、低層ビルが含まれる。

(7) パラグラフ (1) の文字 f で言及されている所有権に基づく分類には、国有財産以外の BGN および建物が含まれます。

第 10 条

(1) 第 9 条第 1 項 g に規定の建物等級に関する規定に基づく分類の決定は、次のように分けられる。

- a. クラス 1;
- b. クラス 2;
- c. クラス 3;
- d. クラス 4;
- e. クラス 5;
- f. クラス 6;
- g. クラス 7;
- h. クラス 8;
- i. クラス 9; 及び
- j. クラス 10

(2) 使用が偶発的であり、建物の他の部分に支障をきたさない限り、建物の一部は、メインの建物。

(3) 別々に分類されなければならない建物のいくつかの部分がある場合、建物は複数の分類を持つことができます。

第 1 条 1

(1) 第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する建物の機能並びに第 9 条第 1 項に規定する建物の分類は、PBG、SLF、及び SBKBG。

(2) 建物の機能および/または分類に変更がある場合、所有者は PBG の変更を提出する義務があります。

パート 4

行政処分

第 12 条

(1) 第 4 条第 2 項に規定する PBG の機能規定の適合性を満たさない所有者は、行政処分を受ける。

(2) (1)項に規定の行政制裁は、次の形態をとることができる。

- a. 書面による警告;
- b. 開発活動の制限;
- c. 建設工事の一時的または恒久的な停止;
- d. 建物の使用の一時的または永久的な停止;
- e. PBG の凍結;
- f. PBG の取り消し;
- g. 建物 SLF の凍結;
- h. 建物の SLF の取り消し。および/または
- i. 建物の解体命令。

第三章

技術基準の構築

パート 1

全般的

第 13 条
技術基準には以下が含まれます

- a. 建物の計画と設計基準
- b. 建物建設の実施および監督の基準;
- c. 建物利用基準
- d. 建物の解体基準;
- e. 保存されている BGCB の規定。
- f. BGFK の実施に関する規定。

g. BGH の実施に関する規定。

h. BGN の実施に関する規定。

i 文書管理に関する規定;
と

j.建物の管理をする者のための規定。

第二部

建物の計画と設計基準

段落 1

全般的

第 14 条

第 13 条 a で言及されている**建物の計画と設計の基準**には、以下が含まれます。

- a. 建物管理規定;
- b. 建物の信頼性に関する規定;
- c. 地上および/または地上、および/または水中の建物の規定; 並びに
- d. プロトタイプ/プロトタイプ設計の要件。

パラグラフ 2

建物規定

第 15 条

(1) 第 14 条 a に規定されている建物の配置に関する規定には、以下が含まれます。

a 建物の建築規定;と

b.建物の指定と強度に関する規定。

(2) 第 1 項に規定の建物レイアウトに関する規定の履行は、機能的でバランスのとれた調和のとれた環境との調和を実現することを目的としています。

第 16 条

(1) 第 15 条第 1 項 a 号に規定の建物建築に関する規定には、次のものが含まれる。

a 建物の外観;

b.インテリアレイアウト;

c.建物とその環境とのバランス、調和、調和。と

d.の実施に関する地域の社会文化的価値のバランスの考慮
さまざまな建築およびエンジニアリングの開発。

(2) 第 1 項 a 号に規定の建物の外観は、美的規則、建築上の特徴、および周囲の環境を考慮して設計されなければならない。

(3) 文化遺産エリアの建物の外観は、建物レイアウトの規定、特に BGCB エリアの建築要件を考慮して設計する必要があります。

(4) 地方自治体は、世論を考慮して、地域の建物に関する一定の建築規則を定めることができる。

第 17 条

(1) 第 16 条第 1 項 b に規定する内部空間計画は、空間の機能、建物の建築、および建物の信頼性を考慮しなければならない。

(2) 空間機能への配慮は、内部空間計画の効率性と有効性に表れています。

(3) 建物の建築に関する配慮は、建物全体の建築原理の空間配置を実現することで実現される。

第 18 条

(1) 第 16 条第 1 項 c に規定する建物とその環境とのバランス、調和、および調和は、バランスの取れた、調和のとれたバランスのとれた緑のオープン スペースおよび建物の緑のオープン スペースの作成を考慮する必要があります。 .

(2) 第 1 項に規定の建物の屋外空間および緑地のオープン スペースの作成に関する考慮事項は、吸収エリア、救助へのアクセス、車両および人の循環、ならびに建物外のインフラストラクチャと施設のニーズを満たす。

第 19 条

(1) 各建物は、その機能と分類に応じて、第 15 条 (1) 項 b で言及されている建物の指定と強度に関する規定を遵守しなければならない。

(2) パラグラフ (1) で言及されている建物の指定および強度に関する規定には、以下が含まれます。

a 建物の指定に関する規定。と

b.強度を構築するための規定。

(3) (1)項に規定の建物の指定および強度に関する規定は、KRK に含まれるものとする。

(4) パラグラフ (3) で言及されている KRK は、RDTR および/または RTBL に基づいています。

(5) 県/市の地域政府は、(3)項で言及されているように、電子的に共同体に KRK を提供しなければなりません。

第 20 条

(1) 第 19 条第 2 項 a 号に規定の建物の割り当てに関する規定は、RDTR および/または RTBL に基づくその場所の指定と建物の機能の適合性である。

(2) 建設されるすべての建物は、RDTR および/または RTBL に規定された規定に準拠しなければなりません。

第 21 条

(1) 第 19 条第 2 項 b に規定する建築強度に関する規定は、以下の履行を構成する。

a 建物の密度と高さ;と

b.建物のクリアランス。

(2) 建設されるすべての建物は、RDTR およびまたは RTBL で規定されている建物の強度に関する規定に準拠しなければなりません。

第 22 条

(1) 第 21 条第 1 項 a に規定する建物の密度と高さに関する規定には、次のものが含まれる。

a KDB;

b. KLB;

c. KBG;

d. KDH;
と

e. KTB。

(2) (1)項に規定の建物の密度と高さの決定は、以下を考慮して行われる。

a 環境収容力の側面;

b.環境バランスの側面;

c.環境安全面;

d.環境適合性の側面;と

e.地域開発の側面。

(3) パラグラフ (2) で言及されている建物の密度と高さの決定は、RDTR およびまたは RTBL の規定の規定に従うものとする。

第 23 条

(1) 第 21 条第 1 項 b 号に規定の建物のクリアランスに関する規定には、以下が含まれる。

a GSB;

b.区画境界から建物までの距離。と

c.建物間の距離。

(2) 第(1)項に規定の建物クリアランスの決定は、以下を考慮する。

a 防火に関する安全面。

b.空気循環、照明、および衛生に関連する健康面。

c.視覚、騒音、振動に関連する快適性。

d.アクセシビリティと避難へのアクセスに関連する利便性の側面。

e.都市の顔の具体化に関連する環境適合性の側面。と

f.建物の強度に関する規定で決定される建物の高さの側面。

第 24 条

(1) RTBL は、地区/都市の空間計画および/または都市領域の RDTL のフォローアップとしての建物レイアウト規定の規則であり、地域における rLlang の利用と、統一された性格を実現するための地域または都市の設計ガイドラインを制御するために使用されます。建物とその環境の質と持続可能性。

(2) 第 1 項に規定の RTBL には、建物および環境プログラムに関する規定、一般計画および設計ガイドライン、投資計画、計画管理に関する規定、および実施管理ガイドラインの主な内容が含まれるものとする。

第 25 条

(1) RTBL は、県/市の地方政府によって、または県/市の地方政府、民間部門、および/またはコミュニティの問題のレベルに応じて、関係する分野。

(2) パラグラフ (1) で言及されている RTBL の配置は、次の目的のための修理、再開発、新規開発、および/または保存を含む、建物および環境の構造化のパターンに基づいています。

a 建築面積;

b.保護および保存された地域;

c.開発の可能性がある新しい分野。
および/または

d.混合エリア。

(3) パラグラフ (2) の文字 b) で言及されている保護地域および保存地域の場合、RTBL は地域活性化アプローチで作成することができます。

(4) (1)項に規定の RTBL の作成は、技術的な検討事項を取得し、世論を考慮して行われる。

(5) パラグラフ (1) に規定の RTBL は、県知事/市長規則で規定されており、ジャカルタの特別首都圏については、知事規則で規定されている。

(6) RTBL が国家戦略地域にある場合、RTBL は大統領令で規定される。

第 26 条

(1) RDTR およびまたは RTBL の変更により、建物の場所と強度の指定が変更された場合、新しい指定に従わない建物の機能を調整する必要があります。 .

(2) RDTR およびまたは RTBL を変更する際、県/市政府は、指定の条件と既存の建物の強度を考慮する必要があります。

パラグラフ 3

建物の信頼性要件

第 27 条

第 14 条の b) で言及されている建物の信頼性に関する規定には、建物の安全性、健康、快適性、利便性に関する規定が含まれています。

第 28 条

(1) 各建物は、その機能と分類に応じて、第 27 条で言及されている建物の安全面に関する規定を遵守しなければなりません。

(2) 第(1)項で言及されている建物の安全面に関する規定には、以下が含まれる。

- a. 荷物を積み込む建物の能力の規定;
- b. 火災の危険に対する建物の能力に関する規定; 及び
- c. 落雷および電氣的危険に対する建物の能力に関する規定。

第 29 条

(1) 第 28 条 (2) 項 a に規定の荷重に対する建物の能力に関する規定には、以下に関する技術的規定が含まれる。

- a. 建物構造システムの規定;
- b. 建物の構造への積載に関する規定;
- c. 構造材料と建設に関する規定; 及び
- d. 建物の構造の機能に関する規定。

(2) 建物の構造は、建物の機能、立地、耐久性、施工のしやすさ等を考慮し、計画耐用年数の間、荷重に耐える強度、安定性、耐用年数(耐用性)を満たすように計画されなければならない。実装。

(3) (1) a 項に規定の建築構造システムの基準に関する技術規定には、次のものが含まれる。

- a. 建物の上部構造; 及び
- b. 建物の下部構造。

(4) (1) b 項に規定の建築構造物への荷重に関する規定は、構造物の耐用年数中に作用する可能性のある荷重を構造物が支える能力を考慮に入れている。

(5) (4)項で言及した荷重の影響に加えて、構造計画では、構造物が耐用年数に達することができるように、腐食、菌類、および破壊的な昆虫の影響を考慮に入れなければならない。

(6) 建物の耐震構造の計画に当たっては、地震の危険度及び構造物の性能に応じて、設計地震の影響を考慮した構造とすること。

(7) (1) c 項に規定の建設資材に関する技術規定には以下が含まれる。

- a. コンクリート構造;
- b. 鋼構造;
- c. 木造;
- d. 竹の建設; 及び
- e. 特殊な素材と技術による施工。

(8) 第 1 項の d に規定の建物構造の機能に関する規定を満たすために、構造計画は工学力学を計算して実施しなければならない。

第 30 条

(1) すべての建物は、火災危険保護システムによって保護されなければなりません。

(2) (1) 項に規定の防火システムは、火災の際にユーザーとその財産を危険や物理的損害から保護することを目的としています。

(3) (1)項に規定の防火システムは、火災が発生した場合に、ユーザーおよび/またはビジターが自分自身を救うための時間を提供できなければなりません。

(4) 第 1 項に規定する建物内の防火設備は、火災発生後の維持・復旧の段階で、時間、品質、費用の効率を考慮しなければならない。

第 31 条

(1) 第 28 条第 2 項 b 項に規定の火災の危険に対する建物の能力に関する規定には、以下に関する技術規定が含まれる。

- a. パッシブ保護システム;
- b. アクティブ保護システム; 及び
- c. 火の管理。

(2) (1) a 項に規定の受動的保護システムに関する技術規定には、次のものが含まれる。

a 建築および構造コンポーネントの配置;

b. 消火活動のための水のアクセスと供給; 及び

c. 救助手段。

(3) パラグラフ (2) で言及されている受動的保護システムは、建物内の機能、分類、火災のリスク、スペースの形状、設置された建材、および/またはユーザーおよび/または訪問者の数と状態を考慮しなければならない。

(4) (1) b 項に規定の能動的保護システムに関する技術規定には、以下が含まれる。

a 消火システム;

b. 検知システム、火災報知機、通信システム。

c. 火の煙制御システム;; 及び

d. 消防本部。

(5) (4) で言及されているアクティブ保護システムは、建物の機能、分類、面積、高さ、容積、および/または建物内のユーザーおよび/または訪問者の数と状態を考慮します。

(6) (1) c で言及されている火災管理に関する技術規定は、機能、分類、面積、階数、および/または特定の数のユーザーおよび/または訪問者を考慮します。

(7) 建築設備の使用は、火災の危険に注意しなければならない。

(8) 建築材料の特性および建物の構造部材の耐火レベルを決定する必要がある場合は、火災試験を実施するものとします。

(9) (8) で言及されている火災試験は、認定試験機関による標準試験方法に従って実施されます。

(10) 建物の能力をサポートするため

(1) で言及された火災の危険に対して、県/市の地域政府は、都市規模の火災管理計画と都市の防火システムのマスター プランを作成し、実施するものとする。

第 32 条

(1) 建物の避雷システムに関する規定は、建物の避雷システムの設計、設置、および保守に使用されます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている避雷システムは、建物およびその中の機器への損傷のリスクを軽減すること、および建物内および/または周辺の人々の安全を落雷から保護することを目的としています。 .

(3) (1)項に規定の避雷システムは、以下を考慮しなければならない。

を。技術的保護機能;

b. 機械抵抗;; 及び

c. 耐食性。

第 33 条

(3) 第 28 条第 2 項 c に規定の落雷に対する建物の能力に関する規定には、以下に関する技術規定が含まれる。

a 外部雷保護システム; 及び

b.内部雷保護システム。

(2) (1) a 項に規定の外部雷保護システムに関する技術規定には、以下が含まれる。

a エアターミナル;

b.ダウンコンダクター;

c.接地; 及び

d.監視システム。

(3) (1) b 項に規定の内部雷保護システムに関する技術規定は、雷電流の影響に対する電子機器の保護を構成する。

第 34 条

(1) 第 28 条 (21 の文字 c) で言及されている電氣的危険に対する建物の能力に関する規定は、電気設備の計画、設置、検査、および保守に使用されます。

(2) 電気設備 及び電源を備えたすべての建物は、安全性と信頼性が保証されなければなりません。

(3) 第(1)項で言及されている**電氣的危険に対する建物の能力に関する規定**には、以下に関する技術的規定が含まれる。

a 電源;

b.電気設備;

c.電気パネル; 及び

d.アースシステム。

第 35 条

(1) 各建物は、その機能と分類に応じて、第 27 条で言及されている建物の健康面に関する規定を遵守しなければなりません。

(2) (1)項に規定の健康面に関する規定には、以下に関する技術的規定が含まれる。

を。建物の換気システム;

b.建物の照明システム;

c.建物の水管理システム;

d.建物の廃棄物管理システム; 及び

e.建材の使用。

第 36 条

(1) すべての建物は、その機能と分類に従って、空調システムを備えていなければなりません。

(2) (1)項に規定の換気システムは、新鮮な空気を確実に入れ替え、室内と建物内の健康的な空気の質を維持し、湿気、臭気、煙、熱、バクテリア、ほこりを除去することを目的としています。必要に応じて、空気中の粒子、および汚染物質を除去します。

(3) 第 35 条 (2) 項 a に規定の建物換気システムの規定には、以下に関する技術規定が含まれる。

を。自然換気; 及び

b.機械換気。

(4) (3)項に規定の自然換気の規定が満たされない場合、機械換気を提供しなければならない。

(5) 換気システムの適用は、建物の省エネルギーの原則を考慮に入れなければならない。

第 37 条

(1) 各建物は、その機能と分類に従って、照明システムを備えていなければなりません。

(2) (1)項に規定の照明システムは、建物内の活動を効果的かつ快適に実施し、エネルギーを節約できるようにすることを目的としています。

(3) 第 35 条第 2 項 b 項に規定の**建物照明システム**の規定には、以下に関する技術規定が含まれる。

を。自然照明システム; 及び

b.人工照明システム。

(4) (3)項に規定の照明システムの規定は、建物内の照明システムの計画、設置、および保守に使用されます。

(5) パラグラフ (3) の文字 b で言及されている人工照明システムには、非常用照明が含まれます。

(6) パラグラフ (5) に規定の非常用照明は、特定の機能を備えた建物に設置され、自動的に作動し、安全な避難に十分な照明レベルを備えていなければなりません。

第 38 条

(1) すべての建物は、その機能と分類に従って、水管理システムを備えていなければなりません。

(2) (1)項に規定の水管理システムは、以下を目的とする。

を。健康で清潔で生産的な生活を送るために、ユーザーの基本的なニーズを満たす。

b.規定に基づく健康基準に従って、建物内の廃水管理を確実に実施する立法; 及び

c.自然要素の利用と人工要素の使用を最適化することにより、雨水の利用、雨水の浸透、および雨水を一時的に貯留して洪水の排出を減らすことにより、自然な水文条件を維持します。

(3) 第 35 条第 2 項 c に規定する**建物内の水管理システム**の規定には、以下に関する技術規定が含まれる。

を。**飲料水供給**システム;

b.**廃水管理**システム; 及び

c.建物とその区画の**雨水管理**システム。

(4) 第 3 項に規定の水管理システムの規定は、建物の水管理システムの計画、設置、維持に使用される。
第 39 条

- (1) 各建物は、その機能と分類に従って、廃棄物管理システムを備えていなければなりません。
- (2) (1)項に規定の廃棄物管理システムは、廃棄物の取り扱いが居住者、地域社会、および環境の健康を妨げないようにすることを目的としている。
- (3) (1)項に規定の廃棄物管理システムは、廃棄物管理の計画、開発、運用および維持、ならびに監視および評価のために使用される。
- (4) 第 35 条第 2 項の文字 d で言及されている建物の廃棄物管理システムに関する規定には、以下が含まれます。
- a 家庭ごみ;
 - b.家庭用廃棄物; 及び
 - c.特定ゴミ。

第 40 条

- (1) すべての建物は、使用者の健康に安全で、環境に悪影響を及ぼさない建材を使用しなければなりません。
- (2) 第 1 項に規定の使用者の健康に安全な建材の使用は、健康に有害または有毒な物質を含んではならず、使用者にとって安全でなければなりません。
- (3) 環境に悪影響を及ぼさない建材の使用
パラグラフ (1) では、次のことを行う必要があります。
- a 他のユーザー、コミュニティ、および周囲の環境に対するグレアおよび反射効果の発生を回避します。
 - b 周囲環境の温度上昇の影響を避ける。
 - c.エネルギー保存の原則を考慮する。
と
 - d.環境と調和した調和のとれた建物を実現します。
- (4) 建築物は、環境保全に配慮した地元建材の使用に配慮していること。

第 41 条

- (1) 各建物は、その機能と分類に応じて、第 27 条で言及されている建物の快適性に関する規定を遵守しなければなりません。
- (2) 第(1)項に規定の建物の快適性に関する規定には、次の規定が含まれる。
- a 建物内の快適な移動空間。
 - b.室内空気条件の快適さ;
 - c.建物からの快適な眺め。及び
 - d.建物内の振動や騒音のレベルに対する快適さ。

第 42 条

- (1) 建物内の快適な移動空間の確保は、建物の機能に応じて快適に建物内での活動の実施を支援することを目的としています。
- (2) 第(1)項に規定の移動空間の快適さのための設備は、建物内の空間計画に使用される。

- (3) 第(1)項に規定の建物内の移動スペースの快適性に関する規定には、以下に関する技術的規定が含まれる。
- a 建物内の制限された動きの領域の必要性の決定;と
 - b.建物内の空間間の関係。
- (4) (1)項に規定の建物内の移動スペースの快適さは、以下を考慮しなければならない。
- a 空間の機能、利用者数、家具または設備、および建物内のアクセシビリティの制限。と
 - b.安全衛生規定。

第 43 条

- (1) 室内空気条件の快適性のための規定は、熱的に快適でエネルギー効率の高い建物内での活動をサポートすることを目的としています。
- (2) (1)項に規定の室内空気条件の快適性のための規定は、室内空調システムの計画、設置、および保守に使用されます。
- (3) 第(1)項に規定の建築空間の空調の快適さは、以下を考慮しなければならない。
- a 温度;
 - b.部屋の相対湿度;
 - c.風速または気流速度; 及び
 - d.部屋の新鮮な空気の交換または自然な空気の交換。
- (4) (1)項に規定の室内空気条件の快適性に関する規定には、以下に関する技術規定が含まれる。
- a 気温と湿度の形での自然な熱的快適性。及び
 - b.人工空調の使用。
- (5) 室内の熱的快適性が自然条件下で達成できない場合、人工空調を使用して熱的快適性を達成することができます。
- (6) (5) で言及されている空調システムの計画では、以下が考慮されます。
- a 建物またはスペースの機能、ユーザーおよび/または訪問者の数、場所、スペースの容積、機器の種類、および建築材料の使用。
 - b.居住者またはユーザーの健康;
 - c.メンテナンスとケアの容易さ; 及び
 - d.省エネルギーと環境の持続可能性の原則。

第 44 条

- (1) 建物の快適な閲覧のための規定は、プライバシーが確保された快適な建物内での活動をサポートし、互いに干渉しないようにすることを目的としています。
- (2) 第(1)項で言及されている建物の快適な眺めのための設備は、建物内の空間計画に使用されます。
- (3) パラグラフ (1) で言及されているように、建物を快適に見るための規定には以下が含まれます。

a 家の中から建物の外までの快適な眺め。
と

b.建物の外から快適な眺め。

(4) (3) a で言及されているように、建物の内外からの快適な眺めのための準備は、次の点を考慮してください。

a 建物の構成、開口部の設計、建物の内部と外部のレイアウト、および建物の外形の設計。

b.建物の外部空間の可能性を活用し、**緑のオープン スペース**を提供する。
及び

c.**グレアと反射の防止**。

(5) パラグラフ (3) の文字 b で言及されているように、外部から建物への快適な眺めのための準備は、次の点を考慮してください。

a 建物の開口部の設計、内外装のレイアウト、建物の外形の設計。
と

b.近隣の既存および/または将来の建物の存在。

第 45 条

(1) 建物内の振動・騒音レベルに対する快適性の提供とは、建物内の活動を振動・騒音の障害なく快適にサポートすることを目的としています。

(2) 第 1 項に規定の建物内の振動および騒音のレベルに対する快適性の提供は、建物内の空間計画に使用されます。

(3) 第(1)項に規定の建物内の振動および騒音のレベルに関する快適さのための規定には、以下が含まれる。

a 建物内の振動レベルに対する快適性。及び

b.建物内の騒音レベルまでの快適さ。

(4) 建築物がその機能や活動により振動を発生する場合、使用者への振動曝露時間が法令の基準や規定に基づく許容限度を超えないように注意する必要があります。

(5) 機能と活動のために騒音を発生させる建物は、発生する騒音のレベルが聴覚障害、健康、および活動を行う際のユーザーおよび/または訪問者の快適さを引き起こさないことを維持しなければなりません。

(6) パラグラフ (3) で言及されている建物内の振動および騒音のレベルに対する快適さの提供は、活動の種類、機器の使用、および/または建物内および建物内にあるその他の振動および騒音の発生源を考慮します。建物の外。

第 46 条

(1) すべての建物は、その機能と分類に応じて、第 27 条で言及されている建物設備の側面に関する規定を遵守しなければならない。

(2) 第(1)項に規定の建物設備の規定には以下が含まれる。

a 建物への、建物からの、および建物内での接続の容易さ。と

b.建物を使用するためのインフラストラクチャと設備の完全性。

第 47 条

(1) 建物への、建物からの、および建物内での接続を容易にするための規定は、すべての建物の使用者および訪問者に、簡単、安全、快適な設備とアクセシビリティを提供することを目的としています。

(2) 建物への、建物からの、および建物内への設備および接続のアクセシビリティの提供は、以下の利用可能性を考慮しなければならない：

a 空間間または建物間の水平関係。と

b.建物のフロア間の垂直関係。

第 48 条

(1) 第 47 条第 2 項 a に規定するスペース間または**建物間の水平関係**は、建物内のスペース間または建物間の水平関係を促進するための適切な設備の利用可能性の形をとる。

(2) (1)項に規定の施設には以下が含まれる。

a ドア；

b.廊下；

c.廊下；

d.歩道；

e.ガイドライン；および/または

f.空間や建物をつなぐ橋。

(3) (1)項に規定のスペース間または建物間の水平関係の容易さに関する規定の履行は、次の点に注意を払わなければならない。

- a. 施設数；
- b. 施設の規模；
- c. 施設建設；
- d. スペース間または建物間の距離。
- e. 建物機能；
- f. 建物面積；及び
- g. ユーザー数とビジター数。

第 49 条

(1) すべての複数階建ての建物は、第 4T 条第 2 項の文字 b で言及されている**フロア間の垂直接続の容易さに関する規定**に準拠しなければならない。建物。

(2) (1)項に規定の施設には以下が含まれる。

a はしご；

b. RAM；

c.エレベーター；

d.階段昇降機；

e.エレベーターまたはエスカレーター；および/または

f.ベッドフロア(mouing tualk)。

(3) フロア間の垂直接続の容易さに関する規定の履行は、次の点に注意を払う必要があります。

- a. 垂直接続設備の種類、数、大きさ、および構造。
- b. 建物の機能と面積;
- c. ユーザー数と訪問者数。と
- d. ユーザーと訪問者の安全。

第 50 条

(1) 各建物は、第 46 条第 2 項 b 項に規定されている、建物を利用するための適切なインフラストラクチャと施設の利用可能性の形で、建物を利用するためのインフラストラクチャと施設の完全性に関する規定を満たさなければなりません。建物。

(2) (1) で言及されている建物を使用するためのインフラストラクチャーおよび設備の完全性には、以下が含まれます。

- a. 祈りの部屋;
- b. 部屋を変える;
- c. 授乳室;
- d. 保育園;
- e. トイレ;
- f. シンク;
- g. シャワー;
- h. 便器;
- i. ゴミ箱;
- j. 通信および情報設備;
- k. 待合室;
- l. 制御機器および機器;
- m. サインとマーキング;
- n. ミーティングポイント;
- o. 駐車場;
- p. 自動駐車システム;および/または
- q. 監視カメラシステム。

(3) 公共建築物を使用するためのインフラストラクチャーおよび設備の設計および提供は、以下に注意を払わなければならない。

- a. 建物機能;
- b. 建物面積; 及び
- c. ユーザー数と訪問者数

パラグラフ 4

土地および/または水および/またはインフラストラクチャまたは公共施設の上および/または中の建物に関する規定

第 51 条

(1) 第 14 条 c に規定する土地および/または水上および/または公共インフラストラクチャーまたは施設内の建物に関する規定は、建物の計画および設計の基準に従って実施されるものとする。

(2) パラグラフ (1) で言及された建物の計画と設計の基準に従うことに加えて、計画と設計は以下を考慮しなければならない:

- a. 建物の配置場所;
- b. 建物の建築;

- c. 安全手段;
- d. 建物の構造;と
- e. 建物内の衛生。

(3) 地上の建物は、次の規定を満たさなければならない。

- a. RDTR および/または RTBL;
- b. 居住用ではありません。

c. 地上にある公共施設やインフラの機能を妨げない。
と

d. 建物の機能及び区分に応じた建物の信頼度。

(4) 建物又は建物の一部を敷地外の地上に建設する場合は、第(1)項の規定に従うほか、関係者の承認が必要である。

(5) 水面内および/または水面上の建物は、次の規定に準拠する必要があります。

- a. RTRL、地域空間計画、RDTR および/または RTBL;

b. 環境のバランスや保護地域の機能を乱さない。

c. 環境にダメージを与える可能性のある水流の変化を引き起こしません。

d. 汚染を引き起こさない。

e. 建物の機能及び区分に応じて、建物の信頼性が考慮されていること。
と

f. 関係者の承認を得る。

(6) 公共インフラおよび/または施設の上および/または内部の建物は、次の規定を満たさなければならない:

- a. 地域空間計画、RDTR および/または RTBL;

b. 上、下、および/または周辺のインフラストラクチャおよび公共施設の機能を妨げない。

c. 建物とその環境との調和に引き続き注意を払います。
と

d. 建物の機能や区分に応じて、建物の信頼性を考慮しています。

(7) 建物が公共のインフラストラクチャーおよび/または施設と交差する、または交差する地面にある場合、次の規定に準拠する必要があります。

- a. **地域空間計画、RDTR、および/または RTBL;**

b. 住居または住居の機能として意図されていません。

c. 地上のインフラや施設の機能を妨げない。

d. 建物の機能及び区分に応じて、建物の信頼性が考慮されていること。
と

e. 環境の収容力を考慮して。

(8) 意図したとおりの建物の PBG

パラグラフ(3)、パラグラフ(4)、パラグラフ(5)、パラグラフ(6)、およびパラグラフ(7)では、TPAの技術的考慮事項を受けなければなりません。

(9) パラグラフ(3) a、パラグラフ(5) a、パラグラフ(6) a、およびパラグラフ(7) レター a、場所の割り当ての決定は、TPAの考慮に基づいて、地域の長の承認を取得する必要があります。

第 52 条

(1) 第 51 条第 2 項 a に規定する建物の配置場所に関する規定は、次の事項について規定するものとする。

a 地上に建てられた建物。

b.公共インフラおよび/または施設の上および/または下に建てられた建物と

c.水面下および/または水面上に建てられた建物。

(2) パラグラフ(1) a で言及されている建物の配置場所に関する規定には、以下が含まれます。

a 建物の敷設の場所は、建物にとって安全な地質学および地形的条件を考慮する必要があります。実現可能性調査に基づく土壌中。

b.地層構造の状態にあり、地盤変形の性質が比較的安定しており、掘削や建築物の荷重による荷重や地盤沈下に耐えることができる。

c.地下水の表面状態、水の浸透圧、および洪水の可能性が比較的低い地域に位置しています。

(3) 地下水面の状態、浸水圧、第 2 項への浸水の可能性が比較的高い場合には、漏水や浸水の危険性を想定する必要がある。建物の中へ。

(4) 地中の建物の配置は、地下の建物を建設する際に考慮および/または統合されなければならない統合された地下公共インフラ施設の種類の規定に従わなければなりません。

(5) 人間が活動を行う場所として実行可能かつ安全であると推奨される土壌中の建物の配置は、地下 0 m (ゼロメートル) から -30 m (マイナス 30 メートル) までの深さです。水面。

(6) 放射性物質、毒物、引火性物質、爆発物その他の爆発物を貯蔵又は製造するために地上に建設された建物を使用する場合には、次の規定に適合しなければならない。

a 建物の所在地が、国又は地方公共団体の認可を受けて、住宅地から外れた場所又は周辺の公道、鉄道その他の建物から一定の距離を隔てた場所にあること。

b. 建てられた建物は、中央政府または地方政府の承認に従って、区画または区画内の他の建物の境界から一定の距離に位置しなければなりません。

c. ユーザーとその環境の安全と健康を保証できなければなりません。

(7) (1) の文字 b で言及されている建物の配置場所に関する規定には、以下が含まれます。

a 建物および/または建物の一部の配置が、その上および/または下のインフラストラクチャおよび公共施設の機能と性能を妨げない。

b.建物および/または建物の一部の配置は、建物とその環境との互換性に注意を払います。および/または

c.建物の配置の場所が、車両、人、または物の円滑な交通の流れを妨げないこと。

(8) (1) の c で言及されている建物の配置場所に関する規定には、以下が含まれます。

a 泉に近い建物の場所は、泉の存在、その場所、給水能力と供給の継続性、水の品質または品質基準、およびそこに住む生物相を保護する必要があります。

b.水に直接関連する建物および/または建物の一部の配置の位置および/または距離は、環境のバランスと保護地域の機能を乱したり、環境に損傷を与える可能性のある変化や水の流れを引き起こしたりしないようにする。および/または

c.建物が水運活動を妨げてはなりません。

(9) パラグラフ(1) a、b、および c で言及されている建物配置の場所に関する規定には、以下が含まれます。

a 建物は、爆発物やその他の爆発物を保管または生産するために使用されていません。

b.建物は、放射性物質、毒物、可燃性物質、またはその他の危険物を保管または生産するために使用されていません。

第 53 条

(1) 第 51 条第 2 項の文字 b で言及されている土地および/または水域および/または公共インフラストラクチャーまたは施設上および/またはその中の建物の建築に関する規定には、以下の規定が含まれる。

a 建物の外観;

b.インテリアレイアウト;

c.建物と環境のバランス、調和、調和。

(2) 第 1 項 a 号に規定の建物の外観のデザインは、建物の美的規則、形状、建物の建築的特徴、インフラまたは公共施設の環境を考慮に入れる。周囲のコミュニティを危険にさらすことはありません。

(3) (1) の文字 b で言及されている内装レイアウト設計は、地上および/または陸上および/または水域および/または公共インフラストラクチャーまたは施設の建物の内装空間計画の一般原則を考慮に入れるものとする。

(4) (3) で言及されている室内空間計画の一般原則には、以下が含まれる。

a 明快さ、アクセシビリティとオリエンテーションの容易さ、空間間の視覚的な関係の作成、快適で、開放的または広々とした、または広々として安全であるという印象を与えることができる建物内の雰囲気作成。

b.パシシステムの原理、ノードでの活動、テテンジャーを使用した深い空間パターンの適用。

c.色、線のパターン、テクスチャーの使用に注意を払ったデザイン パターンの適用。

d.地面と直接屋外またはオープンスペースに接続するスペースまたは特別なアクセスの提供。

(5) パラグラフ(1) の文字 c で言及されているように、バランス、調和、および建物と環境の調和のための規定には、以下が含まれます。

を。形状、外観、素材、色の計画は、美と環境の調和に関する既存の規則を満たすように設計する必要があります。および/またはその機能に従って計画されている必要があります。と

b.建物の計画では、敷地内に存在する自然の要素の可能性を最適に維持し、建物と既存の景観の建築的可能性との互換性を考慮する必要があります。

第 54 条

(1) 陸上およびまたは水上およびまたは公共のインフラストラクチャまたは施設上およびまたはその中にあるすべての建物には、次のような緊急事態において、第 51 条第 2 項の文字 c で言及されている**安全施設として使用される施設および機器が装備されていなければならない。火災、地震、洪水。**

(2) (1)項に規定の施設および設備には以下が含まれる。

- a 救助ラインと非常口;
- b.非常階段およびまたは非常エレベーター;
- c.コンパートメントスペース;
- d.非常灯と標識;
- e.緊急検出、警報および通信システム;
- f.非常用電源;
- g.緊急制御センター室;
- h.煙制御システム;
- i 消火設備;と
- j.耐火性、耐震性、およびまたは耐水性の建物構造の使用。

第 55 条

(1) 上記の第 51 条第 2 項の文字 d で言及されている建物の構造、およびまたは地面およびまたは公共のインフラストラクチャまたは施設内にある建物の構造は、あらゆる種類の荷重およびまたは外部の影響に耐えることができるように計画されていなければなりません。構造の耐用年数中に機能する可能性があります。

(2) 地上およびまたは地下およびまたは水中およびまたは公共インフラストラクチャまたは施設の建物の構造は、少なくとも次のように計画されている必要があります。

- a 静的負荷に耐えることができます。
- b.動的負荷に耐えることができます。
と
- c.地下水圧と地下水浸透に耐えることができます。

(3) 建物の構造の計画は、建物の信頼性に関する規定に従って、地上およびまたは水中およびまたはインフラストラクチャまたは公共施設内で行われます。

第 56 条

(1) 地上およびまたは水上およびまたはインフラストラクチャまたは公共施設の上およびまたは中にあるすべての建物は、建物の一部が地表に出ているか、地表に出ているように見えます。第 51 条第 2 項の文字 e の地表排水およびまたは地中排水の形で)。

(2) 建物の上部およびまたは土壌およびまたは水およびまたはインフラストラクチャまたは公共施設の衛生計画は、建物の信頼性に関する規定に従って実施されます。

パラグラフ 5 試作・試作設計規定

第 57 条

- (1) プロトタイプ/プロトタイプ設計は、建物の技術計画に使用できます。
- (2) 省庁/機関、地方自治体、または共同体は、プロトタイプ/プロトタイプ デザインを作成できます。

(3) パラグラフ (2) に規定のプロトタイプ/プロトタイプ設計の準備において、省/機関、地方政府、または社会は以下に基づいている必要があります。

- a. 技術基準の履行;
- b. 耐震性に関する基本規定の履行;
- c. 地質学および地理的条件の考慮;
- d. 建築材料の入手可能性の検討;
- e. 開発ニーズに応じた設計基準の達成; 及び
- f. 施工のしやすさを考慮。

(4) (2)項に規定のとおり作成されたプロトタイプ/プロトタイプ設計は、規定のために大臣に提案される。

(5) (4)項に規定の大臣が決定した試作品・試作品のデザインは SIMBG に含まれる。

(6) パラグラフ (1) で言及されたプロトタイプ/プロトタイプ設計の使用において、耐震性の基本的な要件が考慮されている限り、所有者は調整を行うことができます。

(7) パラグラフ (6) で言及されている調整は、アーキテクトまたは TPT によって行われなければならない。

パート 3 建築工事の実施及び監督に関する基準

段落 1 全般的

第 58 条

第 13 条の b で言及されている建物の建設を実施および監督するための基準には、以下が含まれます。

- a. 建物建設の実施;
- b. 施工監理活動; 及び
- c. SMKK

パラグラフ 2 建築工事の実施

第 59 条

(1) 第 58 条 a.の**工事実施は、工事実施業者が行う。**

(2) パラグラフ (1) で言及されている建設の実施は、計画文書を利用可能な建物に具体化する段階です。

(3) (1)項に規定の建設の実施は、次の段階からなる。

- a. 仕事の準備;
- b. 作業の実施;
- c. テスト; 及び
- d. 提出。

(4) (3)項に規定の工事実施は、工事請負契約に基づき工事請負業者が行う。

(5) 建設実施サービス提供者は、第 3 項に規定の建設実施のすべての段階の文書として、建設実施文書を作成しなければならない。

(6) 第 3 項 b 号に規定の工事実施段階は、工事準備段階のすべての書類が建設監理業者または建設管理者によって承認された後に実施される。

(7) パラグラフ (3) の文字 b で言及されている作業実施段階は、次のもので構成されます。

- a. 下部構造の作業;

- b. 地下作業;
- c. 上部構造の作業;
- d. 建築工事; 及び
- e. 機械、電気、配管工事。

(8) 工事監理事業者または工事管理者は、第 3 項に規定の工事実施の各段階を監理しなければならない。

(9) 工事監理または工事管理の役務提供者は、SIMBG を通じて各段階の工事の実施を地方自治体に通知しなければならない。

(10) (9)項に規定の通知は、作業の各段階の実施の開始時および終了時に実施される。

(11) 建設業者は、県・市政府が検査を実施し、継続可能であると宣言する前に、次の段階で作業を継続することはできません。

(12) パラグラフ(3)に規定の試験段階
文字 c は、機械的、電氣的、および配管作業が完了したと宣言された後に実行されます。

(13) 意図したとおりの完了のステートメント
パラグラフ(12)で、建設監督サービスプロバイダーまたは建設管理者によって与えられます。

(14) テスト段階で矛盾が見つかった場合、建設サービス提供者は、地区/市の地域政府によって適切であると宣言されるまで、調整を行う責任があります。

(15) パラグラフ (3) のレター d で言及されている引き渡し段階は、建設監督サービス提供者または建設管理者が建物の機能の実現可能性に関する声明書を発行した後に実行されます。

パラグラフ 3 工事監理活動

第 60 条

(1) 第 58 条 b 項に規定の**建設監督活動は、以下によって実施**される。

a 施工監理業務または施工監理のための施工管理の提供者と

b.定期的なモニタリングのための建設計画サービスプロバイダー。

(2) (1) a 項に規定の**建設監督活動には以下**が含まれる。

a 時間管理;

b.原価管理;

c.物理的な目標の達成を管理する。と

d.建物の整然とした管理。

(3) パラグラフ (1) a に規定の建設監督サービス提供者が実施する建設監督には、以下が含まれる。

a 建設準備の監督;

b.建設工事の仮引き渡しまでの建設実施段階の監督。と

c.建設工事の最終引き渡しまでの建設工事の維持管理段階の監督。

(4) 第 1 項に規定の施工監理業者または施工管理者が行う施工監理含まれるもの:

a 企画段階での監修。

b.建設準備の監督;

c.建設工事の最初の引き渡しまでの建設実施段階の監督(暫定的な手渡し);と

d.建設工事の最終引き渡しまでの建設工事の保守段階の監督。

(5) 工事監理事業者又は工事管理者は、工事実施の各段階において、工事監理報告書を作成しなければならない。

(6) 施工監理または施工管理のサービス提供者は、PBG 文書に従って、監理される建物の機能の実現可能性に関する声明を発行する責任を負う。

(7) 建物が建設されるか、その実施が建設監督サービスの複数のプロバイダーを使用する場合、パラグラフ (6) で言及されている建物の機能の実現可能性の声明書が発行されます。各事業者からの建物の機能実現可能性の陳述の結果に基づき、技術審査員が業務範囲に応じた施工監理業務を行います。

パラグラフ 4

建設安全管理システム

第 61 条

(1) 建設サービスの実施におけるすべてのサービス利用者およびサービス提供者は、SMKK を実施する必要があります。

(2) 第 1 項に規定の SMKK を実施しなければならないサービス プロバイダーは、以下のサービスを提供するサービス プロバイダーです。

a 建設管理コンサルタント;

b.施工監理コンサルティング;と

c.工事。

(3) 第 1 項に規定の SMKK は、安全性、安全性、安全性の基準を満たさなければならない。

(4) 健康、持続可能性。パラグラフ(3)で言及されているセキュリティ、安全、健康、および持続可能性の基準次の点に注意する必要があります。

a 安全工学の建設;

b.労働安全衛生;

c.公安;と

d.環境安全。

(5) パラグラフ (2) に規定のサービス提供者は、次のことを行う必要があります。

a ハザードの識別;

b.建設工事のリスク評価およびリスクまたは機会の管理(ハザード特定リスク評価);と

c.作業の段階(作業分解構造)に基づいた建設安全の目標とプログラム。

(6) SMKK に関する規定は、法令の規定に従って実施されます。

パート 4 建物利用基準

段落 1
全般的

第 62 条

(1) 建物の使用は、建物の維持管理を担当する部門、定期検査、またはそれぞれの分野の有能なサービス提供者を通じて、建物の所有者または管理者によって行われます。

(2) 建物の利用は、建物の維持管理活動、および建物が建物としての機能を維持するための定期的な検査を通じて行われます。これには、次の活動が含まれます。

a 建物のメンテナンスとメンテナンスの計画の作成、および定期的な検査。

b.建物の使用者および/または訪問者への社交、宣伝、および教育の実施;

c.建物のメンテナンスとメンテナンス活動の実施、および定期的な検査。

d.監視と評価を含む一連の利用活動の管理。と

e.建物のメンテナンスとメンテナンス活動に関するレポートの作成、および定期的な検査。

(3) 建物利用段階のアウトプットは以下からなる。

a **建物維持管理計画書、定期点検書、定期報告書**

b.所有者とユーザーのための実用的なユーザー ガイド。と

c.利用のすべての段階の文書化。

第 63 条

(1) 第 13 条の c に規定されている建物の使用は、建築基準を満たす必要があります。

(2) (1)項に規定の建築基準には以下が含まれる。

a 建物のメンテナンスとメンテナンス;
と

b.定期的なチェック。

パラグラフ 2

建物のメンテナンスとメンテナンス

第 64 条

(1) 建物の維持管理とは、建物とそのインフラおよび設備が機能し続けることを目的としています。

(2) 第 1 項に規定の建物の維持管理は、建物の所有者または管理者が行うものとする。

(3) パラグラフ (21) に規定の建物の所有者または管理者は、建物の維持管理を行う建設サービス提供者を任命することができます。

(4) 建物の保守および保守の手順および方法には、以下が含まれます。

a 建物のメンテナンスとメンテナンスの手順と方法。

b.建物のメンテナンスとメンテナンス作業プログラム。

c.建物のメンテナンスおよびメンテナンス作業のための機器およびツール。
と

d.建物のメンテナンスとメンテナンスの基準とパフォーマンス。

(5) メンテナンスおよびメンテナンスの範囲には、次のコンポーネントが含まれます。

a 建築;

b.構造的;

c.機械的;

d.電気;

e.屋外レイアウト;
と

f.日食。

(6) 第 1 項および第 2 項に規定の建物の保守および保守は、以下を考慮して実施するものとする。

a 建物の年齢;

b.減価償却;

c.建物の損傷;および/または

d.建物のコンポーネントの改善。

第 65 条

メンテナンス作業には、建物の運用およびメンテナンスのガイドラインに基づく、清掃、片付け、検査、テスト、修理および/または建材または設備の交換、およびその他の同様の活動が含まれます。

第 66 条

(1) 維持管理作業には、建築実施文書を考慮した建物維持管理技術計画書に基づく建築部品、構成要素、建築材料、および/またはインフラおよび設備の修理および/または交換が含まれます。

(2) 建物の損傷程度や交換・修繕箇所を考慮して維持管理を行います。

(3) パラグラフ (2) に規定の建物の損傷は、建物または建物の構成要素が機能していない状態であり、次の原因によって引き起こされます。

a 建物の耐用年数の減価償却または満了;

b.人間の過失;また

c.自然災害。

(4) パラグラフ (2) で言及されている**建物の損傷レベル**には、以下の損傷が含まれます。

a ライト;

b.現在;と

c.重い。

(5) (2)項に規定の整備作業には以下が含まれる。

a リハビリテーション;

b.リノベーション;と

c.復元。

(6) 歴史的建造物または BGCB のメンテナンス作業は、地区/市の地域政府と協議する必要があります。

第 67 条

(1) 第 66 条第 5 項 a に規定する改修は、建物の機能を変更することなく部分的に損傷した建物を修復するために行われます。

(2) パラグラフ (1) に規定の修復活動では、建物の建築および構造コンポーネントは以前と同じように維持されますが、ユーティリティ コンポーネントは変更される可能性があります。

第 68 条

(1) 第 66 条第 5 項 b 号で言及されている改修は、建物の機能を変更することによって、または変更せずに大きな損傷を受けた建物を修復するという文脈で行われます。建物ユーティリティ。

(2) (1)項に規定の改修工事において、建築部材、構造部材、機械部材、電気部材、建物の配管部材は従来どおり維持される。

第 69 条

第 66 条第 5 項の文字 c で言及されている修復は、部分的に損傷した建物を修復するという文脈で、建物の建築を維持しながら、構造とユーティリティを維持しながら、残りまたは変更する可能性のある特定の機能のために使用することを意図しています。建物は変更になる場合があります。

パラグラフ 3

定期点検

第 70 条

(1) 定期点検は、建物のすべての構成要素が機能する状態にあることを確認するために、定期的かつ一定のスペンで継続的に実施されます。

(2) 第 1 項に規定の定期検査は、SLF 拡張プロセスの建物利用段階で実施されます。

(3) (1)項に規定の定期検査は、建物のすべての構成要素に対して詳細かつ体系的に実施するものとする。

(4) (1)項に規定の定期検査の範囲には、以下が含まれる。

a 建物の定期検査の手順。

b.定期検査結果のチェックリストと評価。と

c.建物のコンポーネントへの損傷の種類。

(5) パラグラフ (3) で言及されているコンポーネントには、以下が含まれます。

a 建築物;

b.建物の構造;

c.建物の力学;

d.建物の電気;と

e.建物の屋外レイアウト。

(6) 第 1 項に規定の定期検査は、建物の所有者または管理者が実施するものとする。

(7) 建物の所有者または管理者は、建物の定期検査を実施するサービス提供者を任命することができます。

第五編 建物の解体に関する基準

段落 1

全般的

第 71 条

(1) 第 13 条の文字 d で言及されている建物の解体の登録は、次のもので構成されます。

a 建物解体の決定;

b.建物の解体の見直し。

c.建物の解体の実施;

d.建物の解体を監督する。
と

e.建物の解体後。

(2) (1)項に規定の建物解体の基準に関する詳細規定は、省令で定める。

パラグラフ 2

分解レビュー

第 72 条

(1) 文書 b で言及されている建物の解体の見直しに関する第 71 の規定には、以下が含まれます。建物

a 建物のレビュー;

b.建物構造の見直し。と

c.建物の非構造見直し

(2) 第 1 項に規定の建物の解体を検討するための規定を履行し、安全、地域社会の安全および環境に配慮した解体の実施を実現すること。

(3) パラグラフ (1) で言及されているレビューは、RTB の作成に関連して、解体計画のサービス提供者によって実施されます。

第 73 条

(1) 第 72 条第 1 項 a に規定の建物の見直しは、以下について実施される。

a 建物の機能と分類。

b.建設資材;

c.建物利用の無駄;

d.危険区域;

e.建物環境と交差する部分。

f.環境条件;

g.インフラストラクチャまたは建物設備の状態。

h.安全;と

i 一時的な廃棄物投棄エリアの計画。

(2) 第 1 項 c に規定の建物利用廃棄物の建物調査は、建物内および建物周辺に存在する廃棄物の種類とその場所を決定するために実施される。

(3) 解体計画に影響を与える危険なフットプリントまたは閉じた穴を決定するために、パラグラフ (1) の文字 d で言及されている危険なエリアにある建物の検査が実施されます。

(4) 第 1 項 e 項に規定の建物環境と交差する部分の建物検査は、他の建物またはインフラストラクチャーまたは施設に接続された建物ユーティリティを含む設備と交差するコンポーネントまたは要素の位置を決定するために実施されます。公共のネットワーク。

(5) 第 1 項 f に規定の環境条件に関する建物の見直しは、水、音または騒音、空気または粉塵、景色、そして活動障害。

(6) 第 1 項の文字 h に規定の建物の治安状況の見直しは、解体の時期を決定する際に、交通工学、環境秩序、および周囲のコミュニティを決定するために実施されます。

(7) パラグラフ (1) の i 号に規定されている計画された一時的な廃棄物保管エリアの建物のレビューでは、解体時に確保する必要がある廃棄物が存在する場合の潜在的な場所を検討します。

第 74 条

(1) 第 72 条第 1 項 b に規定の建物構造の見直しは、以下について実施される。

- a 建築構造材料;
- b.建物構造システム;
- c.上部構造要素の損傷の程度;
- d.下部構造要素の損傷の程度;と
- e.建物の補強および/または拘束要素。

(2) 建物に特別な構造要素が含まれている場合、RTB の準備で解体の有効性を考慮できるように、建物の構造の見直しでは、これらの要素に関する情報の正確さに注意を払う必要があります。

(3) 構造の詳細がない場合は、建築図面が使用されるか、および/または構造解析計画が建物構造の技術的評価に使用される可能性があります。

(4) 第 72 条第 1 項 c に規定の建物の非構造的見直しは、以下について実施される。

- a 建物の建築コンポーネント;
- b.機械部品の構築;と
- c.電気部品の構築。

(5) パラグラフ (4) a で言及されている建物の建築要素には以下が含まれる。

- a スキンの構築;
- b.屋根カバー;
- c.天井フレームとカバー
- d.仕切り壁;

e.床の敷物;

f.建物に溶け込む家具(1 棟建て、と

g.装飾的な要素。

(6) パラグラフ (4) で言及されている建物の機械的構成要素が激しく動いている。fb には以下が含まれます:

a 衛生設備、排水、配管(配管|防火、および機械ポンプ;

b.燃焼ガスおよび/または医療ガス機器;

c.建物内の輸送設備;

d.防火設備;

e.空調および換気設備;と

f.衛生設備。

(7) パラグラフ (4) c で言及されている**建物の電気部品**には、以下が含まれます。

a 電源装置;

b.雷保護装置;

c.照明器具;

d.音響設備;

e.情報通信機器

f.セキュリティおよび早期検知機器;と

g.貯蔵された電力システム機器(意図しない)。

第 75 条

(1) 第 T2 条第 1 項で言及されている建物の解体のレビューの結果は、RTB 文書の作成の基礎となります。

(2) 第 1 項に規定の RTB は、ネットワークおよび公共施設が解体作業によって妨害されることを確実にしなければならぬ。

パラグラフ 3

解体の実行

第 76 条

(1) 第 Tt 条第 1 項の文字 c で言及されている解体を開始する前に、所有者は関連機関と調整して、建物に接続された公共ネットワークを維持または停止する必要があります。

(2) 解体の実行中、公共ネットワークは、公共サービスの持続可能性を維持するために接続されたままにすることができますが、次のような安全と健康にも注意を払います。

a 一時的な浄水ネットワーク;

b.電気通信ネットワーク;

c.一時的な送電網;と

d.ガスパイプラインネットワーク。

(3) 公共施設は、解体中も安全衛生に配慮しながら、公共サービスの持続のために運用を継続することができます。

(4) 解体の実施において、解体の実施のためのサービス提供者および/または専門の解体専門家は、以下で構成される解体の実施のための方法を準備しなければならない：

a 手順または手順；

b.解体設備；

c.解体プロセス中のセキュリティ機器。

d.有能な専門家の職業；と

e 方向、禁止事項、および警告のための道しるべ。特に歩行者、車両、周辺のインフラストラクチャまたは公共施設など、一般の人々の保護を優先します。

(5) パラグラフ (4) で言及されている解体の実施方法は、現場の状況、建物の分類、建物の構造システム、および解体機器と有能な専門家の利用可能性に基づいて選択されます。

(6) パラグラフ (41 文字 b、および hurr.rf c) で言及されている解体機器は、法律の規定に従って、解体計画サービス提供者および/または解体専門家によって計画されなければならない。

(7) 建物の解体にあたっては、RTB を遵守し、安全、健康、持続可能性を考慮しなければならない。

(8) 解体工事は、解体工事請負契約に基づき、資格に応じた能力を有する解体工事業者が実施します。

(9) 労働者を危険にさらす可能性のある状態が発生した場合、これらの状態がすべて修正されるまで、すべての活動を停止する必要があります。

パラグラフ 4

分解監督

第 77 条

(1) 解体の実施は、解体作業の達成を保証し、解体プロセスが安全、安全、健康、および持続可能性の要件に従って実行されることを保証するために監督されなければならない。

(2) 解体監督活動は、解体計画サービス提供者が決定した RTB に従って実施されます。

(3) (2)項に規定の解体監督活動には以下が含まれる。

a 時間管理；

b.原価管理；

c. 解体目標の達成を管理する。
と

d.建物の整然とした管理。

(4) 解体監督は、有能な解体監督サービス提供者および/または専門の解体専門家または地方政府の役人によって実施されます。

(5) 解体監理事業者は、資格に応じて建築物の解体の分野における能力を有する施工監理事業者又は施工監理事業者とすることができる。

(6) (5)項に規定の建設管理サービス提供者は、以下を担当する。

a 解体計画の段階での管理；

b.解体準備の監督；と

c.解体工事引渡しまでの解体実施段階の監理。

(7) (5)項に規定の建設監理サービス提供者は、以下を担当する。

a 解体準備の監督；
と

b.解体工事引渡しまでの解体実施段階の監理。

(8) パラグラフ (5) に規定の建設監理サービス提供者は、以下を備えていなければならない。

a 解体の監督における有能な専門家；

b.建物の解体を監督する方法を持っている。と

c.解体の監督を行うために必要な設備を備えていること。

(9) パラグラフ (4) に規定の地方政府機関による解体の監督は、建物の解体に関する地方条例に規定された規定に従って要件を満たすという文脈で実施される。
地方自治体の規定または承認。

(10) (4)項に規定の地方政府機関による解体の監督は、検査官が行う。

パラグラフ 5

分解後

第 78 条

(1) 第 71 条 e で言及されている解体後には、以下が含まれます。

a 材料廃棄物管理；

b.その特異性に応じた建物の廃棄物管理。と

c.解体後の現場の質を高める取り組み(ブラウンフィールド Q。
(2) (1) a 項に規定の材料廃棄物管理には以下が含まれる。

a 再利用できる材料(再利用)；

b.リサイクル可能な材料 (recycle)；
および/または

c.消耗品。

(3) パラグラフ (1) の b に規定されている具体的な建物廃棄物管理は、次のように実施されるものとする。

a 最終処分場に処分される前の解体現場での廃棄物の分別と分別。と

b.廃棄物の分別、分別、処分、および管理を計画し、RTB に含める必要があります。

(4) 建物内での収集はできず、建物区画内に場所を設けなければならない。

(5) (3) b 項に規定の廃棄物処理および管理システムは、以下から構成される。

- a 廃棄物処理方法;
- b.フィールドを離れるまでの各フロアの廃棄物の移動経路。
- c.廃棄輸送;と
- d.放電時間と頻度。

(6) (5)項に規定の廃棄物の処分および管理は、法律の規定に従って実施される。

(7) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている解体後の場所 (ブルーン フィールド) の品質を改善するための努力は、以下によって実行されます。
検討:

- a 平らなフィールドフットプリントで無駄がなく、適切な排水。
- b.サイトがすぐに構築されない場合は、サイトへのパブリック アクセスを終了する必要があります。
- c.高さが異なり、地滑りの可能性があるサイトの部分には、安全構造を提供する必要があります。と
- d.トレッドが斜面にある場合、または傾斜が大きい場合は、トレッドの表面を覆う必要があります。

第 79 条

解体作業は、解体のサービス プロバイダーの後に完了が宣言されます。

- a 完全な解体作業;
- b.解体後の廃棄物の管理。
- c.解体後の現場(ブラウン畑)の品質向上に万全を期す。

第六部

保存文化財建造物の実施規定

段落 1

全般的

第 80 条

第 13 条のレター e で言及されている BGCB 規格は、次のもので構成されています。

- a 保存された BGCB の実装。
- b.補償;と
- c.保存された BGCB インセンティブとディスインセンティブ。

パラグラフ 2

保存文化財建造物の実施

第 81 条

保存されている BGCB 技術基準には、次のものがあります。

- a 建物管理規定;
- b.保存規定;と

c. BGCB 信頼性規定。

第 82 条

(1) 第 81 条 a 号で言及されている建物の配置に関する規定は、次のもので構成されます。

- a 建物の指定と強度;
- b.建物の建築;と
- c.環境影響管理。

(2) (1)項に規定の建物レイアウトに関する規定は、保存されている BGCB に新しい建物が追加された場合にのみ適用されるものとする。

(3) 保存された BGCB の存在後に規定される (1) の文字 a および b で言及されている建物の配置に関する規定は、既存の BGCB (エラー) を考慮に入れなければならない。

第 83 条

(1) 第 81 条 b に規定する保存規定には、次のものが含まれる。

- a BGCB の存在;と
- b. BGCB の重要性。

(2) (1) a 項に規定の BGCB の存在に関する規定は、BGCB が唯一無二で、希少で、限られた、更新されない文化資源として存在することを保証できなければならない。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている BGCB の重要な価値に関する規定は、建築様式、建築技術、歴史、科学、教育を含む重要な意味と価値の実現を保証できなければならない、宗教、および/または文化、および文化的価値を持つこと、国家の個性を強化するため。

(4) (1)項に規定の保存に関する規定は、次の側面をカバーする規定に規定されている。

- a 建築;
- b.構造;
- c.効用;
- d.アクセシビリティ;と
- e.文化遺産の存在と重要性。

(5) (1)項に規定の保存に関する規定は、文化的保存に関する法令の規定に従って実施されるものとする。

第 84 条

(1) 第 81 条の c に規定されている BGCB の信頼性の技術基準は、次のもので構成されます。

- a 安全性;
- b.健康;
- c.快適;と
- d.快適。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている技術的安全基準は、次のもので構成されます。

a 構造コンポーネントは、荷重を支え、火災の危険、落雷の危険、および自然災害を防止および克服する建物の能力の実現を保証できなければなりません。

b.可燃性の元の材料の使用には、特定の処理(難燃処理)が必要です。と

c.新しい材料の使用は不燃性でなければなりません。

(3) (1) b 項に規定の健康技術基準は、以下のものから構成される。

a 換気、照明、および衛生システムは、次の事項を確実に遵守する必要があります。
健康要件;
と

b.材料の使用は、健康要件への準拠を保証する必要があります。

(4) 第(1)項 c に規定の快適性の技術的基準は、次のもので構成される。

a スペース要件とスペース間の関係の実現。

b.室内空調;

c.見る;

d.振動レベル;と

e.騒音レベル。

(5) 第 1 項 d で言及されている利便性の技術的基準には、建物への接続、建物からの接続、および建物内の接続の要件の充足、ならびにインフラストラクチャおよび設備の完全性が含まれます。

(6) 第 1 項に規定の BGCB の信頼性の技術基準は、次の側面をカバーする条項に規定されている。

a 建築;

b.構造;

c.効用;と

d.アクセシビリティ。

(7) 保存された BGCB が第 1 項から第 5 項に規定されている信頼性を構築するための要件を満たすことができない場合でも、BGCB の使用は、次のことを考慮して継続することができます。

a 積載制限;

b.利用の制限;

c.マーカーを与える(標識);

d.既存の使用率 (errsting);

e.定期的な監視と評価。

f.可能な限り技術基準に準拠するための努力が払われています。

g.提案された建物に対して技術的なレビューが行われました。と

h. TPA 推奨を取得しています。

第 85 条

(1) 第 80 条の a で言及されている保存された BGCB の実施には、次の活動が含まれます。

a 準備;

b.技術計画;

c.実装;

d.利用;と

e.解体。

(2) 保存されている BGCB の保存のための規定は、建物の実装プロセスの規定に従います。

(3) パラグラフ (21) で言及されている建築実施プロセスの規定に加えて、パラグラフ (1) で言及されている BGCB の保存の各段階は、次の規則に従わなければならない。

a 変更を加える可能性はほとんどありません。

b.可能な限り信頼性を維持します。
と

c.保全活動は、慎重さと責任を持って実施されます。

(4) 保存された BGCB の実装は、パラグラフ (1) で言及されているようにサービス プロバイダーによって実行され、BGCB フィールドの保存専門家、すなわち:

a 保存建築家;

b.考古学者;

c.建材保全の専門家。
および/または

d.インテリア レイアウト デザイナーまたは保存インテリア。

(5) BGCB の主催者は、(4)項に規定の保存専門家が行うほか、必要に応じて保存専門家が行うことができる。

(6) 第 1 項に規定する保存 BGCB の実施は、法令の規定に従って機能が決定された建築物において行われる。

第 86 条

(1) 第 85 条第 1 項 a に規定する準備活動は、次の段階を経て実施されるものとする。

a 同定研究;

b.ドキュメンテーション;と

c.保安全管理の提案。

(2) パラグラフ (1) の文字 a で言及されている同定研究は、BGCB の歴史のおよび考古学的価値だけでなく、建築、構造、および有用性に関する物理的状態の最初の研究です。

(3) (1) a 項に規定の同定調査の結果には、以下が含まれる。

a 全体または一部が保存されている BGCB を物理的に取り扱うことの実現可能性に関する決定。と

b.保全技術活動の物理的取り扱いの制限。

(4) (1) a 項に規定の識別調査の結果には、建物の最新の図面と写真を添付しなければならない。

(5) (1) b 項で言及されている書類には以下が含まれる。

a 測定画像;

b.写真およびまたは建物のスケッチ;と

c.建物の歴史的物語;

(6) 第(1)項 c に規定する保存の取扱いに関する提案は、BGCB の同定調査の結果に基づいて作成された保存措置の推奨の形をとっている。

第 87 条

第 85 条第 1 項 a で言及されている準備は、保存された BGCB の所有者、ユーザー、およびまたは管理者によって、保存の能力を有する建築分野のサービス プロバイダーを使用して実行されます。

第 88 条

(1) 第 86 条第 6 項に規定の BGCB 保存に関する勧告は、次の形式である。

a 保護;

b.開発; およびまたは

c.利用。

(2) (1) a 号に規定する保護は、次のものからなる。

a メンテナンス;と

b.復元。

(3) (1) b 項で言及されている開発は、次のものから構成される。

a 活性化;と

b.適応。

第 89 条

(1) 第 88 条第 2 項 a に規定する維持管理は、BGCB の状態を持続的に維持するための維持管理および管理の努力を通じて行われます。

(2) 第 88 条第 21 条 b に規定する回復は、次の活動を通じて実施されるものとする。

a 再建;

b.統合;

c.リハビリテーション;と

d.復元。

(3) 修復の実施は、労働安全衛生、保護および保存の原則に注意を払わなければならない。これには、形式の真正性、レイアウトおよび実施方法、構造システム、建築材料の使用、歴史的、科学および文化的価値が含まれる。、建築的価値、および技術を含む。

(4) 第 2 項 a 号の再建は、失われた BGCB の全部または一部を、一定期間内に元の形になるように、新しい建設を使用して再建する努力を通じて行われます。

(5) パラグラフ (2) の文字 b で言及されている統合は、さらなる損傷を防ぐために建物全体を解体することなく、損傷した BGCB セクションを強化する努力を通じて行われます。

(6) (2) c 項で言及されている修復は、BGCB の状態を復元する努力を通じて行われ、歴史的、建築的、および文化的価値。

(7) パラグラフ (2) の文字 d で言及されている復元は、追加の要素またはコンポーネントおよび材料を削除すること、およびまたは不足している要素またはコンポーネントを交換することにより、BGCB の状態を本来の状態に正確に復元するための努力を通じて行われます。一定期間で以前ようになります。

第 90 条

(1) 第 88 条第 3 項 a 号に規定する再生は、保存の原則と文化的価値に抵触しない新しいスペースの機能を調整することにより、BGCB の重要な価値を再生するために行われます。コミュニティの。

(2) 第 88 条第 3 項の文字 b で言及されている適応は、重要な値の減少をもたらさない限定的な変更を行うことにより、現在のニーズにより合致した活動のために BGCB を開発する努力を通じて実行されます。または重要な値を持つ部品の損傷。

第 91 条

(1) 第 85 条第 1 項 b に規定されている保存された BGCB 技術計画は、第 14 条 a に規定されている建物の計画および設計に関する技術基準を参照して実施される。

(2) 保存された BGCB の技術計画は、次の段階を経て実行されます。

a BGCB 保護のための技術計画書の作成;と

b.割り当てられた機能に応じた BGCB の開発と利用のための技術計画書の作成。

(3) (2) a 項に規定の BGCB 保護技術計画文書には、以下を含めることができる。

a 歴史研究;

b.写真、測定結果の写真、メモ、ビデオ。

c.既存の状態の説明と分析、および建物とその環境への損傷の一覧表。

d.保存の取扱いに関する提案。

e.整備計画、整備、定期点検;

f.修復の技術計画図;

g.予算計画;と

h.作業計画と条件。

(4) (2) b 項に規定の BGCB の開発と利用に関する技術計画文書は、実施される機能に応じて提案された保全措置の形式であり、以下を含む。

a 価値潜在分析;

b.利用計画;

c.活性化および適応行動のための技術計画;

d.整備計画、整備、定期点検;

e.構造計画、機械、電気、配管;

f. 予算計画と

g. 作業計画と条件。

(5) BGCB の開発と利用が当初から決定されている場合、(2)項に規定の 2 つの技術計画書の作成を同時に行うことができる。

(6) 保存された BGCB が慣習法共同体によって所有されている場合、保存された BGCB の技術計画は、考慮のために文化遺産埋め立て地および慣習法共同体と協議されます。

第 92 条

(1) 第 85 条第 1 項の文字 c で言及されている保存された BGCB の実装には、次の作業が含まれます。

a. 建築;

b. 構造;

c. 効用;

d. 風景;

e. インテリアまたはインテリアレイアウト; および/または

f. その他の特殊な仕事。

(2) 保存された BGCB の実施は、県・市政府、特別首都地域の州政府によって承認された保護のための技術計画および/または開発および利用のための技術計画に従って行われます。文化遺産埋立地の考慮に基づいて、ジャカルタの特別な機能を持つ BGCB の大臣。

(3) 建物の形状や物理的特性を変更する保存 BGCB の実施は、文化遺産の特別な PBG を取得した後、または県の地方政府によって発行された文化遺産の特別な pBd の変更後に実行する必要があります。ジャカルタの特別首都地域の市、州政府、または特別な機能を持つ BGCB の大臣。

(4) 本質的に維持され、形状、材料、物理的特徴の構成の機能を変更しない、または BGCB を追加しない保存 BGCB の実装は、PBG を必要としない文化遺産埋立地の考慮を取得する必要があります。

(5) パラグラフ (4) に規定の保存された BGCB の実施は、地区/市政府、ジャカルタの特別首都地域の州政府、または特別な機能を持つ文化遺産建造物担当大臣に報告されなければならない。

(6) 所有者、ユーザー、および/または管理者は、PBG で完了する必要のない保存された BGCB を実装するという文脈で、特定の公式標識を立てる必要があります。

(7) 保存された BGCB の実装は妥協することなく実行されなければならない

第 93 条

(1) 第 85 条第 1 項 c に規定の実施の監督は、建物分野の有能で専門的な監督サービス提供者によって実施されるものとする。

(2) パラグラフ (1) で言及されているサービス提供者は、SLF 申請書の完全性の一部として、監督の結果を所有者、使用者、および/または建物の管理者に報告するものとします。

(3) (1)項に規定の監督サービス提供者は、BGCB 保全のためのエキスパートを提供しなければならない。

第 94 条

(1) BGCB 保存の実施の管理は、県/市の地域政府、ジャカルタの特別首都地域の州政府、または PBG を通じて特別な機能を持つ BGCB の大臣によって行われます。

(2) パラグラフ (1) に規定の PBG は、TPA の検討を経て、県/市地方政府、ジャカルタの特別首都地域の州政府、または特別な機能の BGCB 担当大臣によって発行されます。

(3) 管理は、県/市政府、ジャカルタの特別首都地域の州政府、または第 92 条で言及されているように PBG を必要としない保全活動を行う BGCB に関する特別な機能を持つ BGCB 担当大臣によっても実施されま

す。パラグラフ (4)。

第 95 条

(1) 第 85 条第 1 項 (1) d に規定の保護・保存建物の利用は、所有者および/または使用者が、保護・保存されている建物の保存および分類の原則に従って実施するものとする。法令の規定に従います。

(2) 文化財として指定された建造物及びその環境を他人に譲渡する場合には、法令の規定に従って権利の譲渡を行わなければならない。

第 96 条

(1) 保存された BGCB は、建物が機能していると宣言された後、所有者、ユーザー、および/または管理者によって利用できます。

(2) 保存された BGCB は、建築物技術基準及び保存要件を遵守して利用及び管理されなければならない。

(3) 所有者、使用者、および/または管理者は、保存された BGCB を使用して、保守、保守、定期検査を実行します。

(4) 特に第 3 項に規定のメンテナンスの実施については、建物の保存に関する技術計画を、フォーム、レイアウト、構造の真正性を含む保護と保存の原則を考慮して作成する必要があります。システム、建築材料の使用、およびそれに含まれる価値建物への損傷のレベルおよびその分類の規定に従って。

第 97 条

(1) 第 85 条第 1 項の文字 e で言及されている BGCB の解体は、建物構造に修復不可能な損傷があり、ユーザー、コミュニティ、および環境を危険にさらす場合に実行できます。

(2) (1)項に規定の BGCB の解体は、BGCB としての地位が取り除かれた BGCB に対して行われるものとする。

(3) BGCB としての地位の剥奪は、文化遺産分野の法律の規定に従って行われる。

(4) パラグラフ (1) に規定の解体は、県/市地方政府、ジャカルタの特別首都地域の州政府、または特別な機能を持つ BGCB の大臣から、技術計画に従って承認を得なければならない。TPA の検討を受けた解体。

(5) BGCB の解体は、BGCB の解体に関する技術計画に従って、建築部門の有能な実施サービス提供者によって実施されなければならない。

パラグラフ 3

報酬、インセンティブ、およびディスインセンティブ

第 98 条

(1) 第 80 条 b および c で言及されている、保存された BGCB に対する補償、インセンティブ、および阻害要因の提供は、保存された BGCB の所有者、使用者、および管理者による保存の努力を奨励する目的で行われます。

(2) (1)項に規定の補償は、保存された BGCB の保護および/または開発を行う BGCB の所有者、ユーザー、および/または管理者に与えられるものとします。

(3) (1)項で言及されているインセンティブは、所有者、ユーザー、および/またはは与えられます。保存された BGCB の開発および/または利用の保護を行う BGCB 管理者。

(4) 第(1)項で言及されているように、保存されている BGCB の保護を実施しない BGGB 所有者、ユーザー、および/または管理者には、阻害要因が与えられます。

第 99 条

(1) 第 98 条第 2 項に規定の補償は、金銭および/または金銭の形での補償である区/市地方政府、特別な地域の州地方政府からではありません

ジャカルタの首都、または特別な機能を持つ BGCB の大臣

(2) (1)項に規定の更新不可能な補償は、保存された BGCB の所有者、使用者、および/または管理者に対する保存費用の一部を代替するものとして、労働援助および/または物的援助の形をとることができます。

(3) 県・市地方政府、地方政府からの補償の実施

第 100 条

(1) パラグラフ (3) で言及されているインセンティブは、次の形式をとることができます。

a 擁護;

b.援助;と

c.その他の非経済的支援

(2) (1) a 項で言及されている権利擁護は、次の形式をとることができます。

a 賞状、楯、感謝状の形で賞を授与する。

b.昇進;および/または

c.出版。

(3) 第(1)項 b に規定の援助は、次の形態をとることができます。

a 環境の物理的質の改善を含む、施設およびインフラストラクチャの提供に対するサポート。および/または

b.技術サポートおよび/または専門知識は、の上:

1. 技術的なアドバイスの支援;

2. 専門家による支援。と

3. BGCB の分野における有能なサービス プロバイダーからの支援。

(4) 第(1)項 c で言及されているその他の非資金援助は、次の形式をとることができます。

a 法律および規則の規定に従って保全措置が講じられた後、BGCB の所有者および/または管理者に与えられる土地および建物の減税。

b. PBG 課税の軽減。

c.追加の KLB;および/または

d.追加の KDB。

第 101 条

保存されている BGCB に関する第 98 条第 4 項で言及されている阻害要因は、BGCB の使用のための活動に対する制限の形をとることができます。

第 102 条

BGCB に関するその他の規定は、省令で規定されています。

第七部

特別機能建物の実施に関する規定

段落 1

全般的

第 103 条

(1) 第 13 条 a に規定されている建物の計画および設計に関する基準の規定を遵守する必要があることに加えて、BGFK は、計画および特別な技術的規則に関する基準、および関連する特別な機能に関するセキュリティ基準も満たさなければなりません。割り当てられた建物、関連する機関または機関によって、

(2) 第(1)項で言及された関連機関または機関によって設定された特別な技術計画および設計基準には、以下が含まれます。

a 地域空間計画 RDTR に従って、自然災害の可能性を考慮したサイト選択の規定または RTBL;

b.共同住宅の安全限界半径を考慮した立地規定、環境保全、安全限界半径の決定

c. BGFK の実施のための規定;と

d.関連する認定機関または機関によって決定された BGFK の技術仕様。

(3) 第 1 項により関係機関等が定める建築物に係る特殊機能の保安基準(安全性)には、BGFK 実施の各段階における保安基準が含まれる。

(4) パラグラフ (3) で言及されているセキュリティ標準 (seanify) には、少なくとも以下が含まれるものとします。

a 検出および監視システム(検出システム)の提供。

b.建物内にセキュリティ チームを設置する。と

c.に関する法令の規定に基づく BGFK セキュリティの標準操作手順の規定安全。

パラグラフ 2

特別機能建築物の基準・種類・判断

第 104 条

(1) 第 5 条第 5 項で言及されている BGFK 基準は、以下を満たす必要があります。

a 特別な機能を持っている、および/または国益のために高い機密性を持っている;

b.周囲のコミュニティを危険にさらす可能性のある建物の実装。

c.計画および/または実装において高度な技術を必要とする特別な要件があります。および/または

d.危害を加える危険性が高い。

(2) パラグラフ (1) a で言及されているように、国益のために特別な機能および/または高い機密性を有する同様の建物は、次の基準を満たさなければならない:

a 州の政策を決定する際に戦略的機能を持つ建物には、政治、経済、社会、文化、および防衛と安全保障の政策が含まれます。また

b.政治的、経済的、社会的、文化的、防衛および安全保障政策をカバーする国家任務を遂行するための、他の国のインドネシア共和国の代表者のための建物。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されているように、周囲のコミュニティを危険にさらす可能性がある同様の建物は、致命的なウイルスによる汚染の脅威になる可能性のある活動のために、国家安全保障に影響を与えるための基準を満たさなければなりません。周辺地域に一斉に広がり、問題になる可能性のある微生物。プログラムの国家:

a 公衆衛生の改善;と

b.人口統計または人口、特に労働力。

(4) 計画およびまたは実施において特別な要件がある同様の建物は、パラグラフ (1) の文字 c で言及されているように高度な技術を必要とし、以下を必要とする禁止である:

a 特殊機能の専門家;

b.特別な材料;

c.特別な機器の使用;と

d.特別な建設の実施方法。

(5) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている危険性の高い類似の建物は、**国家安全保障に影響を与えるための基準**を満たし、爆発の危険性の高い建物およびまたは設備として危険の高いリスクを持っている必要があります。発火し、問題となる。

a 建物、公共インフラ、環境、および生命への物理的損害。と

b.財産、動植物の損失

(6) 省庁または機関、およびまたは法人を持つ非省庁または非機関の所有者は、大臣に BGFK の決定を提案することができます。

第 105 条
BGFK に関するその他の規定は、省令で規定されています。

第 105 条
(1) BGFK の種類は、第 104 条第 1 項で言及されている基準に基づいて分類されます。

(2) BGFK を決定する段階には以下が含まれます。

a 身元;

b.提案;と

c.大臣の決定。

(3) (2) a 項に規定の身元確認は、大臣およびまたは関連する省庁/機関および機関が実施することができる。

(4) 識別は、第 104 条で言及されている基準を考慮して実行されます。

(5) (2) b 項に規定の提案は、政府機関または機関およびまたは非政府機関または法人の所有者が大臣に提出することができる。

(6) 第 21 条 c 項に規定の大臣による決定には、建物の種類と位置に基づく建物の決定が含まれる。

(7) 第 6 項の規定に基づき、BGFK の実施には、PBG の発行、建設期間の検査、SLF の発行、SBKKG の発行、RTB の発行が含まれ、大臣の権限と義務である。

(8) (6)項に規定の規定に基づき、大臣は BGFK 実施の一部の権限を知事に委任することができる。

(9) (8)項に規定の権限委譲

パート 8

グリーン建築物の実施規定

法律の規定に従って。
段落 1

全般的

第 107 条

(1) BGH を実施するための技術基準は、新築の建物と既存の建物に課されます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGH 技術基準の賦課は、カテゴリに基づいて分類されます。

a 必須(必須);また

b.推奨(推奨)。

(3) (2) a で言及されている必須(必須)カテゴリの建物には、以下が含まれます。

a クラス 4 (4) およびクラス 5 (5) の建物で、4 (4) 階以上で、少なくとも 50,000 m² (50,000 平方メートル) の面積があります。

b.クラス 6 (6)、7 (7)、8 (8) の建物で、床面積が 5,000 m² (5,000 平方メートル) 以上の 4 (4) 階建ての建物。

c.クラス 9a 面積が 20,000 m² (20,000 平方メートル) を超える建物。と D.面積が 10,000m² (万平方メートル) を超えるクラス 9b の建物、

(4) パラグラフ (2) の文字 b で言及されている推奨カテゴリの建物には、パラグラフ (3) で言及されている建物以外の建物が含まれます。

第 108 条

BGH の原則には以下が含まれます。

a 共通の目標、理解、行動計画の策定。

b.土地、材料、水、天然資源、および人的資源の形で、資源の使用を削減します。

c.物理的および非物理的な廃棄物生成の削減。

d.再利用(以前に使用したリソースの再利用)。

e.再生資源の利用 (recycle);

f.保全活動による環境の保護と管理。

g.安全、健康、気候変動、災害のリスクを軽減する。

h.ライフサイクルのオリエンテーション;

i 望ましい品質を達成するためのオリエンテーション。

j.継続的な改善のための技術革新。
と

k. 実施における制度的支援、リーダーシップ、および管理を強化する。

第 109 条

(1) BGH は、第 13 条 a、b、c、および d で言及されている技術基準、ならびにその実施段階に応じた BGH の技術基準を満たさなければなりません。

(2) パラグラフ (1) で言及されている実施段階には、次の段階が含まれます。

a. プログラミング;

b.技術計画;

c.建設の実行;

d.利用;と

e.解体。

(3)BGH は次の組織によって運営されています。

a 国有の BGH の場合は中央政府、地域所有の BGH の場合は地方政府。

b.法人または個人である BGH 所有者。

c.法人または個人である BGH ユーザーおよび/または管理者;と

d.建物の分野で有能なサービスプロバイダー。

(4) BGH の実施において、パラグラフ (3) の文字 d で言及されているサービス プロバイダーには、BGH エキスパートが関与します。

パラグラフ 2

プログラミング段階

第 110 条

(1) 第 109 条 (2) 項 a で言及されている BGH プログラミングは、リソース充足の可用性と持続可能性を考慮して、最初から実行する必要があります。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGH プログラミング段階での規定には、以下が含まれます。

a サイトの適合性;

b. BGH として指定される建物オブジェクトの決定。

c.必要レベルに応じた BGH パフォーマンス。

d. BGH の投与方法;と

e. BGH の適格性。

(3) パラグラフ (1) で言及されている BGH プログラミング段階の実装には、以下が含まれます。

a BGH の実施に関与する利害関係者の特定。

b. BGH を実装するための初期の構想と方法論の決定。

c.技術的、経済的、社会的、財政的観点からの BGH の実施のための実現可能性調査の準備環境;

d.有能なサービスプロバイダーの基準の決定;

e. BGH 文書の準備;

f.すべての段階でのプログラミングの実装;

g.危機管理;と

h. BGH プログラミング フェーズの最終レポートの準備。

第 111 条

(1) 第 110 条第 2 項 a に規定されているサイトの適合性は、不適切なサイトでの BGH の開発を回避し、県/市の空間配置計画の規定に従って環境への影響を軽減することを目的としています。建物のレイアウトの規定。

(2) 第 110 条第 2 項 b に規定の BGH として指定される建物の決定は、所有者が決定した建物の建設に関する一般計画または基本計画で決定されていなければならない。

(3) 第 110 条 (21 文字 c) で言及されている必要性に応じた BGH パフォーマンスの達成レベルの決定は、BGH として測定可能で現実的または合理的なパフォーマンス目標を決定することを目的としています。

(4) 第 110 条第 2 項の文字 d で言及されている BGH の実施方法の決定は、BGH のパフォーマンスと利用可能なリソースの能力を達成するための目標に合わせて調整する必要があります。

(5) 第 110 条第 2 項の文字 e で言及されている BGH II のフィージビリティ スタディは、BGH 開発計画に対するプログラミング規定の適合性を確保することを目的としています。

パラグラフ 3

技術計画段階

第 112 条

(1) 第 109 条第 2 項 b 項で言及されている BGH の技術計画段階の規定は、次のとおりです。

a サイト管理;

b.エネルギー使用効率;

c.水利用効率;

d. 部屋の空気の質;

e.環境に優しい素材の使用;

f.廃棄物管理;と

g.廃水管理。

(2) パラグラフ (1) a で言及されているサイト管理は、次の規定で構成されます。

a 建物の向き;

b.アクセシビリティまたは循環を含むサイト処理;

c.危険で有毒な廃棄物で汚染された土地の管理;

d.私有の緑地;

e.歩行者道を提供する。

f.地下サイト管理;

g.駐車場の提供;

h.屋外照明システム;と

私。土地および/または水および/または公共インフラストラクチャまたは施設上および/またはその中の建物の建設。

(3) (1) b 項に規定のエネルギー利用効率は、以下の規定からなる。

a 建物のエンベロップ;

b.換気システム;

c.エアコン設備;

d.照明装置;

e.建物内輸送システム;と

f.電気システム。

(4) (1) c 項に規定の水利用効率は、以下の規定からなる。

a 水源;

b.水の使用;と

c.節水衛生設備の使用(給水設備)。

(5) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている室内空気の質は、次の規定で構成されています。

a 禁煙;

b.二酸化炭素 (CO₂) と一酸化炭素 (CO) を制御します。と

c.冷媒の使用の制御。

(6) 第(1)項 e に規定の環境に優しい材料の使用は、以下の規定からなる。

a 危険物の使用を管理する。
と

b.認定された環境に優しい素材の使用 (e co-lab elling)。

(7) (1) 項 f に規定の廃棄物管理は、以下の規定からなる。

a 3R 原則 (reduce, rollse, regcle) の適用。

b.廃棄物管理システムの実施;と

c.廃棄物発生記録システムの適用。

(8) パラグラフ (1) の文字 g で言及されている廃水管理は、以下の規定からなる。

を。都市下水道に放流される前の廃水管理施設の提供。
と

b.生活排水からの水のリサイクル。

パラグラフ 4

建設実施段階

第 113 条

第 109 条第 2 項の文字 c で言及されている BGH 建設段階の実施に関する規定は、建物に関する第 109 条第 2 項の文字 b で言及されている技術計画段階での規定の履行の確認を構成する。構築されたもの。

第 114 条

(1) 第 113 条で言及されている BGH 建設の実施は、グリーン建設の実施の原則に従って実施することができます。

(2) パラグラフ (1) で言及されているグリーン建築の実施の原則には、以下が含まれる。

a グリーン建設プロセス;

b.環境に配慮した行動慣行;と

c.グリーンサプライチェーン。

(3) パラグラフ (2) a で言及されているグリーン建設プロセスは、次の方法で実行されます。

a グリーン建築の実施方法の適用。

b.機器の使用を最適化する。

c.建設廃棄物管理の実施;

d.建設の実施における節水の適用。と

e.建設の実施における省エネルギーの適用。

(4) パラグラフ (2) の文字 b で言及されている環境に配慮した行動の実践は、次の方法で実行されます。

a SMKK の実施;と

b.環境にやさしい行動の実施。

(5) パラグラフ (2) の文字 c で言及されているグリーン サプライ チェーンには、以下が含まれます。

a 建設資材の使用;

b.サプライヤーおよび/または下請け業者の選択;と

c.エネルギー資源の保護。

パラグラフ 5

活用段階

第 115 条

(1) 第 109 条第 2 項のレター d で言及されている BGH 利用の段階に関する規定は、利用管理の実施の形で次のとおりです。

- a. BGH を使用するための SOP の準備。
- b. BGH を使用するための SOP の実装。と
- c. 使用中の BGH パフォーマンスの維持。

(2) 既存の建物で、BGH 建設の技術計画および実施の段階で BGH 証明書を取得したことがない場合、(1) 項 b で言及されている規定は施行されません。

(3) 既存の建物で、技術計画段階および BGH 建設の実施時に BGH 証明書を取得したことがない場合、(1) 項で言及されている BGH 利用段階の規定が追加されるものとします。利用期間中の既存の BGH パフォーマンス規定。

パラグラフ 6

分解段階

第 116 条

第 109 条第 2 項 e で言及されている BGH 解体段階の規定には、以下が含まれます。

を。分解方法は、再利用可能な材料に損傷を与えることなく実行されます。と

b. 解体後の現場の質を向上させる取り組み。

パラグラフ 7

既存建物のグリーン建築物基準

第 117 条

(1) 既存の建物への BGH の実装は、技術計画段階で BGH 証明書を取得したことがなく、BGH 建設の実装は次のように実行されます。

- a. 適応の原則
- b. 適応の適用。

(2) 第(1)項 a で言及されている既存の建物における適応の原則には、以下が含まれる。

- a. 建物の適切な機能と規定の履行。
- b. 使用の運用コストの考慮と、節約のために受け取ったコストの収益率の計算。と
- c. BGH として大幅に測定可能なパフォーマンス目標の達成。

(3) 第(1)項 b に規定する適応の適用は、適応原則を既存の建物に適用するために使用される有効な方法である。

(4) 第(1)項 b に規定の適応の適用は、以下に対して行われる。

- a. すでに存在するが、機能の変更や追加が行われておらず、新しいセクションが追加されていない建物。
- b. 新しいセクションの追加をもたらす可能性のある機能の変更または追加を伴う既存の建物。と
- c. 保存された BGCB。

(5) (1) b で言及されている建物への BGH 適応の適用は、段階的に、およびまたは改造を通じて BGH 技術基準に従って部分的に実行されます。

(6) (1) b で言及されている建物における BGH 適応の適用は、以下を目的としています。

- a. 既存の建物は、改修を通じて BGH 技術基準の規定に従って段階的およびまたは部分的に実行されます。
- b. 追加の建物は、BGH 技術基準の規定に準拠しています。

(7) (1) b で言及されている建物における BGH 適応の適用は、BGH 技術基準の規定に従って、改修および保存規定を通じて、段階的およびまたは部分的に実行されます。

パラグラフ 8

コミュニティ グリーン シェルター

第 118 条

(1) 集合住宅は、H2M メカニズムを通じて BGH を編成できます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている H2M は、共同体の主導で集会的に開催されます。

第 1 条 19

(1) 第 118 条 (2) 項で言及されている H2M の実施は、パフォーマンス指標を満たすことにより、地区/市地方政府の支援を受けて共同体によって実施されます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている H2M の実装には、以下が含まれます。

a. H2M 作業計画書の作成;

b. 建設の実行;

c. 利用;と

d. 解体。

(3) H2M の実施は、地区/市で BGH を実施するための行動計画の一部として、活動の開始時に H2M 作業計画を作成するためのドキュメントに記載されています。

(4) パラグラフ (1) で言及されている H2M パフォーマンス指標は、次の形式になっています。

a. エネルギー消費量を平均 25% (25%) 削減。

b. 水の消費量を平均 10% (10%) 削減。

c. 独立した廃棄物管理;

d. 地元の環境に優しい建材の使用。と

e. 庭の緑のオープン スペースの機能を最適化します。

(5) パラグラフ (1) で言及されている H2M パフォーマンス指標は、機能の実現可能性、手頃な価格、および測定可能なパフォーマンスを優先する方法と技術を使用して実装されます。

パラグラフ 9

グリーン建築物認証

第 120 条

(1) BGH 認証は、効率的、安全、健康的、簡単、快適、環境に優しく、省エネルギー、節水、その他の資源を備えた、著しく測定可能な性能を備えた建物の整然とした開発と実装の奨励に対して与えられます。

(2) BGH 証明書は、レーティングに従って BGH パフォーマンスに基づいて授与されます。

a プライマリ BGH;

b.中間 BGH;と

c.メイン BGH。

(3) 所有者または管理者は、BGH 評価基準に従って、段落 (1) で言及されている BGH 証明書を取得するために、BGH 実装の各段階で出力文書を地区/市地方政府に提出します。

(4) パラグラフ (2) で言及されている BGH 証明書は、技術計画、建設の実施、または利用の証明書の形をとることができます。

(5) BGH 性能評価のチェックリストと証明文書を検証するプロセスは、TPA によって実行されます。

(6) TPA は、性能評価検証の結果に基づいて BGH レーティングを決定します。

(7) 地区/自治体の地方政府は、パラグラフ (6) で言及されているように、確立された BGH 格付けに基づいて勧告を発行します。

(8) 地区/自治体の地方政府は、パラグラフ (7) で言及されている勧告に基づいて、BGH 証明書と楯を発行します。(9) 技術計画段階の BGt 認定書と銘板は、すでに PBG を所有しており、確立されたランキング基準に従って BGH 技術基準の規定を満たす建物の所有者または管理者に与えられます。

(10) 建設実施段階の BGH 証明書とブラカードは、既に SLF を取得しており、確立された評価基準に従って BGH 技術基準の規定を満たす建物の所有者または管理者に与えられます。

(11) 利用段階の BGH 証明書とブラカードは、すでに拡張 SLF を取得しており、確立された格付け基準に従って BGH 技術基準の規定を満たす建物の所有者または管理者に与えられます。

(12) BGH 建設の技術計画および実施段階で BGH 証明書を取得していない既存の建物の場合、使用段階での BGH 証明書および銘板は、既に BGH 証明書を取得している建物所有者または管理者に付与されます。SLF であり、確立されたランキング基準に従って BGH 技術基準の規定に準拠しています。

(13) パラグラフ (8) で言及されているブラークは、BGH の壁または公共の場所に貼られています。

(14) BGH 証明書の有効期間は 5 年間です。

パラグラフ 10

パフォーマンス評価とグリーン建築物 インセンティブ

第 121 条

(1) 第 109 条 (21 文字 b) で言及されている技術計画段階での BGH パフォーマンスの評価には、サイト管理の適切性、エネルギー使用効率、水使用効率、室内空気質、環境に優しい材料の使用、廃棄物管理、および廃棄物管理。

(2) 第 109 条第 2 項の文字 c で言及されている建設実施段階での BGH 性能の評価には、建設された建物の技術計画段階での規定が含まれる。

(3) 第 109 条第 2 項の文字 d で言及されている利用段階での BGH パフォーマンスの評価には、BGH 利用に関する SOP の作成、BGH 利用に関する SOP の実施、および利用中の BGH パフォーマンスの維持が含まれます。

(4) 利用期間中の第(3)項に規定の BGH のパフォーマンスの維持は、利用段階での BGH のパフォーマンスと建設実施のパフォーマンスの決定を比較することによって行われます。

(5) BGH 建設の技術計画および実施段階で BGH 証明書を取得したことがない既存の建物 (拡張) の場合、(4) 項で言及されている使用段階での BGH 性能評価には準備が含まれます。BGH 利用のための SOP の設定、BGH 利用 SOP の実装、および利用時の既存の BGH のパフォーマンス。

(6) 性能評価は、BGH 技術基準の履行に関する規定に基づいて決定されます。

第 122 条

(1) BGH の所有者および/または管理者は、地区/市の地方政府からインセンティブを得ることができます。

(2) インセンティブの提供は、建物の所有者および/または管理者による BGH の実施を奨励するために行われます。

(3) インセンティブは、パラグラフ (1) で言及されているように、BGH の所有者および/または管理者に次の形式で与えることができます。

a PBG 課税の軽減およびサービスの軽減。

b.追加の建物床係数の形での補償;

c.パイロットベースでの BGH 専門家からの技術的アドバイスおよび/または支援の形での技術サポートおよび/または専門知識;

d.賞は、証明書、盾、および/または感謝状の形をとることができます。とラタウ

e.出版物および/またはプロモーションの形でのその他のインセンティブ。

(4) インセンティブは、H2M の実装にコミットしているコミュニティまたはコミュニティに、次の形で与えることができます。

a PBG 課税の軽減。

b.施設、インフラ、および環境品質の改善のサポート。

c.技術サポートおよび/または専門知識、特に地方政府によって提供される技術的アドバイスおよび/または支援の形で
県/市;

d.賞は、証明書、盾、および/または感謝状の形をとることができます。とラタウ

e. BGH の実装に関するベスト プラクティスを一般に紹介するための出版物および/またはプロモーションの形でのその他のインセンティブ
BGH の実装に関連する広範なコミュニティ、インターネット サイト、およびフォーラム。

(5) BGH インセンティブの提供は、法律の規定に従って実施されます。

第 123 条

省令における BGH dratur の性能評価に関する詳細規定。

第九部

州庁舎の実施に関する規定

段落 1

全般的

第 124 条

大臣は、省庁およびデバイス組織によって実施される BGN 実装の実施に責任を負います。
範囲。

(2) BGN の実装には、次の段階が含まれます。

a 発達;

b.利用;

c.保存;と

d.解体。

(3) (2) a 項に規定の開発には以下が含まれる。

a 技術計画;

b.物理的な建設の実施;と

c.技術監修。

(4) パラグラフ (2) a で言及されている建設は、準備活動で始まり、建設後の活動で終わる。

(5) (4)項に規定の開発において、予算使用者は活動の組織と管理を確立するものとする。

(6) パラグラフ (5) で言及されている活動管理者は、この政府規則で規定されている BGN 開発の組織と管理の規定に従う義務があります。

(7) 省庁/機関または地域機構組織によって実施されるすべての BGN 開発は、技術管理の形で大臣から技術支援を受けなければなりません。

(8) (5)項に規定の活動の管理は、認定された技術管理担当者によって行われる。

(9) 技術管理担当者は、技術管理分野における BGN 開発活動の管理を支援する任務を負っています。

(10) BGN 実施プロセスの規定は、建物実施プロセスの規定に従う。

(11) 面積が 5,000 m² (5,000 平方メートル) を超える BGN は、BGH の原則を適用する必要があります。

(12) パラグラフ (10) で言及されている建物実装プロセスの規定に加えて、パラグラフ (1) で言及されている BGN 実装の各段階は、BGN 技術基準および分類、面積の規定に従わなければならない。基準、および BGN 階数の基準。

第 125 条

(1) 第 124 条第 12 項で言及されている準備活動における BGN 技術基準は、以下の準備から成っている。

a 計画が必要です。

b.資金計画;と

c.資金計画。

(2) 技術計画段階の BGN 技術基準は、以下で構成される。

a 新しい技術計画;

b.反復設計による技術計画。

c.プロトタイプ/プロトタイプ設計による技術計画;また

d.競技会での技術計画。

(3) 建設実施段階における BGN の技術基準には、以下の活動が含まれる。

a 新しい開発;

b.拡張;

c.未完成の建物の継続的な建設。

d.建物の一部または全部の修理を含むメンテナンスの枠組みにおける建設。および/または

e.統合された BGN 開発。

(4) 施工監理段階における BGN 技術基準には、以下の活動が含まれる。

を。施工管理;また

b.施工監理。

(5) 建設後の BGN 技術基準には以下が含まれる。

を。州の財産としての BGN ステータスの決定;

b. BGN 登録;と

c. SLF 文書の準備。

(6) 利用段階の BGN 技術基準には以下が含まれます。

を。BGN 管理;

b. BGN のメンテナンスとメンテナンス;と

c. BGN 定期検査。

(7) 保存段階の BGN 技術基準は、保存された BGCB 実装の規定に従います。

(8) 解体段階での BGN 技術基準には以下が含まれます。

a 解体レビュー;

b.解体の実施;

c.解体監督;

d.解体後;と

e.国有財産の廃止。

第 126 条

(1) BGN 開発事業者は以下で構成されます。

を。予算のユーザー;と

b.建設サービスプロバイダー。

(2) BGN の建設に関する建設サービス プロバイダーの規定は、建物のサービス プロバイダーの規定と準用される。

第 127 条

(1) BGN の実施のための資金は、予算実施リストまたは予算実施文書に含まれていなければなりません。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGN の実施のための資金には、以下が含まれます。

a. BGN 開発費の構成要素。

b. 標準原価と非標準原価。

c. 最高標準単価；

d. 建設に伴う、または建設を完了するその他の作業の費用。と

e. メンテナンスの枠組みにおける開発費。

(3) パラグラフ (1) で言及されている予算執行エントリまたは予算執行文書のリストには、以下が含まれます。

a. 技術計画；

b. 物理的な建設の実施；

c. 施工管理または施工監理と

d. 活動管理。

パラグラフ 2

国の建物の分類、面積基準、階数基準の規定

第 128 条

(1) BGN の建設に当たっては、区分、面積基準、階数基準を満たしていること。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGN は、次のように分類されます。

を。オフィスビル；

b. カントリーハウス；と

c. その他 BGN。

(3) パラグラフ (2) の文字 c で言及されているその他の PGN は、次のもので構成されます。

を。教育施設；

b. 教育と訓練の建物；

c. 保健サービスビル；

d. 駐車場の建物；

e. トレーディングビル；と

f. 礼拝堂。

第 129 条

(1) 第 128 条第 1 項で言及されている分類には、次のものが含まれる。

を。単純；

b. 単純ではありません。と

c. 特別な。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている単純な分類の BGN は、以下を含む単純な技術と仕様を備えた建物です。

を。2 階までの階数のオフィスビルおよびその他の BGN。

b. 面積が最大 500 m² (500 平方メートル) のオフィスビルおよびその他の BGN；と

c. カントリーハウスには、タイプ c のカントリーハウスが含まれます。タイプ

d を入力し、e と入力します。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている非単純な分類の BGN は、以下を含む非単純な技術と仕様を備えた建物です。

を。2 階以上のオフィスビルおよびその他の BGN；

b. 面積が 500 m² (500 平方メートル) を超えるオフィスビルおよびその他の BGN；と

c. カントリーハウスには、タイプ a とタイプ b のカントリーハウスがあります。

(4) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている特別分類の BGN は、次のとおりです。

を。BGN には特別な基準があり、その計画と実施において以下が必要です。
特別な仕上げまたは技術；

b. 国益のために機密性が高い BGN。

c. その実装が周囲のコミュニティを危険にさらす可能性がある BGN。と

d. 危険性の高い BGN。

(5) パラグラフ (4) で言及されている特別分類の BGN には、以下が含まれます。

を。国立宮殿；

b. 元大統領および/または元副大統領のオフィス。

c. 省庁；

d. 州の迎賓館；

e. 原子力施設の建物；

f. 能動無線を使用する建物。

g. 防衛施設の建物；

h. 特別な用途と基準を備えたインドネシア共和国国家警察の建物。

私。空、海、陸のターミナルビル。

j. 鉄道駅；

k. スタジアムまたはスポーツホール；

L. 高レベルのセキュリティを備えた拘留所 (最大のセアンリット)；

メートル。データセンター；

n. 危険物倉庫；

o. 建物は記念碑的です。

p. 文化遺産の建物と

q. インドネシア共和国の国会議事堂。

(6) (5)項以外の特別分類の BGN は、大臣が決定する。

第 130 条

(1) 第 28 条第 2 項の文字 a で言及されているオフィスの標準面積は、1 人あたり平均 10 m² (10 平方メートル) です。

(2) 第 1 項に規定する人員は、国家機構の活用及び官僚機構改革の分野で公務を遂行する大臣の承認を受けた組織構造に基づいて計算される。

(3) (1)項に規定の事務所建築面積の基準は、次のとおりである。

を。メインルームは次のもので構成されています。

1. 247 m² (247 平方メートル) の面積をカバーする、大臣、機関の長、知事、または同等の部屋
執務室、居間、会議室、待合室、休憩室、秘書室、8 人用職員室 (8 名、収納室、トイレ)。

事務室、ゲストホール、会議室、待合室、休憩室、秘書室で構成される 117 平方メートル、5 人用職員室、物置、トイレ。

作業室、居間、会議室からなる 7 平方メートル (117 平方メートル) の面積をカバーする、エシエロン Ia または市長または摂政または同等の主要な高位指導者または中位の高位指導者のための 3 つの部屋、待合室、休憩室、秘書室、5 人用職員室、倉庫、トイレ。

ワークルーム、リビングルーム、会議室、待合室、休憩室、秘書室、5 人用職員室、収納スペース、トイレ。

83.4 m² (83.4 平方メートル) のエリアをカバーする、エシエロン Ib または同等の 5 つの中上級指導者室。2 人用のスタッフルーム、倉庫、トイレ。

エシエロン IIa または州または県/市地方議会議員または同等の議員に相当する 6 つの pratama ハイリーダーシップルーム、ワークルーム、ゲストホールで構成される 74.4 m² (74.4 平方メートル) の面積をカバー、会議室、待合室、rLlang 休憩室、rLlang 秘書、2 人用スタッフルーム、倉庫、トイレ。

7. エシエロン IIb に相当する Pratama の高官室またはそれに相当するもので、62.4 sp (62.4 平方メートル) の面積を占め、執務室、客室、会議室、待合室、休憩室、秘書室で構成されます。、2 人用職員室、物置、トイレ。

8. エシエロン IIIa または同等のものに相当する管理者の部屋で、24 平方メートル (24 平方メートル) の面積を占め、作業室、ゲスト ルーム、秘書室、保管室で構成されます。

9. エシエロン IIIb または同等の管理者室で、作業室、居間、および保管室からなる 21 m² (21 平方メートル) の面積をカバーします。と

10. 18.8 m² (18.8 平方メートル) の領域をカバーする、エシエロン IV またはそれに相当する監視室で、作業室、4 人用のスタッフ、および保管室で構成されます。

b 支援室は次のもので構成されます。

1. 100 人 (100 人) 収容可能な 140m² (140 平方メートル) の省庁のメイン会議室。

2. エシエロン I に相当する主要な高位指導者または中位の高位指導者のメイン会議室、または 75 人 (75 人) を収容できる 90 平方メートル (90 平方メートル) の面積を持つ同等の会議室。

3. エシエロン II または同等の pratama の高いリーダーシップのためのメイン会議室で、面積は 40 m² (40 平方メートル)、収容人数は 30 人です。

4. スタッフの 10% (10%) のユーザーのための 1 人あたり 4 m² (4 平方メートル) の面積のスタジオ スペース。

5. すべてのスタッフ ユーザー用に、1 人あたり 0.4 m² (ゼロ ポイント 4 平方メートル) の面積を持つアーカイブ ルーム。

6. 管理者、監督者、およびすべてのスタッフ ユーザー用のトイレ (25 人あたり 2 平方メートル (2 平方メートル) の面積の水洗トイレ)。

7. 総人員の 20% (20%) のユーザーに対して、1 人あたり 0.9 sp (ゼロ ポイント 8 平方メートル) の面積を持つ musala。

(4) 第 3 項第 10 号の規定を超える職員を有する監督職員については、追加の職員室の面積は、1 室あたり 2.2 m² (2.2 平方メートル) から 3 m² (3 平方メートル) までとして計算される。人事です。

(5) 第 1 項に規定のオフィス ビルのスペースの標準要件が、従業員 1 人あたり平均 10 平方メートル (10 平方メートル) を超える場合は、大臣の承認を得なければならない。

第 131 条

(1) 第 128 条第 2 項 b 号の官邸の面積の基準は、官邸の種類に応じて、占有者の地位及び等級に基づいて定める。

(2) 公務員及び公務員の公営住宅の種類及び面積の基準は、次のように定める。

を。特別なタイプは、大臣、高等国家機関の長、または大臣と同じレベルの役人を対象としています。400 m² (400 平方メートル) の建物と 1000 m² (1000 平方メートル) の土地面積；-

b. タイプ a は、事務総長、局長、監察官、同レベルの役人、高等国家機関のメンバー、または建物面積が 250 m² (250 平方メートル) の評議会のメンバーを対象としています。600 m² (600 平方メートル) の土地面積；

c. タイプ b は、120 m² (120 平方メートル) の建物面積を持ち、クラス IV/d および IV/e の局長、局長、中央局長、同レベルの役人、または公務員を対象としています。350 m² (350 平方メートル) の土地面積。平方メートル)；

d. タイプ c は、TO mz (7 mz) の建物面積を持つ、副局長、部門の長、分野の長、同じレベルの役人、またはクラス Iy la および IV/c の公務員を対象としています。20 平方メートル)と 200 平方メートルの土地面積 (200 平方メートル)；

e. タイプ d は、セクション長、サブセクション長、サブセクター長、同じレベルの役人、またはクラス III の公務員を対象としており、建物面積は 50 平方メートル (50 平方メートル)、土地面積は 120 m² (120 平方メートル)；と

f. タイプ e は、クラス I およびクラス II の公務員を対象としており、建物面積は 36m² (36 平方メートル)、土地面積は 100m² (100 平方メートル) です。

(3) 第 2 項で言及されている公務員および公務員用の公営住宅の標準タイプおよび面積に関する公営住宅スペースの必要性またはタイプの基準には、以下が含まれる。

を。特別なタイプは、リビングルーム、ワークルーム、居間、ダイニングルーム、4 (4) ベッドルーム、2 (2) バスルーム、キッチン、倉庫、2 (2) ガレージ、2 (2) メイドベッドルーム、ランドリールーム、そしてメイドバスルーム。

b. タイプ A は、居間、仕事部屋、居間、食堂、4 (4) 寝室、2 (2) 浴室、キッチン、倉庫、ガレージ、2 (2) メイド寝室、洗濯室、および浴室で構成されます。

c. タイプ b は、居間、仕事部屋、居間、食堂、3 (3) 寝室、2 (2) バスルーム、キッチン、倉庫、ガレージ、メイドの寝室、洗濯室、メイドの浴室で構成されます。

d. タイプ c は、リビングルーム、ダイニングルーム、3 つのベッドルーム、バスルーム、キッチン、倉庫、ランドリールームで構成されています。

e.リビングルーム、ダイニングルーム、2つのベッドルーム、バスルーム、キッチン、ランドリールームで構成されるタイプ d。と

f.タイプ e は、リビングルーム、ダイニングルーム、2つのベッドルーム、バスルーム、キッチン、ランドリールームで構成されています。

(4) 第 3 項 a から f までに規定する洗濯室および介助者用トイレは、州議事堂の面積の基準に算入しない。

第 132 条

(1) 第 128 条第 3 項に規定する教育施設、教育訓練施設、医療施設、駐車施設、商業施設、礼拝施設のその他の BGN 基準は、政府の事務に従って大臣が定める。

(2) 第(1)項以外のその他の BGN エリア基準は、予算使用者が決定するものとする。

(3) 大臣と調整した後の第 1 項および第 21 項に規定の決定。

パラグラフ 3

準備活動における州の建物の技術基準

第 133 条

(1) BGN 階数の基準は最大 8 階とする。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGN フロアの数、最も低い地上レベルに建てられたスペースから計算されます。

(3) BGN が 8 階を超える場合は、大臣の事前承認を得る必要があります。

(4) 意図したとおりの承認が考慮されます。

を。ニーズ;パラグラフ(3)

b.建物の高さまたは階数に関する地域の規制。と

c.地価と建物価格の比較係数。

(5) BGN が地下に建設される場合、最大層数は 3 (3) です。

第 134 条

第 125 条第 1 項 a に規定されている開発ニーズ計画は、次の者の承認を得る必要があります。

を。BGN の開発のために金融セクターで政府業務を遂行する大臣。その資金は、国家財産となる歳入および歳出の国家予算およびその他の法的買収から調達されます。

BGN の開発のために国内部門の政府業務を組織する大臣。その資金は、地方の地方歳入および歳出予算およびまたは地方の財産となるその他の合法的な買収から調達されます。また

c. 地区または市の地域歳入および支出予算およびまたは地域の財産となるその他の正当な収入から資金を調達する BGN の建設のための知事。

第 135 条

(1) 第 125 条第 1 項 b に規定する資金計画は、次の者による勧告を取得しなければならない。

を。国家予算およびまたは国有財産となるその他の正当な買収から資金を得ている BGN の建設担当大臣。

b. BGN の開発のために国内部門で政府業務を遂行する大臣。その資金は、州の地方歳入および歳出予算およびまたは地方の財産となるその他の合法的な買収から調達されます。また

c.その資金は、地区/市の地域の歳入および支出予算およびまたは地域の財産となるその他の合法的な買収から得られます。

(2) 第 1 項に規定の資金計画は、最初に、省庁/機関の中期開発計画または地域の中期開発計画でプログラムされ、規定されなければならない。

(3) パラグラフ(1)で言及されている勧告は、以下を含む開発費用の必要性の形式である。

a 建物の分類;

b.建物面積;

c.階数;

d.開発費の構成要素の詳細。およびまたは

e.開発実装の段階は次のとおりです。

1.開発時間;

2. コストの段階的調整。と

3.開発の段階。

(4) パラグラフ (3) で言及されている勧告は、予算実施者のリストまたは予算実施文書に概説されているように、活動のための予算の作成および BGN 開発の実施における最高の参考資料として使用されます。

(5) (1) a 項に規定の勧告を行う権限は、次の者に委任される。

を。ジャカルタの特別首都地域の州にある BGN の省庁/機関およびインドネシア共和国の海外の代表的な建物によって実施される BGN 開発担当大臣。と

b.州政府は、ジャカルタの特別首都圏の州外に位置する BGN の省庁/機関によって実施される BGN 開発のための BGN 開発を促進する責任があります。

第 136 条

(1) 第 12 条第 1 項 c 号に規定の資金提供計画は、予算を使用して省庁または地方機関によって実施される。

-

(2) (1)項に規定の資金提供計画は、次の形式をとっている。

を。州の歳入および歳出予算から資金を調達している BGN 開発のための省庁/機関の作業計画と予算。また

b.予算から資金を得ている BGN 開発のための地域機構組織の作業計画と予算地域の収入と支出。

第 137 条

(1) 完成までに 1 会計年度以上かかる BGN の建設は、複数年計画で実施される。

(2) パラグラフ (1) で言及されている複数年プロジェクト計画は、次の基準を満たさなければならない。

を。複雑さまたは仕様;

b.アクティビティのサイズ;およびまたは

c.予算の可用性。

(3) 第 1 項に規定の複数年プロジェクトに資金を提供するための計画は、当該年に完了できる作業の範囲に従って毎年作成される。

(4) パラグラフ (3) に規定の資金提供計画は、以下の条項を参照して、BGN 開発段階を通じて実施される。

を。すべての技術計画文書の準備は最初の年に完了します。

b.基礎と全体的な建物構造の実装は、同じ会計年度に完了します。および/または

c.残りの作業は翌年度に完了する予定です。

(5) (3)項に規定の資金提供計画は、技術機関と協議しなければならない。

(6) 複数年プロジェクトの実施が第 4 項で言及されているように段階的に実行できない場合、有効性と効率性のために複数年契約で実行されなければならない。

(7) 第 6 項に規定の複数年契約に基づいて実施される BGN の建設は、複数年契約に関連する法規の規定に従って承認を受けなければならない。

(8) パラグラフ (T) で言及されている承認を得る前に、複数年契約による BGN の建設は、複数年プロジェクトの技術的意見を以下から取得する必要があります。
を。州の予算資金および/または国有財産となるその他の正当な買収からの資金源を持つ建築大臣;また

b.地方の歳入および歳出予算基金および/または地方の財産となるその他の合法的な買収から資金源を持つ建物の技術サービスの責任者。

第 138 条

(1) 第 125 条第 1 項に規定の準備活動は、資金調達書類を作成するものとする。

(2) (1)項に規定の資金調達文書が発行された後、予算使用者は、作業部門の長を通じて、次のことを行うものとする。

a 活動管理組織の設立。

b.商品およびサービスの調達のためのサービスユニット、または商品およびサービスの調達のためのサービスユニットのワーキンググループ、または調達担当者との調整。

c.建設管理活動を必要とする活動のための建設管理サービスプロバイダーの調達。

d.包括的な開発実施プログラムを策定する。と

e.建設計画サービスプロバイダーの調達の準備。

(3) BGN の建設が建設管理サービス プロバイダーを使用する場合、(2) 項に規定の包括的な開発実施プログラムの準備および建設計画サービス プロバイダーの調達の準備のための活動 d と文字 e は、建設管理によって支援されます。

第 139 条

地域の歳入・歳出予算を原資とするニーズ計画、資金計画、BGN 開発資金の提供計画の作成は、法令の規定に基づいて行われる。

パラグラフ 4

技術計画段階における州庁舎の技術基準

第 140 条

(1) 第 124 条第 3 項 a に規定する技術計画には、以下が含まれる。

a 新しい計画;

b.反復設計による計画。

c.プロトタイプ/プロトタイプ設計による計画;また

d.コンテストデザインで企画。

(2) (1)項に規定の技術計画は、以下を含む技術計画を作成することによって実施される。

a 設計構想;

b.事前設計;

c.設計開発;と

d.細かい所までいきわたったデザイン。

(3) 第 21 項に規定の技術計画は、建設計画サービス提供者が以下に基づいて作成するものとする。

a 技術計画作業のための基準の枠組み;

b.技術計画作業契約およびその付属物および修正;

c.品質管理システム;と

d. SMK。

(4) 4 (4) 階以上の高層ビル、総面積が 5000 m² (5000 平方メートル) を超える建物、特別な建物分類、複数の計画サービスプロバイダーが関与する建物の BGN の構築および/または建設実施者、および/または 1 会計年度を超えて実施されるプロジェクト (複数年プロジェクト) は、建設管理者による技術計画について監督されなければなりません。

(5) (4)項に規定の監督は、設計審査報告書を作成する。

(6) 災害緊急事態が発生した場合、省庁または技術サービスによって、単純な分類の建物の技術計画が策定されることがあります。

第 141 条

(1) 第 140 条第 2 項 a で言及されている設計概念は、次の目的で使用されます。

a サービス利用者が設計コンセプトの概要を把握するのを支援します。
と

b.設計におけるサービス プロバイダーの考慮事項の概要を把握します。

(2) (1)項に規定の設計構想には、少なくとも以下が含まれるものとする。

a データと情報;

b.分析;

c.理論的根拠と設計上の考慮事項。

d. rLlang プログラム;

e.空間関係の組織;

f.技術計画の概略図;と

g.アイデア スケッチ。

第 142 条

(1) 第 140 条第 2 項の文字 b で言及されている事前意匠は、次の目的で使用されます。

- a 適切な設計パターンと形状、最短の開発時間、および最も経済的なコストを取得します。
- b 設計コンセプトの適合性と環境実現可能性への影響をより正確に理解する。

c. PBG の RDTR または RTBL の規定とデザイン コンセプトの調和と統合を示しています。

(2) パラグラフ (1) で言及されている事前設計は、承認された設計コンセプトに基づいて、およびまたは価値工学ワークショップの結果に基づいて作成されます。これには、少なくとも以下が含まれます。

を。設計前の図面に具体化されたパターン、構成、および建築形態は次のとおりです。

1. 建物の質量計画;
2. サイト計画;
3. フロアプラン;
4. 建物の外観。
5. 建物の断片;と
6. 三次元設計の可視化。

b. ダイアグラム形式の機能値;と

c. 次のような書面によるレポートや写真の形で、定性的側面だけでなく定量的側面も含めます。

1. おおよその床面積;
2. 材料の使用情報。
3. 建設システム;
4. 開発の実施にかかる費用と時間。と
5. BGH 原則の適用。

(3) パラグラフ (2) で言及されているバリュー エンジニアリング ワークショップは、建築面積が 12,000 m² (12,000 平方メートル) を超える、または 8 階を超える建設活動に必要です。

(4) パラグラフ (3) に規定のバリュー エンジニアリング ワークショップは、40 時間開催されます。

第 143 条

(1) 第 140 条第 2 項 c に規定する意匠の開発は、次の目的で使用される。

- a 包括的、明確、統合された方法で、建物の特徴のサイズと形状の確実性と明確性。
 - b. 全体的な設計コンセプトを、特にそこに含まれるシステムの調整に関して、実現可能性と機能、美学、建物の時間と経済、および BGH の両方の観点から最終決定します。
- と
- c. 詳細な計画の準備。

(2) (1) 項で言及されている設計の開発は、少なくとも以下を含む事前承認草案に基づいて作成されるものとする。

- a 2 次元および 3 次元設計の概念と視覚化の説明とともに、建築計画図の形での建物建築の開発。
- b. 概念とその計算の説明とともに、構造システム。

c. 情報と技術を含む機械、電気システム、環境管理、および概念と計算の説明。

d. 利益の価値、材料の入手可能性、建設、経済的価値、およびサプライチェーンを考慮することによる、一般的な建築材料の使用。

と

e. 図面、システム図、および報告書の形式で提示された建物システムに基づく建設費の見積もり。

第 144 条

(1) 第 140 条第 2 項 d に規定する詳細設計は、建設工事入札図書の技術文書の作成に使用される。
(2) (1) 項に規定の詳細設計は、少なくとも以下を含む承認された設計の開発に基づいて作成されるものとする。

a 建築の詳細、構造の詳細、ユーティリティの詳細、および景観の図面。

b. 以下を含む作業計画と要件:

1. 一般条件;
2. 管理要件。と
3. 技術仕様を含む。

c. 工事実施量の内訳、工事予算計画(工事見積もり)、と

d. 以下を含む計画レポート:

1. アーキテクチャ レポート;
2. 土壌試験報告書を含む構造計算報告書。
3. 機械、電気、および配管の計算レポート。
4. 情報および技術の計算レポート。
5. 環境管理報告書。と
6. BGH 計算レポート。

(3) 第 1 項に規定の技術文書には、詳細な図面、作業計画と要件、および作業実施量の詳細が含まれます。

第 145 条

第 140 条第 1 項で言及されている技術計画段階では、以下を含む技術計画文書が作成されます。

- a 設計構想レポート;
- b. 設計前の文書;
- c. 設計開発文書;
- d. 詳細な設計文書;
- e. バリュー エンジニアリング ワークショップ活動報告書 (必要な活動の評価エンジニアリング);
- f. 建設管理サービス プロバイダーを必要とする活動のデザイン レビュー。
- g. 建設プランナーの作業契約;と

h.建設管理サービスプロバイダーを必要とする活動のための建設管理作業契約。

第 146 条

(1) 第 140 条第 1 項 b 号に規定する反復設計による技術的实施は、同一の計画サービス提供者によって作成された既存の設計製品の反復使用であり、参照の枠組みで以前に決定されています。

(2) (1)項に規定の反復設計による技術的实施は、次のものから構成される。

a 完全に再現可能な設計;と

b.部分リビートデザイン。

(3) パラグラフ (2) a で言及されている完全反復設計とは、同じ場所または他の場所で他の作業のために同じ計画サービス提供者によって作成されたすべての既存の設計製品を繰り返し使用することです。

(4) パラグラフ (2) の文字 b で言及されている部分的な反復設計とは、同じ場所または他の場所での他の作業のために、同じ計画サービス提供者によって作成された既存の設計製品の一部を繰り返し使用することです。

(5) 建物の再設計の計画費用は、計画費用の構成要素に対して次のように計算されます。

a TSoh の最初の繰り返し (75%)。

b. 65% (65%) の 2 回目の繰り返し。と

c. 3 回目以降の繰り返しはそれぞれ 50% (50%) です。

(6) 繰り返しの設計作業については、法律の規定に従って建設計画サービス提供者を直接任命することができます。

第 147 条

(1) 第 140 条第 1 項 c で言及されている BGN 開発の実施に関するプロトタイプ/プロトタイプ設計による技術計画は、以下によって決定されます。

a 国家予算およびまたは国有財産となるその他の正当な買収からの資金源を持つ建築大臣;

b.知事、州の地方歳入および歳出予算に由来する資金源を持つ建物およびまたは地方の財産になるその他の合法的な取得;また

c.地区または市の地域の歳入および支出予算、およびまたは地域の財産となるその他の法的取得から資金源を持つ建物の摂政または市長。

(2) パラグラフ (1) で言及されているプロトタイプ/プロトタイプ設計の BGN には以下が含まれます。

a 単一の住居またはアパートの形をした州議事堂。

b.シンプルで控えめなオフィスビル。
と

c.小学校、中学校、高等学校、専門学校またはそれに相当する学校。と

d.保健施設の建物。

(3) パラグラフ (2) で言及されているプロトタイプ/プロトタイプ設計の技術計画は、以下に従っていない場合、調整することができます。

a 場所の条件;

b.建材;
と

c.フィールドでの実装。

(4) パラグラフ (3) で言及されているプロトタイプ/プロトタイプ設計の技術計画の調整は、次の方法で行うことができます。

a 建設計画サービスプロバイダー;

b.省;また

c.地方自治体。

(5) パラグラフ (4) a で言及されている建設計画サービス提供者には、プロトタイプ/プロトタイプ設計の技術計画を調整するための費用が、計画費用の最大で 50% (50%) と与えられます。

(6) パラグラフ (4) の文字 b で言及されている省およびパラグラフ (4) の文字 c で言及されている地方政府には、プロトタイプ/プロトタイプ設計の技術計画を調整する費用が最大 60% (建設計画サービス提供者によるプロトタイプ/プロトタイプ設計.プロトタイプの調整の計画費用の 60%)。

(7) 省庁又は地方公共団体が原型・原型設計の入札図書として、原型・原型設計の技術計画又はその調整を定めること。

(8) パラグラフ (1) で言及されているプロトタイプ/プロトタイプ設計の入札図書は、プロトタイプ/プロトタイプ設計による開発の実施の基礎として使用されます。

(9)BGN 開発が試作品・試作品デザインを無調整で繰り返し使用する場合、追加の企画費はいただきません。

第 148 条

(1) 第 140 条第 1 項の文字 d で言及されている BGN 開発の実施に関するコンペの設計を伴う技術計画は、以下によって決定されます。

a 国家予算およびまたは国有財産となるその他の正当な買収からの資金源を持つ建築大臣;

b.知事、州の地方歳入および歳出予算に由来する資金源を持つ建物およびまたは地方の財産になるその他の合法的な取得;また

c.地方の歳入および歳出予算からの資金源を持つ建物の摂政または市長
リージェンシーまたは市、およびまたは地域の神話になるその他の法的買収。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGN には、以下が含まれます。

a 単純な分類ではないオフィスビルおよびその他の BGN。また

b. BGN 特別分類。

(3) 競技の実施は、専門機関と協力して行うことができる。

(4) パラグラフ(1)で言及された競技会のデザインを伴う技術計画には以下が含まれる:

a 設計構想;と

b.プレデザイン。

(5) パラグラフ (3) に規定のコンペの勝者としての技術計画サービス提供者には、技術計画の総費用の最大 35% (35%) の料金が与えられます。

(6) パラグラフ(1)に規定のコンペティションの設計を伴う技術計画。技術計画作業全体の完了は、コンペの勝者または選択の結果として他の計画サービス提供者によって実行される可能性があります。競争の勝者と協力し続けることによって。

パラグラフ 5

建設実施段階における国家の建物の技術基準

第 149 条

(1) 第 124 条第 3 項の文字 b で言及されている物理的な建設の実施は、使用の準備ができていない建物への計画文書の具体化の段階です。

(2) (1)項に規定の建設の実施は、以下の活動の形をとる。

- a 新しい開発;
- b.拡張;
- c.未完成の建物の継続的な建設。
- d.建物の一部または全部の修理を含むメンテナンスの枠組みにおける建設;および/または
- e.統合された BGN 開発。

(3) (2)項に規定の工事の実施には以下が含まれる。

- a 輸送の最初の引き渡しまでの建設の実施。
と
- b.工事の最終引き渡しまでの工事の維持管理の実施、

(4) (1)項に規定の工事実施は、工事業者が行う。

第 150 条

(1) 建設計画業務の提供者及び建設管理を必要とする活動のための建設管理業務の提供者は、物品及び役務の調達のための役務部門、物品及び役務の調達のための役務部門の作業部会又は調達担当官を補佐することができる。物理的な建設の実施サービスのプロバイダーの調達プロセス。

(2) (1)項に規定の活動は、物理的な建設を実施するためのサービスプロバイダーの調達に関する報告書を作成する。

第 151 条

(1) 第 149 条に規定する物理的な建設の実施は、建設監督サービスまたは建設管理の提供者による技術的監督、および建設計画サービスの提供者による定期的な監督を受けなければならない。

(2) 第 1 項に規定の施工監理又は施工管理の役務提供者は、日報、週報、月報及び最終技術監理報告書を作成しなければならない。

(3) (1)項に規定の建設計画業務提供者は、技術計画業務に関する最終報告を行わなければならない。

(4) (3)項に規定の技術計画作業に関する最終報告書は、次のもので構成される。

- a 技術計画書;
- b.建設サービスプロバイダーの調達に関する報告。
- c.バリュー エンジニアリング活動 (value engineering) がある場合、バリュー エンジニアリング ワークショップパッケージ (value engineering) の実施について報告する。
- d.建設計画サービス プロバイダーからの建物の故障に対する保証書。
と
- e.設計変更を含む定期的な監督の最終報告。

(5) (1)項に規定の物理的な建設の実施は、以下に基づいて建設サービス提供者によって実施される。

a 建設または請負業者の契約、およびその添付書類と修正。と

b. SMK。

(6) 第 149 条第 3 項 b に規定する建設工事の維持管理の実施とは、最初の引渡し後に物理的な建設の実施結果を検査することにより、建物建設の信頼性を維持するための活動をいう。

(7) 第 6 項に規定の建設工事の保守において、建設実施役務提供者は、建設期間中に生じた瑕疵または損傷を修繕する義務を負う。

(8) BGN の工事契約書に別段の定めがない場合、工事の保守期間は、工事の最初の引き渡しから少なくとも 6 か月です。

(9) 第 8 項に規定の建設工事の保守期間は、建設工事の保守実施に関する報告書が添付された建設工事の最終引渡しをもって終了する。

(10) (5) に規定の建設実施サービス提供者は、以下を含む建設実施文書を作成するものとする。

a PBG を含む、物理的な建設中に取得したすべての許可ファイル。

b.完成図;

c.物理的な工事、工事監理業務または工事管理の実施に関する契約および変更またはその補遺;

d.日報、週報、月報、品質試験報告書を含む技術監理最終報告書、第(4)項に規定の技術計画業務最終報告書からなる物理的的施工実施報告書;

e.作業の変更、作業の追加または削減、Qtrousional handouef の最初の引き渡し、および最終的な引き渡しからなる建設実施の議事録(物理的な建設作業の保守、作業の検査、およびその他の作業の実施の議事録を添付した最終的な引き渡し)物理的な建設の実施;

f.技術企画業務請負。

g.テストと試運転;

h.物理的な建設の実施の進行状況の各段階で撮影された写真文書。

i SMKK 文書;

j.機械的、電氣的、Qttumbing 機器および備品の操作とメンテナンスを含む、建物の操作とメンテナンスのマニュアル)。

k 機械、電気、および配管設備および備品の保証書または保証状。

l BGH として指定されている場合は、BGH 証明書。

m 建設実施サービスの提供者および技術的建設監督サービスの提供者からの建物の故障に対する保証書。
と

n 建物の機能検査の結果。

第 152 条

(1) 第 149 条第 2 項 e 項で言及されている統合 BGN 開発は、建設サービスと建設コンサルティング サービスの組み合わせです。

(2) (1)項に規定の統合 BGN の開発は、法律の規定に従って実施される。

パラグラフ 6

建築監理段階における国家建築物の技術基準

第 153 条

(1) 第 124 条第 3 項 c に規定の技術的監督は、次の者によって実施される。

を。建設管理サービスプロバイダー;また

b. 施工監理サービス事業者。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている建設管理サービス提供者によって実施される建設監理は、以下の基準で BGN の建設に対して実施される。

を。分類は単純ではなく、4 (4) 階以上の階数と、建物の新築、拡張、および/または建物の継続のための最小建物面積が 5,000 m² (5,000 平方メートル) であるという規定があります。

b. BGN 特別建物分類;

c. 計画と建設の両方の実装者である複数のサービスプロバイダーが関与する。および/または

d. 複数年契約による複数年度の実施。

(3) (2) 項以外の基準による BGN の施工は、施工監理事業者が行うか、技術庁の推薦により施工監理事業者が行うことができる。

(4) (1) 項に規定の技術監督活動には以下が含まれる。

を。時間管理;

b. 原価管理;

c. 目標の達成を管理する。と

d. BGN 開発の整然とした管理。

(5) 第 21 項に規定の建設管理サービス提供者が実施する建設監理には、以下が含まれる。

を。技術計画段階での監督;

b. 建設準備の監督;

c. 建設工事の最初の引き渡しまでの建設実施段階の監督。と

d. 建設工事の最終引き渡しまでの建設工事の保守段階の監督。

(6) (1) b 項に規定の建設監理サービス提供者が実施する建設監理には以下が含まれる。

を。建設準備の監督;

b. 建設工事の最初の引き渡しまでの建設実施段階の監督。と

c. 建設工事の最終引き渡しまでの建設工事の維持管理段階の監督。

(7) 建設監督サービスまたは建設管理の提供者は、PBG 文書に従って、監督された建物機能の実現可能性に関する推奨事項を予算使用者に提供する責任があります。

段落。 7

建設後の州の建物の技術基準

第 154 条

(1) 開発の後には、第 124 条第 4 項で言及されている建設後の活動が続きます。

(2) (1) 項に規定の建設後の活動には以下が含まれる。

を。商品管理者から国有財産ステータスを取得するための準備。

b. SLF を取得します。と

c. BGN として登録。

(3) 第 2 項 a に規定する国有財産とは、歳入歳出の国家予算を犠牲にして購入または取得した、またはその他の正当な取得から派生したすべての商品である。

(4) 国有財産としての BGN のステータスの決定は、国/地域の財産管理の分野における法律の規定に従って行われます。

第 155 条

(1) 第 154 条第 2 項 c 号に規定の州議会を含む BGN としての登録は、以下を目的とする。

を。BGN の秩序ある管理の実現;

b. BGN の所有状況と使用状況を把握する。

c. 国有資産の額を BGN の形で正確かつ詳細に把握する。

d. BGN の開発、維持、および維持の必要性のためのプログラムを策定する。

e. BGN の維持費と維持費の計算を定式化する;と

f. BGN、特に州議事堂の賃貸料、売却、償却による州への金融収入の額を知ること。

(2) パラグラフ (1) に規定の登録は、完成した BGN を次の宛先に報告することにより、予算を使用する省庁/機関または地域機構組織によって実行されます。

を。国外のインドネシア共和国の代表者を含む中央レベルで実施される、国家予算および/または国有財産となるその他の正当な買収に由来する資金源を持つ BGN 大臣;
また

b. 地域の歳入および歳出予算および/または地域の財産となるその他の正当な買収に由来する資金源を持つ BGN の場合、技術サービスを通じて知事、摂政または市長。

(3) (1) 項および (2) 項に規定の BGN としての登録は、文字番号リスト (HDNo) を含む BGN 登録証明書の形式で登録文書を作成します。

(4) BGN の文字リスト番号 (HDNo) は、大臣によって発行されます。

(5) 番号リストの文字 (HDNo) は、BGN 番号リストの文字と州議事堂番号リストの文字で構成されます。

(6) 知事または県知事/市長は、彼/彼女の領域における BGN を大臣に報告します。

パラグラフ 8

利用段階における国有建築物の技術基準

第 156 条

(1) SLF 取得後、BGN をご利用いただけます。

(2) BGN は、BGN Manager によって管理されている必要があります。

(3) パラグラフ (2) に規定の BGN 管理者は商品の使用者です。

(4) パラグラフ (2) で言及されている BGN マネージャーは、法律の規定に従ってビル管理者の支援を受けることができます。
(5) パラグラフ (4) で言及されている BGN マネージャーには、次の義務があります。

を。建物のメンテナンスとメンテナンス、および定期的な検査の計画を作成および実行します。

b. 建物の使用者および/または訪問者に社交、宣伝、および教育を実施する。

c. モニタリングと評価を含む一連の利用活動を管理する。

d. 建物のメンテナンスとメンテナンス活動、および定期的な検査に関するレポートを作成します。
と

e. 利用の実施のための SOP マニュアルの編集、完成、および実施。

第 157 条

(1) 第 156 条第 5 項 a で言及されている BGN 保守とは、建物の状態を維持するための努力であり、建物の構成要素または要素が機能し続けるように損傷を回避するための努力です。

(2) 第 156 条第 5 項 a に規定の BGN 保守は、BGN が機能的に存続できるように、建物、構成要素、建築材料、および/またはインフラストラクチャおよび設備の損傷を修復および/または交換する努力です。

(3) (1) 項および (2) 項に規定の BGN の保守および/または保守は、以下を考慮して実施するものとする。

を。建物の年齢;

b. 収縮;

c. 建物の損傷;とラタウ

d. 建物のコンポーネントの改善。

第 158 条

(1) 第 157 条第 3 項 a に規定の建物の築年数とは、建物が定められた基準に従って建物の機能と信頼性を維持している期間です。

(2) パラグラフ (1) に規定の BGN の年齢は 50 歳です。

(3) 第 157 条第 3 項の文字 b で言及されている減価償却費は、建物の耐用期間中、毎年均等に計算される建物の減価償却費または減価償却費です。

(4) (3)項に規定の減価償却費は次のように設定される。

を。恒久的な建物の場合、年間 2% (2%)。

b. 半永久的な建物の場合、年間 4% (4%)。また

c. 緊急用建物の場合、年率 10% (10%)、残存価額 (少なくとも 20% (20%) の売上高)。

第 159 条

(1) 第 157 条第 3 項の文字 c で言及されている建物の損傷は、以下によって引き起こされた建物または建物の構成要素の機能していない状態です。

を。建物の耐用年数の減価償却または満了;

b. 人間の過失;
また

c. 自然災害。

(2) パラグラフ (1) に規定の建物の損傷は、次の 3 つのレベルの損傷に分類されます。

を。軽微な損傷;

b. 中程度の損傷;と

c. 大ダメージ。

(3) 第 21 項に規定の損害レベルの決定は、国レベルの大臣、または州、地区、または市レベルの建物の建設を担当する地域の長によって決定される。

第 160 条

(1) 第 157 条第 1 項の維持管理費の額は、建物の機能及び区分に応じ、建物の m2(平方メートル)当たりに基づいて計算されます。

(2) パラグラフ (1) で言及されているメンテナンス費用は、当年度の m2 (平方メートル) あたりの最高標準価格の最大 20h (2%) に設定されています。

第 161 条

(1) 第 157 条第 21 項で言及されている BGN の保守は、建物の損傷のレベルに応じて分類されます。

を。軽度の損傷の治療;

b. 中程度の損傷の治療;と

c. 深刻な損傷の治療。

(2) 特別な取扱いを必要とする維持管理や、建物の形状の改善や歴史的建造物の修復を目的とした維持管理については、実際の必要性に応じて維持管理費の額を計算します。

(3) パラグラフ (21) で言及されているメンテナンス費用は、最初に国レベルの大臣、または州または地区/市レベルの建物の建設を担当する地方の首長と相談する。

パラグラフ 9

解体段階における州の建物の技術基準

第 162 条

(1) BGN は、次の場合に解体できます。

を。機能に適合せず、修理できません。

b. 周囲の環境を危険にさらす;

c. 利用および/または譲渡することはできません。

d. 修理に必要な費用は、解体や新築の費用よりも高くなります。

e. ユーザーおよび/または商品のユーザーの必要性がある;
および/または

f. 空間計画の変更を引き起こす政府の方針があります。

(2) (1)項に規定の BGN の解体は、BGN を解体することによる BGN の物理的破壊行為である。

(3) BGN が BGCB である場合、BGN の解体は BGCB の保存に関する条項に準拠する必要があります。

(4) BGN 解体ステージには以下が含まれます。

を。解体準備;

b.解体の実施;と

c.国有財産の廃止。

第 163 条

(1) 第 162 条 (a) 項 a で言及されている解体の準備段階には、以下が含まれます。

を。BGN の形での国有財産の破棄の申請と承認。

b.資金計画の準備;

c. RTB の準備;と

d.建物解体のための建設サービスプロバイダーの調達。

(2) BGN の使用者は、国有財産の BGN の形での破壊の申請書と承認を、パラグラフ (1) の手紙 a で言及されているように、破壊の形で、その分野で政府の業務を遂行する大臣に提出します。国有財産の管理者としての財務。

(3) (2)項に規定の BGN 形式の国有財産の破棄の申請および承認は、国家分野の法律の規定に従って実施されるものとする。地域の財産管理。

(4) パラグラフ (3) に規定の解体の形で破壊された BGN の残りの価値は、BGN の解体のための資金の分析の形で大臣に要求されなければならない。

(5) パラグラフ (4) で言及されている BGN 解体資金の分析には、少なくとも以下が含まれます。

を。現在の Qtresent ualuel 建物の現在の価値の計算;

b. 建物の解体の残価の計算;
と

c. 解体資金計画。

第 164 条

(1) BGN の使用者は、第 163 条第 1 項 b 号に規定する BGN の解体のための資金計画を、BGN の解体のための資金調達文書の形で、予算実施リストまたは予算実施の形で作成するものとします。資料。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGN 解体資金文書には、以下が添付されなければならない。

を。計画が必要です。

b.資金計画;と

c.資金計画。

(3) (1)項に規定の資金提供文書は、法律の規定に従って、権限を与えられた役人によって批准される。

(4) パラグラフ (3) で言及されている BGN 解体資金文書の作成は、この政府規則で規定されている BGN 開発資金の作成に準用される。

第 165 条

(1) BGN ユーザーは、第 163 条第 1 項 c に規定されているように、BGN RTB を作成するサービス プロバイダーを指定することができます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている RTB BGN を作成するプロセスは、解体レビュー活動から始まります。

第 166 条

(1) BGN 解体工事は以下の内容で構成されます。

を。RTB の準備;と

b.解体の実施。

(2) (1) a 項に規定の RTB の作成は、建設計画サービス提供者が行う。

(3) (1) b 項に規定の解体は、解体工事業者が行う。

(4) (1)項に規定の BGN の解体作業は、一体的に行うことができる。

(5) 予算使用者の権限は、その権限に応じて、第 4 項に規定の統合 BGN 解体作業を決定するものとする。

(6) パラグラフ (1) に規定の BGN 解体作業は、法律および規則の規定に従って、選定または入札活動を通じて BGN ユーザーによって実行されます。

第 167 条

(1) 第 162 条第 4 項 b に規定の BGN の解体の実施は、BGN ユーザーとの作業契約に従って、解体工事の提供者によって行われます。

(2) BGN の解体の実施は、この政府規則で規定されている建物の解体の基準に従う。

(3) 解体工事業者は、入札段階で承認された BGN の残額を金融部門の公務を担当する大臣に返還する義務を負う。

(4) パラグラフ (3) で言及されている BGN の残額の返還は、解体工事の提供者によって、最終的な引き渡し署名してから 1 か月以内に行われます。

(5) BGN の解体の実施は、国有財産の破壊に関する公式報告書に、BGN ユーザーが署名した BGN の形式で記載されています。

第 168 条

(1) BGN 解体後に新設工事を行う場合、解体工事と新設工事は施工業者 1 名で行うことができます。

(2) 第 1 項に規定の建設請負業者は、建物の解体および建物の建設に関する専門知識を有していること。

(3) パラグラフ (21) に規定の建設業者の調達における評価は、開発の自己見積価格の最低入札額と BGN の残額の最高入札額に基づいています。

(4) パラグラフ (2) に規定の建設実施者は、入札段階で承認された BGN の残りの価値を、国家財政の分野で政府事務を組織する大臣に返還しなければならない。

第 169 条

第 162 条第 4 項 c 号の国有資産の償却は、国/地域の財産管理分野の法律の規定に従って実施されるものとする。

パラグラフ 10

ステート ビルディング オーガナイザー

第 170 条

(1) 第 126 条第 1 項 a 号に規定の予算使用者には、次の者が含まれる。

a 省庁/機関;そして

b.地域組織。

(2) (1)項に規定の予算使用者は、次の責任を負う。

a BGN 開発資金調達書類を準備する。
と

b.開発を実装し、開発を制御します。

(3) 予算使用者は、法律の規定に従って、省庁/機関または技術サービスに開発の実施を委任することができます。

第 171 条

(1) 第 124 条第 6 項で言及されている活動の組織と管理は、次のものから構成される。

a 予算使用者、地域ユニットの長、または公約を行う役人、すなわち予算使用者によって任命された役人の委任状。

b.財務管理者、すなわち予算使用者によって任命された会計係。

c.予算の使用者によって任命された検証担当者。

d.管理マネージャー、すなわち、予算ユーザーの委任状によって任命されたスタッフまたは作業ユニットの長。と

e.予算ユーザーの委任状または作業単位の長によって決定される技術マネージャー。

(2) (1) 項 a から d に規定する活動管理者は、法律の規定に従ってその義務と任務を遂行する。

(3) パラグラフ (1) の文字 e で言及されている技術管理者は、BGN 開発の各段階で技術管理分野でコミットメントを行う予算使用者、作業単位の長、または職員の権限を支援する機能を持っています。

(4) (2)項に規定の活動管理者は、以下を担当するものとする。

a 準備活動と技術計画段階;

b.建設実施段階;と

c.建設後の活動。

(5) パラグラフ (4) a で言及されている準備活動および技術計画段階における活動管理者の任務は、以下からなる。

a 活動の組織を準備し決定する。

b.資料を準備し、時間を設定し、活動を完了するための戦略を設定します。

c.参照フレームワークの編集を含む、建設管理サービスプロバイダーの調達準備を行う。

d.参照フレームワークの編集を含む、計画サービス提供者の調達の準備を行う。

e.商品・役務提供者決定書、工事請負契約書、着工指示書の作成

f.建設管理活動と計画活動の管理。および/または

g.分割払いの進捗状況の承認の議事録およびその他の議事録の作成
建設管理活動と計画活動。

(6) パラグラフ (4) の文字 b で言及されている建設実施段階での活動管理者の任務は、次のとおりです。

a 参照フレームワークの編集を含む、建設監督サービス提供者の調達準備を行う。

b.建設サービスプロバイダーの調達の準備をする。

c.商品およびサービスの提供者の決定書、作業契約書、および作業開始命令書を作成する。

d.建設の実施を監督する活動を管理する。

e.建設実施活動を管理し、建設実施段階の進捗状況を評価する。

f.分割払いの進捗状況の承認の議事録およびその他の建設の実施に関する議事録を作成します。
と

g.建設業者からの完成した建物の引き渡しと受け取りの議事録を作成します。

(7) パラグラフ (4) の文字 c で言及されている建設後の活動における活動管理者の義務は、次のとおりです。

a 開発文書を準備します。

b.ステータス決定のための文書を準備する。

c. SLF のドキュメントを準備します。

d. BGN 登録書類を準備する;と

e.完成した BGN を活動管理者から物品使用者の代理人を通じて物品使用者に引き渡す。

パラグラフ 11

州庁舎の実施のための資金

第 172 条

(1) BGN の実施のための資金は、以下で構成されます。

a BGN 開発資金;

b. BGN の使用のための資金;と

c. BGN 解体資金。

(2) パラグラフ (1) の文字 a で言及されている BGN 開発のための資金には以下が含まれます。

a BGN 開発費の構成要素。

b.標準原価と非標準原価。

c.最高標準単価;

d 開発に付随または補完するその他のペダグ費用。
と

メンテナンスのための開発費。

第 173 条

(1) 第 172 条第 2 項の文字 d で言及されている開発に伴う、または開発を完了するその他の作業の費用は、法律の規定を遵守するための、BGN の建設に関連するが、BGN の建設とは別の作業の費用です。
招待。

(2) 建設に付随または完了するその他の作業のコストは、実際のニーズと公正な市場価格に基づいて計算されます。

(3) 交通手段で到達することが困難な地域または活動場所(遠隔地)への公式の旅行のための活動管理、計画、および監督の費用。

a 実地調査;

b.仕事の説明(aanwijzing);

c.定期的なモニタリング;

d.フィールドテイク;

e.調整;と

f.モニタリングと評価。

(4) (3)項に規定の活動の管理、計画、および監督のための費用の準備は、省/機関または技術サービスに相談することができる。

(5) パラグラフ (3) で言及されている管理活動、計画、および監督の費用は、BGN の建設に付随または完了する降雨作業の費用として提案されていますが、BGN 開発の費用の予算項目の一部になります。 .

(6) 第 172 条第 2 項の保守工事費は、建物の損傷程度に応じて算定する。

(7) パラグラフ (6) に規定の建物の損傷レベルは、最大で次のように決定されます。

を。軽微な損傷の場合は 30% (30%)。

b.中程度のダメージの場合は 40% (45%)。
と

c.大ダメージの場合は 65% (65%)。

(8) パラグラフ (7) で言及されている損傷のレベルは、最初に省または技術サービスに相談する。

(9) 第 6 項に規定の維持管理のための建設費は、文化遺産建造物のカテゴリに含まれており、維持管理費の金額は、実際のニーズに応じて計算されます。

(10) 第 172 条第 1 項 b に規定の使用資金には、以下が含まれる。

a BGN 維持費;

b. BGN 維持費;

c.定期点検料

(11) 第 172 条第 1 項の文字 c で言及されている解体資金には、以下が含まれる。

a RTB BGN 準備の費用;と

b.解体費用。

(12) パラグラフ (10) の文字 a で言及されているメンテナンス費用は、建物の機能と分類に応じて毎年決定され、その金額は m2 (平方メートル) あたりで計算されます。
建物の建設。

(13) 第 172 条第 1 項に規定の資金は、予算執行チェックリストまたは予算執行文書に記載されなければならない。

(14) パラグラフ (13) で言及されている予算実施エントリまたは予算実施文書のリストには、次の資金が含まれています。

a 技術計画;

b.物理的な建設の実施;

c.施工管理または施工監理
と

d.活動管理。

(15) BGN の資金調達 資金源が州予算および/または国有財産となるその他の正当な買収による BGN の実施は、省の予算実施リストに請求されます。

(16) BGN の開発のための資金は、地域の歳入支出予算および/または地域の財産となるその他の正当な買収に由来する資金源による BGN の実装は、技術サービスを通じて地域政府が負担するものとします。

第 174 条

(1) 第 172 条第 2 項 a に規定されている BGN 開発費用の構成要素には、以下が含まれます。

a 技術計画費用。

b.物理的な建設を実施するための費用。

c.技術監督費用;と

d.活動管理費。

(2) (1) 文 a に規定の技術計画の費用、(1) 文 c に規定の技術監督の費用、および (1) 文に規定の管理活動の費用 d は、BGN 分類に従って物理的な建設を実施するコストのパーセンテージに基づいて計算されま
す。

第 175 条

(1) 第 174 条第 1 項 a で言及されている技術計画の費用は、BGN 計画の資金調達に最も使用される費用
です。

(2) 技術企画費は、直接人件費(請求レート)の規定に従い、月次ベースで代替可能直接費を算出します。

(3) 技術計画の費用は、関連する作業の選択または直接任命の結果から決定されます。これには、次のものが
含まれます。

a 専門家と支援スタッフへの謝礼;

b.資料とコピーを報告します。

c.機器の購入とリース。

d.レンタカー;

e.会議費用;

f.地元、町外、および/または海外への旅行。

g.通信費;

h.保険または適用範囲 Qprofessional 補償保険。と

i 税金およびその他の現地手数料。

(4) 技術計画料の支払いは、以下を含む各段階での計画の達成または進捗に基づいています。

a 設計構想段階は 15% (15%) です。

b. 2070 年の設計前段階 (20%)。

c.設計開発段階は 25% (25%) です。

d.詳細設計段階には、詳細図面設計の作成、作業計画と要件の作成、および 20/O (20%) の予算計画が含まれます。

e.建設サービス プロバイダーの入札段階が 5% (5%) 引き下げられます。
と

f. 11% (15%) の定期的な監督段階。

(5) 第 41 項に規定の技術計画料の支払い手続きは、法律の規定に従う。

第 176 条

(1) 第 174 条第 1 項 b 項に規定の物理的な建設を実施するための費用は、BGN の物理的な建設の実施に資金を提供するために最も使用される費用です。

(2) 物理的な建設を実施するための費用は、当該活動の物理的な建設コンポーネントの費用に請求されます。

(3) 物理的な建設を実行するための費用は、次のもので構成されます。

a 標準料金;と

b.非標準費用。

(4) 第 3 項に規定の標準費用には、一般費用（建設実施サービスの提供者の費用、保険、作業の安全、インフレ、および法令の規定に基づく税金）が含まれます。

(5) パラグラフ (3) の文字 b で言及されている非標準費用は、作業の種類、実際のニーズ、および公正な市場価格に基づいて計算されます。

(6) パラグラフ (5) に規定の非標準費用の合計は、標準費用の合計の最大 150% (150%) に設定されます。

(7) パラグラフ (3) の文字 a で言及されている標準コストは、以下を含む作業の標準的な物理的建設の実施に使用されます。

a 建築;

b.構造;

c.効用;と

d.完了。

(8) パラグラフ (7) の文字 c で言及されているユーティリティには、配管および照明設備ネットワークが含まれます。

第 177 条

(1) 第 176 条第 3 項 a に規定の標準料金は、次の乗算に基づいて計算されます。

a BGN 分類による m2 (平方メートル) あたりの最高標準単価。

b.建物のランタンの数の係数または乗数。

c.建物面積;と

d.建物または空間の機能の係数または乗数。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている BGN 分類による m2 (平方メートル) あたりの最高標準単価には、以下が含まれます。

a オフィスビルやその他の州の建物の建設の最高単価。

b.州議事堂建設の最高単価。と

c.オフィスビルフェンス、その他の BGN フェンス、州議事堂フェンスの施工単価の最高額。

(3) パラグラフ (2) a で言及されているオフィスビルおよびその他の BGN の建設の最高標準単価は、単純分類と非単純分類で構成されています。

(4) (2) b 項に規定の州議会議事堂建設の最高標準単価は、次のもので構成される。

a タイプ c、タイプ d、およびタイプ e からなる単純な分類による国営住宅の建設の最高標準単価。

b. m2 (平方メートル) あたりの非単純な分類を持つ州議会議事堂の建設の最高標準単価は、次のもので構成されます。

1. タイプ a とタイプ b。

2. タイプ c、タイプ d、およびタイプ e で 2 階以上。と

3. アパートの形をした州議事堂。

(5) パラグラフ (4) の文字 b の 3 で言及されているフラット形式の州営住宅は、単純でない分類のオフィスビルおよびその他の BGN の建設に最高の標準単価を使用するものとする。

(6) パラグラフ (2) c で言及されている、オフィスビルのフェンス、その他の州の建物のフェンス、および州の家のフェンスの建設の最高標準単価は、次のとおりです。

a オフィスビルの前面フェンス、側面フェンス、背面フェンスの施工の最高基準単価、その他 1 メートルあたりの BGN。
と

b.カントリーハウスのフロントフェンス、サイドフェンス、またはバックフェンスの 1 メートルあたりの最高標準単価。

第 178 条

(1) 第 177 条第 2 項に規定の最高基準単価は、知事が決定したジャカルタ特別首都圏の県の摂政/市長によって毎年定期的に決定される。

2 第七十七条第二項の最高基準単価は、総務大臣が定期的に定める最高基準単価算定指針に基づき算定する。

(3) 第 129 条(a)に規定する特別分類の BGN の最高基準単価は、具体性の水準、技術仕様、真のニーズ、及び実勢価格の公平性。

第 179 条

(1) BGN の標準作業の物理的な構築の実施は、標準コストの割合である標準作業コンポーネントに分割されます。

(2) 物理的な工事の実施費用の支払いは、現場における物理的な作業の成果または進捗に基づいて、月単位または段階的に行われます。

(3) (3)項に規定の支払いは、次のように行われるものとする。

a 最初の引き渡しまでの建設の実施 (prouisional hand ouer) 建設工事は、契約金額の最大 95% (95%) が支払われます。
と

b.工事の最終引き渡しまでの工事維持期間は、契約金額の 5% (5%) をお支払いいただきます。

(4) (3)項に規定の建設実施費用の支払い手続きは、法律の規定に従って実施される。

第 180 条
最高基準単価の算出指針及び BGN 開発費の構成表に関する規定は、大臣が定めるものとする。

第 181 条
第 174 条第 1 項 c で言及されている技術的監督の費用は、次の形式になっています。

a 工事監理費
また

b.施工管理費。

第 182 条
(1) 第 181 条の a に規定されている建設監理の費用は、BGN 開発の建設監理活動の資金調達に使用される最高の費用です。

(2) 工事監理費は、直接人件費(請求レート)の規定に従い、月次で還付可能な直接費を算定します。

(3) 工事監理費は、以下を含む関係部門の選定または直接任命の結果から決定される。

a 専門家と支援スタッフへの謝礼;

b.資料とコピーを報告します。

c.機器の購入および/またはリース。

d.レンタカー;

e.会議費用;

f.地元、町外、および/または海外への旅行。

g.通信費;

h. SLF 文書の準備;

i 登録書類の作成;

j.保険または適用範囲(補償保険);

k.税;および/または

l.法律の規定に従ったその他の間接費。

(4) 工事監理料の支払いは、現場における物理的な工事の実績または進捗状況に応じて、月単位または段階的に行われます。

(5) (4)項に規定の施工監理料の納付は、次のとおりとする。

a 建設工事の最初の引き渡しまでの物理的な建設実施段階の建設監督は、最大 90% (90%) です。
と

b.最終的な引き渡しまでのメンテナンス段階の建設監督(建設工事の最終的な手渡しは 10% (10%))。

(6) 第 5 項に規定の建設監理業務の分割払いの手続きは、法律の規定に従う。

第 183 条

(1) 第 181 条 b に規定されている建設管理費は、BGN 開発の建設管理活動の資金調達に最も使用される費用です。

(2) 工事管理費の額は、直接人件費(請求レート)の規定に従い、月額および代替可能な直接費で計算されます。

(3) 工事管理費は、当該工事の選定又は直接任命の結果により決定されるもので、次のものを含む。

a 専門家と支援スタッフへの謝礼;

b.資料とコピーを報告します。

c.機器の購入および/またはリース。

d.レンタカー;

e.会議費用;

f.地元および郊外への旅行。

g.通信費;

h. SLF 文書の準備;

i 登録書類の作成;

j.保険または適用範囲(損害保険);

k.税;
および/または

l.法律の規定に従ったその他の間接費。

(4) 工事管理費の支払いは、現場における技術計画業務および工事実施の実績または進捗に応じて、月次または段階的に行われます。

(5) (4)項に規定の支払いは、次のように行われるものとする。

a 計画サービスプロバイダーの調達の準備段階には 5% (5%) が支払われます。

b.計画文書の引き渡しまでの技術計画の見直し段階 10% (10%);

c.物理的な建設を実施するためのサービスプロバイダーの入札段階には 5% (5%) が支払われます。

d.物理的な建設の実施段階。

e. Qtrouisional ハンドオーバーの最初の引き渡しまでの建設の実施) 建設作業は、契約値の最大 70% (70%) が支払われます。
と

f.工事の最終引渡しまでの工事維持期間の 1 割(10%)を支給。

(6) (5)項に規定の支払手続は、法律の規定に従って実施される。

第 184 条

(1) 第 174 条第 1 項の文字 d で言及されている管理活動の費用は、BGN 開発活動の管理活動の資金調達に最も使用される費用です。

(2) (1)項に規定の管理活動の費用は、省庁/機関または地域機構組織の構成要素の運営費に使用される。

(3) パラグラフ (2) で言及されている運用コストは、次のように規定されています。

a 活動管理費用は、関連する活動管理コンポーネントの費用に請求されます。

b.管理活動のコストの価値は、せいぜい建物の物理的な建設のコストの割合に基づいて計算されます。

c.活動管理費の使用の詳細は次のとおりです。

1. 以下の目的で使用される、問題のアクティビティを管理するコストの 65oh (65%) の予算ユーザー要素の運用コスト:

a) スタッフおよび調達作業部会への謝礼;

b) 出張。

c) ミーティング

d) 選考プロセス

e) 段階に応じた活動の管理に関連する資料およびツール。

f) 報告書の作成

g) 文書化
と

h) 管理上の完全性または BGN 登録書類の準備と送付。

2. 技術管理要素の運用コスト。
以下の目的で使用される活動管理費用:

a) 技術管理者への謝礼;

b) 技術チームまたはリソース担当者への謝金;

c) 出張;

d) 会議

e) 選択プロセス

f) 段階に応じた活動の管理に関連する資料およびツール。

g) 報告書の作成と

h) 文書化。

パラグラフ 12

州庁舎の技術管理

第 185 条

(1) 第 124 条第 7 項および第 8 項に規定の技術管理は、次の観点から実施される。

を。歳入歳出の国家予算および/または国有財産となるその他の正当な買収によって資金提供された BGN の開発は、開発の場所がジャカルタの特別首都圏、および海外のインドネシア共和国の代表。

b.歳入歳出の国家予算および/または国有財産となるその他の正当な買収によって資金提供される BGN の建設は、機関の長または省庁/機関の作業単位の長によって実行されるものとします。ジャカルタの特別首都圏のエリア外の開発場所を持つ中央レベル;

c.歳入歳出の国家予算および/または国有財産となるその他の正当な買収によって資金提供される BGN の建設は、地域外に開発場所がある地域の省庁/機関の予算使用者の権限によって実施されるものとするジャカルタ特別首都圏;

また

d.地域の収入と支出の予算および/または地域の財産となるその他の合法的な買収によって資金提供される BGN の開発。

(2) (1) a 項に規定の技術管理手順は、以下によって実施される。

を。機関の長または省庁/機関の作業単位の長は、技術管理担当者の支援を求める書面による要請を大臣に提出します。
と

b.大臣は、彼の分類と資格に従って、彼の権限内で技術管理者を任命します。

(3) (1) b 項に規定の技術管理手順は、以下によって実施される。

a 機関の長または省/機関の作業単位の長は、技術管理スタッフへの支援を求める書面による要請を大臣に提出し、省の脱集中タスクを実施する地域機構組織の長は州政府に提出します。
と

b.省の省の地方政府への分散タスクを実行する大臣と地方組織の長は、その分類と資格に従って、その権限内で技術管理者を任命します。

(4) (1) c 項に規定の技術管理手順は、以下によって実施される。

を。省庁/機関の予算利用者の委任状は、省庁の地方政府への集中解除タスクを実施する地域機構組織の長に、技術管理担当者からの支援を求める書面による要求を提出します。
と

b.省の地方政府への分散タスクを実施する地域機構組織の責任者は、分類と資格に従って、彼/彼女の権限内で技術マネージャーを任命します。

(5) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている技術管理手順は、以下によって実行されます。
を。BGN 開発を実施する地域装置組織の責任者は、技術管理担当者からの支援を求める書面による要請を技術サービスの責任者に提出します。
と

b.技術サービスの責任者は、分類と資格に従って、彼/彼女の権限内で技術マネージャーを割り当てます。

パート 10

文書条件

段落 1

全般的

第 186 条

(1) 建物の実装の各段階では、次のようなサービス プロバイダーの作業の結果であるドキュメントが作成されます。

a 技術計画段階の文書;

b.建設実施段階の文書;

c.使用段階の文書;と

d.解体段階の書類。

(2) BGCB および BGFK の場合、パラグラフ (1) で言及された文書に加えて、BGCB または BGFK の実施に関する規定に従って文書も添付されます。

パラグラフ 2

建物の技術計画に関する文書

第 187 条

(1) 計画サービス提供者は、次の書類を準備する必要があります。

a 技術計画;と

b.建設費の見積もり。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている技術計画文書には、以下が含まれる。

a 建築計画書;

b.構造計画文書;

c.ユーティリティ プラン ドキュメント;と

d.建物の技術仕様。

(3) パラグラフ (2) a で言及されている建築計画文書には、以下が含まれる。

a 建築プランナー サービス プロバイダーのデータ。

b.デザインのコンセプト;

c.サイト設計図;

d.フロアプラン;

e.建物のイメージ;

f.建築部品の写真;

g.内部配置図;

h.屋外のレイアウト プランの図面。と

i キーおよび/または典型的な詳細。

(4) (2) b 項に規定の構造計画書には以下が含まれる。

a 詳細を含む下部構造の平面図。

b.上部構造の図面とその詳細。

c.地下プランの図面と詳細。と

d.構造計画の計算は、2 階建て以上の建物の地盤調査データで完了します。

(5) (2) c 項で言及されている公共事業計画書には、以下が含まれる。

a 清潔な水、電気、廃水の貯蔵と処理、廃棄物管理、雨水管理の負担、建物内のインフラと施設の完成度の必要性の計算。

b.騒音および振動レベルの計算;

c.火災リスクのレベルに応じた防火システムの図面;

d.自然および/または人工の空気または換気システムの写真;

e.垂直輸送システムの図面;

f.水平輸送システムの図面;

g.内部および外部の情報通信システムのイメージ。

h.避雷システムの図面;

i ソース、ネットワーク、および照明の画像で構成される電気回路図。
と

j.浄水システム、廃水、雨水からなる衛生システムの写真。

(6) パラグラフ (2) の文字 d で言及されている建築技術仕様文書には、建築、構造、機械、電気、および配管部品に使用される材料のタイプ、タイプ、および特性がより詳細かつ包括的に含まれています。

(7) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている建設費の見積書には、次の式による各建築、構造、機械、電気、および配管要素の体積の計算に基づくコスト計算を説明するレポートが含まれています。建物の単価を考慮します。

第 188 条

PBG の発行過程において、提出しなければならない書類は、第 186 条第 1 項 a.に規定する技術計画段階の書類である。

第 189 条

(1) BGH 計画の場合、サービス提供者は、第 186 条で言及されている文書の作成に加えて、次の文書を作成する必要があります。

a BGH プログラミング段階;

b. BGH 技術計画段階;と

c.計画段階で提案された BGH パフォーマンス評価。

(2) パラグラフ (1) a で言及されているプログラミング段階の文書は、以下を含むレポートです。

a プログラミング段階のドキュメント;と

b.推奨事項と技術基準。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている BGH 技術計画段階の文書には、第 186 条で言及されている文書が含まれており、以下が添付されています。

a 計算とサイト管理計画;

b.エネルギー効率を達成するための計算と技術計画。

c.水効率を達成するための計算と技術計画。

d.廃棄物管理のための計算と技術計画;

e.廃水管理のための計算と技術計画;

f.炭素排出削減の計算と計画。
と

g.その他のリソースの技術計算と BGH ライフ サイクルの見積もり。

(4) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている計画段階の提案された BGH パフォーマンス評価ドキュメントには、BGH パフォーマンス評価フォームと証明ドキュメントに基づくパフォーマンス目標の決定が含まれています。

第 190 条

(1) BGCB 計画の場合、技術計画を実行する前に、サービス プロバイダーは次の文書を作成する準備活動を実行します。

a 同定研究;
と

b.保全管理の提案。

(2) パラグラフ (1) の文字 a で言及されている同定研究は、BGCB の歴史的および考古学的価値だけでなく、建築、構造、および有用性に関する物理的状態の最初の研究です。

(3) (1) a 項に規定の同定調査の結果には、以下が含まれる。

a 保存された BGCB の全体または一部を物理的に取り扱うことの実現可能性に関する決定。と

b.保存技術活動の物理的取り扱いの制限。

(4) (1) a 項に規定の識別調査の結果には、建物の最新の図面と写真を添付しなければならない。

(5) 第(1)項 b に規定する保存の取り扱いに関する提案は、BGCB の同定調査の結果に基づいて作成された保存アクションの推奨事項の形式をとっています。

第 191 条

(1) BGCB の技術計画では、サービス プロバイダーは、第 186 条で言及されている文書の作成に加えて、以下を作成する必要があります。

a BGCB 保護技術計画書;
と

b. BGCB の開発と利用に関する技術計画書。

(2) 第(1)項 a に規定の BGCB 保護技術計画書は、第 186 条に規定の規定を含み、以下を添付する。

a 歴史的記録;

b.写真、写真、測定結果、メモ、および/またはビデオ;

c.既存の状態の説明と分析、および建物とその環境への損傷の一覧表。および/または

d.保存のための提案。

(3) (1) b 項に規定の BGCB の開発と利用に関する技術計画文書は、実施される機能に従って提案された保存措置の形式であり、以下を含む。

a 価値の可能性;

b.情報とプロモーション;

c.利用計画;

d.保全活動技術計画;と

e.整備計画、整備、定期点検。

(4) BGCB の開発と利用が当初から決定されている場合、(1) の a と b に規定されている 2 つの技術計画書の作成を同時に行うことができます。

第 192 条

BGFK 技術計画の場合、サービス プロバイダーは、第 186 条で言及されている文書の作成に加えて、次の文書を完成させる必要があります。

a 特別な機能のインストール計画;

b. BGFK セキュリティシステムと設置計画;と

c. BGFK の操作と保守のためのガイドラインまたはマニュアル。

第 193 条

(1) 工事実施図書とは、工事実施の各段階で取りまとめられたすべての文書である。

(2) 第 59 条第 3 項 a に規定する作業の準備段階において、建設サービス提供者は次のことを手配するものとする。

a フィールドコンディションレビューレポート;

b.建設実施計画;

c.品質管理基準;と

d. SMK ガイドライン。

(3) 第(2)項 a に規定の圃場条件審査報告書の作成は、圃場条件と承認された技術計画との適合性を確認するために実施される。

(4) 現場状況調査報告書に技術計画が実施できない旨が記載されている場合、施工実施業者は、計画業務業者に報告し、現場状況の調整を受けなければならない。

(5) (2) b 項に規定の建設実施計画の作成は、建設実施サービス提供者によって実施され、建設実施利害関係者が関与する場合がある。

(6) 第 5 項に規定の建設実施計画は、建設実施のスケジュールと開始日に関する情報として、所有者、建設監督サービス提供者、または建設管理者によって地区/市地方政府に提出されなければならない。

(7) 工事実施計画に変更が生じた場合、施主、工事監理事業者、または工事管理者は、SIMBG を通じて、修正された工事実施計画を郡/市地方政府に再提出しなければならない。

(8) パラグラフ (21) のレター d) で言及されている SMKK ガイドラインの作成は、法律の規定に従って建設サービス提供者によって行われます。

(9) 工事実施業者は、作成段階で作成する書類のほか、第 59 条第 3 項ロ号の工事実施段階、試験段階、提出段階において、工事実施書類を作成しなければならない。c、および以下を含む文字 d:

a 建設の実施のための参照として使用される現場の技術図面(施工図);

b.完成図;

c.日報、週報、月報、施工監理報告書からなる工事実施報告書
品質試験報告書、計画作業の最終報告書を含む。

工事の変更、増減、仮引渡し、本引渡しからなる工事実施議事録に、建設工事の維持管理議事録、工事検査議事録、その他現物工事の実施に関する議事録を添付したもの

適正機能検査結果(試運転試験/施工監理事業者又は施工管理者が作成)

f 機械、電気、および配管システムおよび機器の操作と保守を含む、建物の操作と保守のマニュアル。

g 機械、電気、および配管システムの機器および消耗品の保証書または保証書。

h BGH として指定されている場合は、建設実施段階での BGH 証明書と

i 建物の故障に対する保証書は、施工監督または施工管理サービスの提供者との間で作成されます。

第 194 条

建設監督または建設管理サービス提供者は、以下を含む建設監督文書を作成する必要があります。

a 日報、週報、月報、品質試験報告書を含む技術監督最終報告書、最終計画作業報告書からなる施工監督報告書。

b. 工事の変更、工事の増減、一次引渡し(昇格引渡し)、最終引き渡し(最終引き渡し)からなる監督議事録に、工事の整備、車両検査等の実施の議事録を添付。物理的な建設の実施;

c. コミッシュニング テストの結果は、建設監督サービス プロバイダーまたは建設管理者と共に作成されます。

d 機械、電気、および配管設備および備品の保証書または保証状。

e 工事監督サービス提供者または工事管理者が作成する建物の故障に対する保証状と

f 機能の適格性に関する声明。

第 195 条

BGH 建設の実施の場合、建設監督または建設管理サービスの提供者は、第 193 条および第 194 条で言及されている文書を作成することに加えて、建設実施段階で提案された BGH 性能評価を完成させます。証拠書類。

パラグラフ 4

建物利用段階書

第 196 条

(1) 第 186 条第 1 項の文字 c で言及されている使用文書は、次のもので構成されます。

a 建物の使用に関する SOP;と

b.定期点検書類。

(2) 第(1)項 a に規定の建物利用に関する SOP には、少なくとも以下を含むものとする。

a 建物の維持管理および維持管理;

b.建物のメンテナンスとメンテナンスの手順と方法。と

c.建物の定期検査の手順と方法。

(3) 建物のメンテナンスの管理およびパラグラフ (2) の文字 a で言及されているメンテナンスは、少なくとも以下を含むものとする。

a 建物の保守および保守活動の組織および管理。

b.デブリーフィング、トレーニング、および/または見習いプログラム。と

c.必要に応じて、サービスプロバイダーと専門家または熟練した建物のメンテナンスとメンテナンスのニーズ。

(4) 建物のメンテナンスの手順と方法、およびパラグラフ (2) の文字 b で言及されているメンテナンスには、少なくとも以下が含まれていなければならない。

a 建物のメンテナンスとメンテナンスの手順と方法。

b.建物の保守および保守作業プログラム。

c.建物のメンテナンスおよびメンテナンス作業のための機器およびツール。と

d.基準と性能 建物のメンテナンスとメンテナンス。

(5) 第 2 項 c に規定の建物の定期検査の手順および方法には、少なくとも定期検査の手順および方法が含まれていなければならない。

(6) b の定期検査文書は、チェックリストまたは標準監査フォーマットに基づく定期検査結果の評価報告書です。

(7) パラグラフ (6) で述べた定期検査文書は、拡張 SLF 文書の完全性として使用されます。

第 197 条

(1) BGH の利用に関して、BGH 管理者は、第 196 条第 1 項 a に規定されている建物の利用に関する SOP であり、次の方法を備えた BGH の利用に関する SOP を作成する必要があります。BGH パフォーマンス目標の適合性を評価します。

(2) パラグラフ (1) で言及されている BGH の利用に関する SOP に加えて、BGH 管理者は、以下を含む利用段階に関するレポートを作成する必要があります。

を。BGH を使用するための SOP の実装の文書化。と

b. BGH 利用段階のパフォーマンス評価のリストと証明文書を参照してください。

パラグラフ 5

建物の解体に関する書類

第 198 条

(1) 解体業者は書面を作成しなければならない

を。建物の解体の見直しについて報告する。

b. RTB;

と

c.所有者が提供しない場合の完成図の図面。

(2) パラグラフ (1) のレター a で言及されている審査報告文書には、以下が含まれます。

を。建物のレビュー報告書;と

b.建物構造レビュー報告書。

(3) (1) b 項に規定の RTB 文書には以下が含まれる。

を。解体計画の概念と図面;

b.解体実施の詳細図。

- c.作業計画と解体要件;
- d.労働安全衛生の原則を満たす建物の解体方法。

e.建物の解体の実施のスケジュールと段階;

f.環境保護計画;
と

g.建物の解体に伴う廃棄物管理。

パラグラフ 6

国家建設文書

第 199 条
第 186 条第 1 項の a および b で言及されている文書の規定に加えて、BGN の開発には次のものが添付されなければなりません。

を。資金調達書類;
と

b.登録書類。

第 200 条

(1) 第 199 条のレター a で言及されている資金調達文書は、BGN 開発の準備段階で作成されます。

(2) (1)項に規定の資金調達文書は、予算執行または予算執行文書の内容のリストである。

(3) BGN 開発のためのパラグラフ (1) で言及されている資金調達書類には、以下を添付する必要があります。

を。計画が必要です。

b.資金計画;と

c.資金計画。

(4) (1)項に規定の資金提供文書は、法律および規則の規定に従って、権限を与えられた役人によって批准される。

第 201 条

(1) 第 199 条の b に規定されている登録書類は、施工監理段階で作成されます。

(2) (1)項に規定の登録書類は、BGN 登録証明書の形式とする。

(3) (1)項に規定の登録書類には、次のものを添付する。

を。BGN 登録申請書;

b. BGN 在庫リスト;

c. BGN レガカード;

d.記録と状況の写真;

e.建物の写真;と

f.開発ドキュメントの形での添付ファイル。

第十一部

実装アクターを構築するための規定

第 1 項

全般的

第 2 条 O2

建物の実装のアクターには、次のものが含まれます。

を。オーナー;

b.建設サービスプロバイダー;

c.埋立地;

d. TPT;

e.監督者;

f.事務局;

g.建物管理;と

h. BGN テクニカルマネージャー。

パラグラフ 2

建設サービス プロバイダー

第 203 条

(1) 第 202 条 b 項で言及されている建設サービス提供者には、以下が含まれます。

a 計画サービスプロバイダー;

b.建設管理;

c.施工監理サービス提供者;

d.実装サービス プロバイダー。

e.メンテナンスおよびメンテナンス サービス プロバイダー。

f.技術評価サービスプロバイダー;と

g.建物解体サービスプロバイダー。

(2) 第 1 項 a 号に規定の**計画業務提供者**は、開発調査から建設工事契約書類の作成に至るまでの一連の活動または活動の一部を含む**建設工事の計画業務**を提供する。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている**建設管理**は、プロジェクトの**設計、建設、および計画を管理**するためのプロジェクト管理方法を実装するためのサービスを提供します。これには、建物の調整、管理、コスト管理、品質、および建設時間が含まれます。最初から最後までリソース管理。

(4) 第 1 項 c 号に規定の**建設監理サービス提供者**は、現場準備から最終的な建設結果の引き渡しまでの**建設実施作業の全体および一部の監理サービス**を提供し、コスト、品質の監理を含む。、および建物の**建設時期と検査** 建物の適切な機能。

(5) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている実装サービス プロバイダーは、現場の準備から建設作業の最終的な引き渡しまでの一連の活動を含む、建設部門での実装サービスを提供します。

(6) パラグラフ (1) の文字 e で言及されているメンテナンスおよびメンテナンス サービス プロバイダーは、建物が常に機能するように、建物を維持するという文脈でサービスを提供します。

(7) パラグラフ (1) f で言及されている技術レビュー サービス プロバイダーは、機能実現可能性に関する声明書または定期検査報告書に概説されているように、建物の機能を検査するためのサービス、およびまたは建物の定期的な検査を実施するためのサービスを提供します。

(8) 第 1 項 g に規定の建物解体業者は、解体作業の計画から実施までの一連の活動を含む解体業務を提供する。

(9) 建設サービスプロバイダーの実施は、法律の規定に従って行われます

第 204 条

(1) 第 203 条第 7 項で言及されている技術評価サービスの提供者は、次の形態をとっています。

a 個々のサービス プロバイダー。また

b.法人および非法人の両方の事業体のサービス プロバイダー。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている個々のサービス提供者は、次の建物に対してのみ技術評価サービスを提供することができます。

a リスクが低い;

b.シンプルな技術;と

c.低価格。

(3) (1)項のサービス提供者は、所有者または使用者と建設工事契約に基づく業務関係を有していなければならない。

(4) 第 2 項に規定する技術評価が建築技術評価サービス提供者を利用する場合、建築技術評価サービスの提供は、電子購入、直接調達、直接指定または選択によって行われます。

(5) 建物の運用を行うにあたり、建物の技術審査員は、作業契約に従い、建物の技術審査の勧告文書における技術評価の結果について責任を負うものとする。

第 205 条

(1) テクニカルレビューアには、次の義務があります。

a 建物機能の機能検査を実施する。
およびまたは

b.建物の定期点検を行います。

(2) パラグラフ (1) b で言及されているように、技術評価者によって実施される建物の定期検査は、以下のために実施されます。

を。建物、コンポーネント、建材、およびまたはインフラストラクチャおよび施設の全部または一部の信頼性を確保する。およびまたは

b.建物の運用、保守、および保守活動の履歴記録を確認します。

(3) (1)項に規定の任務を遂行するにあたり、テクニカルレビューアは以下の職務を遂行する。

a 既存の建物 SLF の発行に関する技術基準の履行の検査。

b. SLF 拡張の技術基準への準拠の検査;

c.災害後の建物の信頼性に関する技術基準の履行の検査;
およびまたは

d.建物の定期点検。

(4) (3) a 項に規定の技術基準の充足の検査には、以下が含まれる。

a 建物の技術基準への適合性の検査;と

b.運用履歴の書類確認、メンテナンス、ビルメンテナンスの実施。

(5) (4) a 項に規定の建物の物理的検査には以下が含まれる。

a 外観検査;

b.非破壊検査; and/atr

c.破壊試験。

(6) パラグラフ (5) で言及されている建物の物理的検査は、以下を含む補助装置を使用して実施されます。

a 所有者が提供する完成図のドキュメント。

b.非破壊試験装置;
と

c.破壊試験装置。

(7) パラグラフ (6) b および c で言及されている非破壊試験装置および破壊試験装置は、テクニカル アセッサーによって提供されます。

(8) 第 4 項に規定する公益建造物に関する技術基準の遵守状況の検査は、必要に応じて、法令の規定に従い、関係機関からの勧告を伴うものとする。

第 206 条

(1) 第 204 条第 1 項 a に規定する個人サービス提供者の形式のテクニカル レビューアは、次の条件を満たす必要があります。

a 管理要件;と

b.技術基準。

(2) (1) a 項に規定の行政要件は、法律の規定に準拠している。

(3) (1) b 項に規定の技術基準には以下が含まれる。

a 少なくとも建築工学およびまたは土木工学の学士号を取得しています。

b.建物建設の技術評価、メンテナンス、メンテナンス、運用、およびまたは監督の実施において、少なくとも 3 年間の実務経験がある。と

c.建築、構造、およびまたはユーティリティの分野で技術評価の専門知識を持っていることは、専門家の資格を持つ作業能力の証明書によって証明されます。

第 207 条

(1) 第 204 条第 1 項 b 項に規定の事業者サービス プロバイダの形態のテクニカル レビューアは、以下を満たす必要があります。

a 管理要件;
と

b.技術基準。

(2) (1) a 項に規定の事業者の管理要件は、法律の規定に従う。

(3) (1) b 項に規定の技術基準には以下が含まれる。

a 建物建設の技術的評価およびまたは監督の実施において、少なくとも 2 年間の企業経験を有する。
と

b. 建築、構造、機械、電気、および屋外レイアウトの分野で、それぞれ少なくとも 1 名の技術レビュー担当者がいる。

第 208 条

(1) 第 204 条第 1 項 a に規定する個々の技術審査員は、以下を備えていなければならない。

a 基本的なスキル;
と

b.基本知識。

(2) パラグラフ (1) の文字 a で言及されている基本的な能力には、次の能力が含まれます。

a PBG 文書に対する完成図の適合性をチェックします。

b.建物の物理的適合性を完成図と照らし合わせて確認します。

c.建物の建築構成要素の検査を実施する。

d.建物の構造部品の検査を実施する。

e.建物のユーティリティに設置されたコンポーネントの検査を実行します。
と

f.建物の外にある建物のレイアウトのコンポーネントの検査を実行します。

(3) パラグラフ (2) c で言及されている建物の建築構成要素の検査には以下が含まれます。

a 内壁;

b.口蓋;

c.床;

d.屋根カバー;

e.外壁;

f.ドアと窓;

g.リスブランク;と

h.ガター。

(4) パラグラフ (2) の文字 d で言及されている建物の構造コンポーネントの検査には、以下が含まれます。

a 財団;

b.せん断壁;

c.柱と梁;

d.プラットフォーム;と

e.屋根。

(5) パラグラフ (2) の文字 e で言及されている建物ユーティリティの設置済みコンポーネントの検査には、以下が含まれます。

a 機械システム;

b.電気システムまたはネットワーク;と

c.配管システムまたはネットワーク。

(6) パラグラフ (2) の文字 f で言及されている建物の外部空間レイアウトの構成要素の検査には、以下が含まれます。

a 歩道;

b.環境道路;

c.屋外階段;

d.堤防;

e.パーキング;

f.擁壁;

g.フェンス;

h.外部照明;

i 造園;と

j.チャネル。

(7) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている基本的な知識には、少なくとも次の知識が含まれます。

a シンプルな 1 階建ての建物のプロトタイプ/プロトタイプ設計。

b.耐震基本要件 簡易建物 1 階建て。

c.建物建設の実施中の簡単な検査;

d.機能の実現可能性チェックのためのチェックリストへの記入;

e.建物の機能の目視検査;と

f.非破壊装置を使用した建物の適切な機能の検査。

第 209 条

(1) Technical Reviewer の割り当ては、所有者またはユーザーが行います。

(2) (1)項に規定のテクニカルレビューアの任命は、労働契約によって実施される。

第 210 条

建物機能の実現可能性を検査するための技術評価者の職務を遂行するための手順には、次のものが含まれます。

a 既存の建物の機能実現可能性の検査と、最初の SLF の発行のための pBG があります。

b.最初の SLF の発行のための PBG を持たない既存の建物の機能の検査。

c. SLF 拡張ビルの機能の検査;
と

d.災害後の建物機能検査。

第 211 条

(1) 第 210 条 a で言及されているように、**既存の建物の機能実現可能性をチェックするためのテクニカル レビューアの職務を遂行するための手順と、最初の SLF の発行のための PBG が既にある手順には、次の段階が含まれます。**

a ドキュメントの完全性チェックを実行します。

b.完成図、PBG と技術基準建築物の状態との適合性チェックを実施する。

c.完成図、PBG、および建物の状態と建物の技術基準との適合性チェックの結果の分析と評価を行う。
と

d.建物が適切に機能するための検査結果と推奨事項に関するレポートを作成します。

(2) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている分析および評価の結果が、完成図が PBG に従っていないと述べているが、建物の状態が PBG を満たしていると宣言されている場合。技術基準、技術レビューアは、検査結果および勧告に関する報告書を作成し、PBG への変更申請書を提出する。

(3) 第 1 項 c に規定の分析および評価の結果、竣工図は PBG に準拠しているが、建物の状態に軽微な損傷があるため保守および手入れが必要であると記載されている場合。、技術審査員は、建物の維持及び維持に関する法令の規定に従い、検査の結果に関する報告書及び建物の維持及び維持に関する勧告を作成しなければなりません。

(4) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている分析と評価の結果が、完成図が PBG に従っていないと述べており、建物の状態が PBG を満たしていないと宣言されている場合。技術審査員は、技術基準に基づいて、検査結果の報告書を作成し、建物の調整と申請書の提出を勧告します。
PBG が変更されます。

(5) テクニカルレビューアは、所有者または使用者が実施した第(3)項に規定のメンテナンスおよびメンテナンス、または第(4)項に規定の建物の調整を検証するものとする。

第 212 条

(1) 第 210 条 b に規定されているように、**最初の SLF を発行するための PBG を持たない既存の建物の機能を検査するためのテクニカル レビューアの職務を遂行する手順**には、次の段階を通じて建物の状態をチェックすることが含まれます。:

a 文書の完全性の検査;

b.技術基準の履行に対する建物の状態の検査;

c.技術基準の充足に対する建物の状態の調査の分析と評価;と

d.検査結果に関するレポートを作成し、建物の機能に関する推奨事項を提供します。

(2) 第 1 項 c に規定の分析および評価の結果、建物の状態が技術基準を満たしていないことが判明した場合、技術審査員は、その結果に関する報告書を作成するものとする。建物の調整のための検査と推奨事項。

(3) テクニカルレビューアは、所有者または使用者が実施した第(2)項に規定の建物の調整を検証するものとする。

第 213 条

(1) 第 210 条 c 項で言及されている SLF の拡張機能の実現可能性を検討する枠組みの中でテクニカルレビューアの職務を遂行するための手順には、次の段階が含まれます。

a ドキュメントの完全性チェックを実行します。

b.完成図、以前の SLF、および技術基準のある建物の状態との間の適合性チェックを実施します。

c.施工図、過去の SLF、技術基準適合建築物の状態との適合性チェックの結果の分析と評価を行う。
と

d.検査結果に関するレポートを作成し、建物の機能に関する推奨事項を提供します。

(2) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている分析および評価の結果が、完成図が以前の SLF に従っていないと述べているが、建物の状態が準拠していると宣言されている場合技術基準とともに、技術レビューアは、検査結果に関するレポートと、PBG への変更要求を提出するための推奨事項を手配するものとします。

(3) 第(1)項 c に規定の分析および評価の結果、竣工図は以前の SLF に準拠しているが、建物の状態が維持管理および軽微な維持管理を必要とする場合。調査員は、建物の維持管理に関する法令の規定に従い、検査結果の報告及び建物の維持管理に関する勧告を行う。

(4) 第 1 項 c に規定の分析および評価の結果、竣工図または施工図が以前の SLF に従わず、建物の状態が良好ではないことが判明した場合。技術基準に適合しないと宣言された場合、技術審査員は、検査結果に関するレポートと建物の調整に関する勧告を作成し、PBG に変更の申請書を提出します。

(5) テクニカルレビューアは、所有者または使用者が実施した第(3)項に規定のメンテナンスおよびメンテナンス、または第(4)項に規定の建物の調整を検証するものとする。

第 214 条

(1) 第 210 条の d に規定されている災害後の建物機能検査のための技術評価者の職務を遂行するための手順には、次の段階を通じて建物の状態を確認することが含まれます。

a 安全面に関する建物の状態の初期検査。

b.建物の一時的な使用に関する初期検査レポートと推奨事項。

c.技術的および管理上の基準の履行に対する建物の状態の検査;

d.さらなる検査結果の分析と評価。
と

e.建物の機能の機能に関するレポートを作成します。

(2) (1) a 項に規定の初期検査の結果が、一時的に使用できないほど中程度の損傷または重度の損傷であると宣言された場合、テクニカルレビューアは、初期検査報告書を作成し、建物を一時的に使用することができないことを示す建物の一時的な使用に関する推奨事項。

(3) 第 1 項 d 項に規定の分析および評価の結果、完成図または施工図が PBG に従っていないが、建物の状態が宣言されていると記載されている場合技術基準に準拠するために、技術レビューアは、審査結果に関するレポートと、PBG への変更要求を提出するための推奨事項を作成するものとします。

(4) 第 1 項 d 項に規定の分析および評価の結果、完成図または施工図が PBG に準拠しているが、建物の状態が保守および修理を必要とする場合。建築物の維持管理に関する法令の規定に基づき、軽微な損傷の維持管理について、レビューアー・テクニカルが調査結果を報告し、建物の維持管理に関する勧告を行います。

(5) 第 1 項 d 項に規定の分析および評価の結果、施工図または施工図が PBG に従っていないと記載され、建物の状態が宣言されている場合技術基準を満たさない場合、技術審査員は、検査結果に関する報告書を作成し、建物の調整と PBG の変更申請書を提出することを推奨します。

(6) テクニカルレビューアーは、所有者または使用者が実施した第(4)項に規定のメンテナンスおよびメンテナンス、または第(5)項に規定の建物の調整を検証するものとします。

(7) 第 1 項 a 号に規定の建物の状態の初期検査は、安全面に関する建物の状態をチェックするためのチェックリストに記入することによって実施される。

第 215 条

(1) 第 212 条および第 214 条で言及されている建物の状態の検査には、以下が含まれます。

a 建物の状態をチェックするためのチェックリストに記入する。
と

b.技術基準への準拠の検査。

(2) パラグラフ (1) a に規定の建物の状態の検査のためのチェックリストへの記入は、現場の実際の状態に従って、テクニカル レビューアーによって実行されます。

(3) (1) b 項に規定の技術基準の充足の検査には以下が含まれる。

を。建築条例規定の検査。と

b.建物の信頼性に関する規定の検査。

(4) (3) a 項に規定の建物レイアウトに関する規定の審査には、以下が含まれる。

a 建物の機能に対する建物利用の適合性。

b.建物強度の適合性;

c.建物の建築要件を満たす。と

d.環境影響管理要件の履行。

(5) (3) b 項に規定の建物の信頼性に関する規定の審査には、次の要件の充足が含まれる。

a 建物の安全;

b.健康を築く;

c.建物の快適さ;と

d.建物設備。

第 2 条 16

(1) 第 215 条第 4 項 a に規定する建物の機能に対する建物の用途の適合性は、以下の実際の条件を決定するために実施されます。

a 建物機能;

b.建物内のすべてのスペースの利用。と

c.建物区画の屋外スペースの利用。

(2) 第 1 項に規定の建物の機能に対する建物の用途の適合性は、次の方法で実施される。

a 目視観察;

b.施工に伴う技術図面・図面との事実関係の確認。
と

c.ドキュメンテーション。

第 217 条

(1) 第 215 条第 4 項 b で言及されている建物強度の適合性は、以下に関する実際の条件を見つけるために実行されます。

a 建物の 1 階の面積;

b.地下基地エリア;

c.建物の総床面積;

d.建物の階数。

e.地下階の数;

f.建物の高さ;

g.区画内の緑地の面積;

h.道路、川、海岸、湖、鉄道、および/または高圧線から建物の境界までの距離。

i 区画境界から建物までの距離。と

j.建物間の距離。

(2) (1)項に規定の建築強度適合は、以下の方法により実施される。

a 機器を使用した測定;

b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。と

c.ドキュメンテーション。

第 218 条

(1) 第 215 条第 4 項 c に規定されている建物の建築要件を満たし、以下に関する実際の条件を確認すること。

a 建物の外観;

b.建物の空間計画;と

c.建物環境とのバランス、調和、調和。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている建物の外観の検査には、以下が含まれます。

a 建物の形態;

b.建築計画の形状;

- c.建物の眺め;
- d.建物の屋根の形状とカバー;
- e.建物の輪郭、ディテール、素材、色。
- f.物理的な境界または庭のフェンス;と
- g.皮膚または建物のエンベロープ。

(3) (2)項に規定の建築物の外観検査は、次の方法により行う。

- a 状態と損傷の目視観察;
- b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と
- c.ドキュメンテーション。

(4) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている建物内の rLlang の検査には、以下が含まれます。

- a 主な rlang のニーズ。
- b.壁面;
- c.断熱壁;
- d.ドアまたは窓;
- e.スペースの高さ;
- f.1階の高さ;
- g.屋根の空洞スペース;
- h.床の敷物;と
- i 天井の覆い。

(5) 第(4)項に規定の建物の空間配置の審査は、次の方法で行う。

- a 機器を使用した測定;
- b.状態と損傷の目視観察;
- c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と
- d.ドキュメンテーション。パラグラフ (1) の文字 c で言及されている建物環境とのバランス、適合性、および調和の検査には、以下が含まれます。
- a 高さ (ビール) ヤード;
- b.庭の緑の広場;
- c.建物の境界スペースの利用;
- d.建物の緑地;

- e.工場管理;
- f.庭の舗装;
- g.人と車の循環;
- h.主な歩行者道;
- i 風景家具(風景家具);
- j.看板(看板);と
- k.建物の外部照明。

(7) (6)項に規定のバランス、適合性、建築環境との調和の確認は、次の方法で行う。

- a 機器を使用した測定;
- b.状態と損傷の目視観察;
- c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と
- d.ドキュメンテーション。

第 219 条

(1) 第 215 条第 4 項の文字 d に規定されている環境への影響を制御するための要件を満たしていること。これにより、建物の環境への重大な影響を制御するための実際の条件が決定されます。

(2) (1)項に規定の環境影響管理要件の充足は、次の方法で実施するものとする。

- a 建物の環境への影響の目視観察;
- b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と
- c ドキュメント。

第 220 条

(1) 第 215 条第 5 項 a に規定の建物の安全要件の順守の検査は、以下に関する実際の状況を調べるために実施されます。

- a 建物構造システム;
- b.防火システム;
- c.雷保護システム;
- d.電気設備システム;と
- e.避難経路(出口の平均)。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている建物構造システムの検査には、以下が含まれます。

- a 主要な構造コンポーネント、すなわち基礎、柱、梁、床板、屋根トラス、コア壁、および地下室。
と
- b.少なくとも耐力およびせん断壁、ブレースングおよび/またはダンパーを含むその他の構造コンポーネント。

(3) (2)項に規定の建物構造システムの検査は、次の方法で実施される。

を。建造物の状態と損傷の目視観察。

b.機器を使用した測定;

c.施工に伴う技術図面・図面との事実関係の確認。

d. 非破壊検査法によるコンクリートの品質の表示;
と

e.ドキュメンテーション。

(4) パラグラフ(3)で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは以下の方法を追加することができる:

a 破壊的なツールの使用;

b.材料の強度、荷重を支える構造の能力、および/または土壌の支持力をテストします。および/または

c.建物構造モデリングの解析。

(5) (1) b 項に規定の防火システムの検査には以下が含まれる。

a 建物環境への消防車のアクセスである消防用の水のアクセスと供給
建物、消防士の環境へのアクセス、消防士の建物へのアクセス、および消防士への給水。

b.出口アクセス、出口、出口手段の信頼性、ドア、保護された部屋とはしごの保護、出口運河、出口手段の容量、出口距離、出口手段の数、出口手段の配置、出口出口である救助施設、施設の出口の照明、非常用照明、出口手段のマーキング、二次的な救助手段、避難計画、ユーザー向けの危険警告システム、避難場所、集合場所、消防リフト。

c.耐火ドアおよび耐火窓、防火壁、防煙仕切り、防煙壁およびアトリウムである受動的保護システム。

d.スタンドパイプシステム、自動スプリンクラーシステム、消火ポンプ、給水、光消火器、火災検知システム、火災警報システム、緊急通信システム、機械換気および煙制御システムであるアクティブ保護システム。
と

e.防火管理ユニット、防火組織、運用管理、および人的資源である防火管理。

(6) パラグラフ (5) に規定の防火システムの検査は、次の方法で実施される。

を。機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.施工に伴う技術図面・図面との事実関係の確認。
と

d.ドキュメンテーション。

(7) パラグラフ (6) で言及されている方法に加えて、技術審査員は次の方法を追加することができます。

a テストとテスト(テストと試運転);および/または

b.直接またはソフトウェア(ソフトウェア)を使用して緊急避難のシミュレーション。

(8) (1) c 項に規定の避雷システムの検査には以下が含まれる。

a 避雷器ヘッド システムまたは空気終端。

b.避雷器または給電線システム;
と

c.アースまたはアース終端システム。

(9) (8)項に規定の避雷システムの検査は、次の方法で実施する。

を。状態と損傷の目視観察;

b.施工に伴う技術図面・図面との事実関係の確認。
と

c.ドキュメンテーション。

(10) パラグラフ (9) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

(11) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている電気設備システムの検査には、以下が含まれます。

a 電源;

b.電気パネル;

c.電気設備;と

d.アースシステム。

(12) (11)項に規定の電気設備システムの検査は、次の方法で実施される。

a 状態と損傷の目視観察;

b.熱画像および電気測定機器を使用した検査。

c.施工に伴う技術図面・図面との事実関係の確認。
と

d.ドキュメンテーション。

(13) パラグラフ (12) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

第 22 条 I

第 215 条第 5 項 b 項で言及されている建物の健康要件の充足の検査は、以下に関する実際の条件を見つけるために実施されます。

a 換気システム;

b.照明装置;

c.公益事業システム;と

d.建材の使用。

第 222 条

(1) 第 221 条 a に規定されている換気システムの検査には、以下が含まれます。

a 自然換気および/または機械換気;

b.エアコン設備;

と

c.室内空気汚染物質レベル。

(2) (1)項に規定の換気システムの検査は、次の方法で実施するものとする。

a. 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。

d.室内空気質測定;

と

ドキュメンテーション。

(3) パラグラフ (2) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

第 223 条

(1) 第 221 条 b で言及されている照明システムの検査には、以下が含まれます。

a. 自然光;

b.人工または人工照明;と

c.輝度レベル。

(2) (1)項に規定の照明システムの検査は、次の方法で実施するものとする。

a. 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

d.ドキュメンテーション。

(3) パラグラフ (2) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

第 224 条

(1) 第 221 条 h: 文字 c で言及されているユーティリティ システムの検査には、次のシステムが含まれます。

a. きれいな水;

b.汚れた水および/または廃水の処分;

c.下水とゴミの処理;と

d.雨水管理。

(2) (1) a 項に規定の浄水システムの検査には以下が含まれる。

a. きれいな水源;

b.浄水分配システム;

c.きれいな水質;
と

d.きれいな水の排出。

(3) (2)項に規定の浄水システムの検査は、以下の方法で実施される。

a. 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.実際の条件と技術計画および施工図との適合性を確認する。

d.きれいな水質試験;と

e.ドキュメンテーション。

(4) パラグラフ (3) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

(5) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている下水システムおよび/または廃水の検査には、以下が含まれます。

a. 衛生設備および入口(入口または出口)の設置;

b.汚水および/または廃水のための下水道ネットワークシステム;
と

c.汚水および/または廃水の収集および処理システム。

(6) パラグラフ (5) に規定する下水システムおよび/または廃水の検査は、次の方法で実施するものとする。

a. 状態と損傷の目視観察;

b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

c.廃水品質試験;
と

d.ドキュメンテーション。

(7) パラグラフ (6) で言及されている方法に加えて、テクニカル アセッサーは、テストおよび試運転の方法を追加することができます。

(8) (1) c 項に規定の汚水およびごみ処理システムの検査には以下が含まれる。

a. 入口(入口)下水およびごみ処理;

b.小包の汚れやゴミの一時的な避難所。と

c.小包の汚れや廃棄物の処理。

(9) パラグラフ (8) に規定する下水およびごみ処理システムの検査は、次の方法で実施される。

a. 状態と損傷の目視観察;

b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。

と

c.ドキュメンテーション。

(10) パラグラフ (9) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

(11) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている雨水管理システムの検査には、以下が含まれます。

a 雨水集水システム;

b.区画内の直立管と排水管を含む雨水分配システム。

c.雨水の収集、処理、浸透、および処分システム。およびまたは

d.雨水利用システム。

(12) (11)項に規定の雨水管理システムの検査は、次の方法で実施される。

a 状態と損傷の目視観察;

b.実際の条件と技術計画および建設図面(完成図)との適合性を確認する。
と

c.ドキュメンテーション。

(13) パラグラフ (12) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

第 225 条

(1) 第 221 条の文字 d で言及されている建築材料の使用の検査には、以下が含まれます。

a 有害物質または有毒物質の内容;

b.グレアと反射効果;と

c.温度上昇効果。

(2) (1)項に規定の建築材料の使用状況の調査は、次の方法で行う。

a 目視観察;と

b.ドキュメンテーション。

第 226 条

(1) 第 215 条第 5 項 c に規定する建物の快適性要件の充足の検査は、以下に関する実際の条件を調べるために実施されます。

a 建物内の移動のためのスペース;

b.室内空調;

c.建物からの眺め。
と

d.建物内の振動と騒音の状況。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている建物内の移動スペースの検査には、以下が含まれます。

a ユーザー数と建物の占有制限 (occupancy);

と

b.家具の容量とレイアウト。

(3) 第 2 項に規定の建物内の移動スペースの検査は、次の方法で行う。

a 目視観察;

b.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

c.ドキュメンテーション。

(4) (1) b 項に規定の室内空気状態の検査には以下が含まれる。

a 室内温度

b.部屋の湿度;と

c.空気流量。

(5) (4)項に規定の室内空気状態の検査は、次の方法で行う。

a 機器を使用した測定;
と

b.ドキュメンテーション。

(6) パラグラフ (1) の文字 c で言及されている建物からの、および建物へのビューの検査には、以下が含まれます。

a 各部屋の内側から建物の外側への眺め。
と

b.建物の外から各部屋への眺め。

(7) パラグラフ (6) に規定の建物内外の景色の検査は、次の方法で実施されます。

a 目視観察;
と

b.ドキュメンテーション。

(8) パラグラフ (1) の文字 d で言及されている建物内の振動および騒音状態の検査には、以下が含まれます。

を。建物の振動レベル;と

b.建物内の騒音レベル。

(9) 第(8)項に規定の建物の振動・騒音状態の検査は、次の方法で実施する。

a 機器を使用した測定;と

b.ドキュメンテーション。

第 227 条

(1) 第 215 条第 5 項 d に規定の建築設備の要件の充足の検査は、以下に関する実際の条件を調べるために実施される。

a 建物への、建物からの、および建物内での施設およびアクセシビリティ。
と

b.建物の利用におけるインフラストラクチャと施設。

(2) パラグラフ (1) の文字 a で言及されている施設への、建物からの、および建物内での施設およびアクセシビリティの提供には、以下が含まれます。

a 空間間または建物間の水平関係。
と

b.建物のフロア間の垂直関係。

(3) 第(2)項 a に規定する空間間または建物間の水平関係の検査は、次の方法で行う。

a 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

d.ドキュメンテーション。

(4) パラグラフ (3) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

(5) (2) b 項に規定の階間の上下関係の検査は、次の方法で行う。

a 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

d.ドキュメンテーション。

(6) パラグラフ (5) で言及された方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよびコミッショニング方法を追加することができます。

(7) 第 1 項 b に規定の建物利用におけるインフラストラクチャーおよび施設の完全性の検査は、次の方法で実施するものとする。

a 機器を使用した測定;

b.状態と損傷の目視観察;

c.建設に応じて、実際の条件と技術計画および図面との適合性をチェックする。
と

d.ドキュメンテーション。

(8) パラグラフ (7) で言及されている方法に加えて、テクニカルレビューアは、テストおよび試運転の方法を追加することができます。

第 228 条

(1) 防火システム、労働安全衛生、電気設備、および環境影響制御の検査は、関係機関が関与して実施されます。

(2) (1)項に規定の検査は、所有者が関連する認可機関に申請することにより実施されるものとする。

(3) 関連所轄官庁が申請書の受領から 14 営業日以内に申請に応答しない場合、または申請書の受領から 3 か月以内に検査を実施しない場合、検査は、建物の機能の検査の実施者は、承認されたと見なされます。

(4) 当該認可機関が実施した検査結果と建物の機能検査の実施者が実施した検査結果との間に齟齬がある場合には、実施された検査結果関連する認定機関によって使用されるものとします。

第 229 条

(1) 検査結果報告書の作成は、実施した建物の機能検査の全工程を文書化するために実施する。

(2) (1)項に規定の建物検査の結果に関する報告書には、少なくとも次のものが含まれていなければならない。

a 審査方法;

b.建物機能の機能の検査の実施に関するデータ;

c.検査結果の文書化;

d.建物の状態の検査とテストの結果。

e.分析と評価の結果;

f.建物の機能の実現可能性の結論。
と

g.おすすり。

(3) (2) 項 f に規定の建物の適切な機能の結論が、建物が機能に適していると述べている場合、建物の機能の声明書が所有者に渡されるか、またはユーザー。

(4) (2) 項 g に規定する勧告は、次の形式をとることができる。

a 建物が適切に機能するための推奨事項。

b.新しいアプリケーションまたは PBG への変更を提出するための推奨事項。

c.メンテナンスとメンテナンスの推奨事項は軽いです。
また

d.建物の調整、および PBG への新規申請または変更の提出に関する推奨事項。

(5) 災害後の建物機能実行可能性検査の場合、建物の一時使用の初期検査の結果に関する報告書には、少なくとも以下が含まれなければならない。

a 建物機能の機能の検査の実施に関するデータ;

b.建物の安全面に関する実態調査の結果

c.分析と評価の結果;

d.初期検査結果の結論。
と

e.おすすり。

第 230 条

(1) 建物の定期検査のための技術審査官の職務を遂行するための手順には、次の段階が含まれます。

a ドキュメントの完全性チェックを実行します。

b.コンポーネント、サブコンポーネント、機器、および I または建物の機器の状態を検査します。
と

c.建物の定期検査報告書の作成。

(2) (1) a 項で言及されている書類の完全性には、以下の書類が含まれる。

a 手術;
と

b.建物のメンテナンスとメンテナンス。

(3) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている建物のコンポーネント、サブコンポーネント、機器、および/または機器の状態の検査には、以下が含まれます。

a コンポーネント、サブコンポーネント、機器、および/または建築機器の状態をチェックするためのチェックリストに記入すると。

b.コンポーネント、サブコンポーネント、機器、および/または建築機器の状態の検査結果に関するコメントの記入。

(4) パラグラフ (3) a で言及されているコンポーネント、サブコンポーネント、機器、および/または建築機器の状態をチェックするためのチェックリストへの記入は、実際の状態に従ってテクニカル アセッサーによって実行されます。フィールド。

(5) (4)項で言及されているチェックリストの形式は、法律の規定に従っている。

第 231 条

第 230 条第 1 項の文字 c で言及されている建物の定期検査報告書の作成は、建物のコンポーネント、サブコンポーネント、設備、および/または設備の状態に関するチェックの全リストの収集です。建物。

パラグラフ 3

専門職チーム

第 232 条

(1) 第 202 条 c 項で言及されている TPA は、中央政府が提供するデータベースにまとめられています。

(2) 地方自治体は、中央政府が作成したデータベースから、その行政区域で働く TPA メンバーを選出します。

(3) パラグラフ (2) で言及されている TPA は、次の要素の専門家で構成されます。

a 大学または専門家;と

b.専門職。

(4) パラグラフ (2) で言及されている TPA メンバーは、次の分野を含む能力を持っています。

a 建物と都市建築;

b.建物の構造;

c.建物の力学;

d.建物の電気;

e.衛生、排水、配管(配管)、消防建物。

f. BGCB;

g. BGH;

h.造園または風景;

私。建物の空間計画;

j.労働安全衛生;

k.解体の実施;
および/または

l.他に必要なスキル。

(5) TPA には次のタスクがあります。

a 建物の技術計画文書を技術基準の履行に照らして審査し、建物計画の協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供する。
と

b.建物の解体に関する技術基準の履行に対して RTB 文書を審査し、解体協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供します。

(6) 慣習的建造物に関する協議プロセスの場合、TPA には先住民が関与する可能性がある。

(7) 地区/市の地方政府がまだ RD/TR および/または RTBL を持っていない場合、TPA は KRK 情報に関して地区/市の地方政府に技術的な考慮事項を提供する場合があります。

(8) 県/市の地域政府が建物の実装における問題の解決を必要とする場合、TPA はインプットを提供することができます。

(9) BGH 認定の場合、TPA はリストの検証プロセスを実施し、証拠書類とともに BGH 性能評価を参照し、性能評価検証の結果に基づいて BGH レーティングを決定します。

(10) TPA の結果は書面に記載されており、説明することができます。

第 233 条

(1) TPA は、第 232 条第 5 項で言及されている職務を専門的かつ客観的な方法で遂行し、PBG および RTB の協議プロセスを妨げず、利益相反もありません。

(2) 第 232 条第 7 項および第 8 項に規定する審査における技術的考察および/またはインプットの提出は、次の規定に従って実施される。

a 専門分野に応じた TPA メンバーからの技術的な考慮事項および/またはインプット。
と

b. TPA の責任は、技術的な考慮事項および/または提出されたインプットに限定されます。

(3) TPA の責任は、第 232 条第 7 項に規定されている技術的考慮事項の内容に限定され、技術計画書または RTB に対する責任は、サービス プロバイダーにあります。

(4) TPA 会員が第 1 項に規定の利益相反を有する場合、当該会員はその任務を辞任しなければならない。

(5) TPA 会員は、他の会員の任命に関して利益相反を発見した場合、証拠を添えて事務局に報告することができる。

第 234 条

(1) BGFK の場合、第 202 条 c 項で言及されている TPA は、大臣によって決定され、中央 TPA と呼ばれます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている中央 TPA は、次の要素で構成されています。

a 高等教育/専門家;

b. 専門職;と

c. 特殊機能の専門家。

(3) パラグラフ (1) に規定の中央 TPA のメンバーは、以下の分野を含む能力を有する。

a BGFK のタイプに関連する特別な専門知識;

b. 建物と都市建築;

c. 建物の構造;

d. 建物の力学;

e. 建物の電気;

f. 衛生、排水、配管 (配管)、消防建物。

g. 造園または風景;

h. 建物の空間計画;

i 労働安全衛生;

j. 解体の実施;および/または

k. 他に必要なスキル。

(4) 中央 TPA の任務

a BGFK 技術計画文書を技術基準の履行に照らして検査し、BGFK 計画協議プロセスで申請者に技術的考慮事項を提供する。
と

b. BGFK 解体技術基準の履行に対して RTB 文書を調べ、解体協議プロセスで申請者に技術的考慮事項を提供します。

(5) 中央 TPA は、パラグラフ (41) で言及されている職務を専門的かつ客観的な方法で遂行し、PBG および RTB の協議プロセスを妨げず、利益相反を生じさせません。

(6) 中央 TPA のメンバーが第 5 項に規定の利益相反を有する場合、当該メンバーは任務を辞任しなければならない。

(7) 中央 TPA のメンバーが別のメンバーの割り当てに関連する利益相反を発見した場合、そのメンバーは証拠を添えて中央事務局に報告することができます。

(8) 中央 TPA の作業の結果は書面に記載され、説明が可能です。

パラグラフ 4

技術評価チーム

第 235 条

(1) 第 202 条のレター d で言及されている TPT メンバーには、以下が含まれます。

a 建築業務を担当する地域機構組織の構造担当官。

b. 建築および住宅工学の機能担当官。

c. 建物に関連する他の地域機関の構造担当官。
および/または

d. 建物に関連する他の地域機構組織の役職者。

(2) パラグラフ(1) b および c で言及されている構造的および機能的職員は、以下を担当する地域機関組織から来ることができる。

a 労働安全衛生;

b. 空間および環境管理;

c. 火;および/または

d. 公共の平和と秩序、そしてコミュニティの保護。

(3) TPT は以下の任務を有する。

a 住宅の形態の建物の技術計画に関する文書を技術基準の達成に照らして審査し、建築計画の協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供する。

b. SLF 延長の申請書類を審査する。

c. 建物の解体に関する技術基準の履行に反対する住宅の形態の建物の RTB 文書を調べ、解体の協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供する。
と

d. 住宅が複雑な複雑性の分類に含まれる場合、TPT の技術計画文書と RTB 文書のチェックにおけるタスクは、TPA によって支援されます。

(4) 慣習的建造物に関する協議プロセスの場合、TPT には先住民族が関与する可能性がある。

(5) TPT は、専門的かつ客観的な方法で、パラグラフ (3) で言及されている職務を遂行し、PBG および RTB の協議プロセスを妨げず、利益相反もありません。

(6) (3)項に規定の審査における技術的考察および/またはインプットの提出は、次の規定に従って実施される。

a 専門分野に応じた TPT メンバーからの技術的な考慮事項および/またはインプット。
と

b. TPT の責任は、技術的な考慮事項および/または提出されたインプットに限定されます。

パラグラフ 5

オーナー

第 236 条

(1) 第 202 条 e 項で言及されている監督者は、県/市政府によって決定されるものとする。

(2) (1)項に規定の監督者は、国家民事機構の従業員として雇用されている。

(3) (2)項に規定の国家民事機構の従業員数が不十分な場合、検査官は、県/市政府によって任命された臨時従業員から来ることができる。

(4) 監督者は、建物の管理検査を実施し、建物の運用が適切に行われるようにする義務を負う。建物は、法律の規定に従って建物管理者によって実行されます。

(5) 監督者は、専門的かつ客観的な方法で、(4) 項で言及されている職務を遂行し、利益相反はありません。

(6) (3)項に規定の監督業務は、次の期間に実施される。

a 工事;

b.建物の利用;と

c.解体。

(7) (6) a 項に規定の業務を遂行するにあたり、r.検査官は、発行された PBG の実施を監督するために検査を実施する。

(8) パラグラフ (T) で言及されている検査手順には、以下が含まれる。

a 検査官は、地区/市の地方政府から委任状を受け取ります。

b.下部構造工事、地下工事、上部構造工事、電気機械工事の各段階において、建築物の施工が PBG および SMK の規定に適合していることを確認する。

c.建設工事の各段階で検査結果を報告し、SIMBG にアップロードします。

d. 現場の状況によって詳細な工学設計と工場の図面との間に矛盾が見つかった場合は、所有者に技術的正当性を求める。

e PBG 文書および建設安全管理規定との不一致が見つかった場合、建物の運営者に警告を与える。

f 検査結果を地区/市地方政府に報告し、SIMBG にアップロードします。

g.テストの実施に立ち会います(試運転テスト)。

h.試運転テストのテスト結果に関するレポートを作成し、SIMBG にアップロードします。
と

i 建物が住宅である場合、機能適合証明書を発行します。

(9) (6) b 項に規定の業務を実施するにあたり、検査官は、建物の利用を監督するという文脈で検査を実施するものとする。

(10) (9)項に規定の検査を実施する手順には以下が含まれる。

a 検査官は、地区/市の地方政府から委任状を受け取ります。

b.建物利用の適合性について目視検査を実施する。

c.ユーザーと環境を危険にさらす建物を特定する。

d.検査結果のレポートを作成し、SIMBG にアップロードします。と

e.ユーザーと環境を危険にさらす不適合の建物が見つかった場合は、地区/自治体の地方政府に報告します。

(11) 第 6 項 c に規定の業務を遂行するにあたり、検査官は建物解体の検査を実施するものとする。

(12) (11)項に規定の検査を実施する手順には以下が含まれる。

a 検査官は、県/市の地方政府から委任状を受け取ります。

b. Demolition の実装と RTB との適合性を確認します。

c.検査結果のレポートを作成し、SIMBG にアップロードします。
と

d.解体の実施と RTB の間に矛盾が見つかった場合は、地区/市の地方政府に報告します。

パラグラフ 6
事務局

第 237 条

(1) 事務局は、県/市政府によって割り当てられたチームです。

(2) 第 1 項に規定の事務局は、TPA、TPT、および検査官の職務を遂行する責任者として行動するものとする。

(3) (2)項に規定の事務局は、次の任務を負う。

a PBG、拡張 SLF、および RTB の申請書類の受領と完全性の検査。

b. TPA の確立と割り当て。

c. TPT の設立と割り当て。

d. TPA、TPT、および検査官の職務の管理。と

e. TPA、TPT、およびスーパーバイザーの職務遂行の監督。

第 238 条

(1) BGFK の場合、第 237 条第 1 項に規定の事務局は、大臣によって中央事務局として設置される。

(2) (1)項に規定の中央事務局は、中央 TPA の任務を遂行する責任者として行動する。

(3) (2)項に規定の中央事務局は、以下の任務を有する。

a PBG、拡張 SLF、および RTB BGFK の申請書類の受領と完全性の検査。

b.中央 TPA の設立と割り当て。

c.中央 TPA タスクの実装の管理。と

d.セントラル TPA の職務の遂行を監督する。

第 239 条

(1) 第 237 条第 3 項 b に規定する TPA の設立には、以下が含まれる。

a TPA メンバーの基準と数を含む推定ニーズの決定;
ベースからの TPA メンバーの選択

b 中央政府がまとめた基準に基づく TPA メンバーの選出。

事務局への TPA メンバー候補の指名。
と

d.地区/市地方政府による TPA メンバーの決定。

(2) パラグラフ (1) a で言及されている基準および TPA メンバーの数を含む推定ニーズの決定は、TPA のタスクの実施の有効性及び効率性のための推定 TPA タスク負荷の考慮に基づいて実行されます。

(3) 第 1 項 b 項に規定の中央政府が作成したデータベースからの TPA メンバーの候補者の選出は、各 TPA 職員の専門知識、住所、および時間的余裕を考慮して行われる。

(4) 第 1 項の d に規定の TPA メンバーの決定は、事務局の提案に基づく摂政/市長の決定によって決定されるものとする。

(5) TPA 業務とは、第 232 条第 5 項に規定する TPA 業務を指し、建築事務を管理する地区/市地域機構組織によって実施される。

(6) 譲渡の手続きは、次の目的で行われます。

a 技術基準の履行に対する建物の技術計画書の審査、および建物計画の協議プロセスにおける技術的な考慮事項と推奨事項の提供。
と

b.建物の解体に関する技術基準への準拠に関する RTB 文書の検査、および解体協議プロセスにおける技術的考慮事項の提供。

(7) パラグラフ (6) で言及されている TPA の割り当て手順には、以下が含まれます。

a 事務局は、申請された建物の機能と分類を特定します。

b.事務局は、提案された建物の機能と分類に対する各 TPA メンバーの能力の適合性を考慮して、TPA メンバーを割り当てます。

c. BGCB の PBG を発行するプロセスの場合、TPA の割り当てには BGCB エキスパートが関与します。

d. BGH の PBG を発行するプロセスの場合、TPA の割り当てには BGH エキスパートが関与します。
と

e.事務局は、TPA による技術基準への準拠のための検査プロセスの実施を促進します。

(8) パラグラフ (7) の文字 e で言及されている TPA による技術基準を満たすための検査プロセスの実施を促進するための活動には、以下が含まれます。

a SIMBG によるスケジュール決定。
と

b. SIMBG による招待リストの提出。

(9) 事務局は、SIMBG を介してテクニカル レビューアに技術計画文書または RTB を提出することを伴う、

(8) レター a で言及されているスケジュールを決定するものとする。

第 240 条

(1) 第 237 条第 3 項 c に規定する TPT の設立には、以下が含まれる。

a TPT メンバー数の推定ニーズの決定;
と

b.県/市地方政府による TPT メンバーの決定。

(2) パラグラフ (1) a に規定の TPT メンバー数の推定必要数の決定は、TPT 任務の実施の有効性と効率性に関する推定 TPT タスク負荷の考慮に基づいて行われます。

(3) (1) b 項に規定の TPT メンバーの決定は、事務局の提案に基づいて決定される。

(4) TPT の委任とは、事務局からの委任状による第 235 条第 3 項に規定の TPT の任務をいう。

(5) TPT の割り当ては、以下に対して実行されます。

a 住宅の形態の建物の技術計画に関する文書を技術基準の達成に照らして審査し、建築計画の協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供する。

b. SLF 延長の申請書類を審査する。と

c.建物の解体に関する技術基準の履行に反対する住宅の形態の建物の RTB ドキュメントを調べ、解体の協議プロセスにおいて申請者に技術的な考慮事項を提供します。

(6) パラグラフ (5) で言及されている TPT の割り当て手順には、以下が含まれます。

a 事務局は、業務負担を考慮して、SIMBG での協議要請に基づいて TPT メンバーを割り当てます。
と

b.事務局は、TPT による技術基準を満たすための検査プロセスの実施を促進します。

(7) パラグラフ(6) b で言及されている技術基準を満たすための検査プロセスの実施を促進するための活動には、少なくとも以下が含まれる。

a SIMBG によるスケジュール決定。と

b. SIMBG による招待リストの提出。

(8) 事務局は、技術計画文書、拡張 SLF 文書、または SIMBG を介した TPT への RTB の提出を伴う、(7) のレター a) で言及されているスケジュールを決定するものとする。

第 241 条

第 237 条第 3 項の文字 d で言及されている TPA、TPT、およびスーパーバイザーの職務の管理には、以下が含まれます。

a TPA、TPT、およびスーパーバイザー メンバーの割り当て。

b.技術基準に準拠するための場所の準備と検査活動の消費。

c. TPA、TPT、およびスーパーバイザーの職務を遂行するための費用の準備。

d. TPA、TPT、およびスーパーバイザーの職務の実施に関する文書化;
と

e.通信の準備およびその他の管理。

第 242 条

(1) 第 241 条 c 項で言及されている TPA、TPT、およびスーパーバイザーの義務を遂行するための費用には、以下が含まれます。

a 事務局運営費;

b.協議を実施するための費用。

c. TPA、TPT、スーパーバイザーへの謝礼。と

d. TPA 公式の旅費と監督者。

(2) (1)項に規定の業務を遂行するための費用は、建物の業務を管理する地域機関の予算実施のエントリーリストにある地域の歳入および歳出予算から調達されるものとする。県/市で。

(3) パラグラフ (1) a で言及されている事務局の運営費には、以下が含まれる。

a 運営事務局

b.事務局の謝金;

c.機器の調達;と

d.オフィス文具の調達。

(4) (1) b 項に規定の協議の実施費用は、以下を含む協議の実施のための資金を構成する。

a スペース賃料;

b.ドキュメントの複製;および/または

c.消費。

(5) 第(1)項 c に規定の謝礼金は、次のものから構成される。

を。ひと月あたりの謝金;および/または

b.人時給。

(6) パラグラフ (5) に規定の謝礼金は仕事量に応じて与えられ、資金は、TPA、TPT、検査官、およびテクニカルレビューアーが勤務しています。

(7) TPA、TPT、および検査官の謝金の形式と金額は、県/市政府によって決定されるものとします。

第 243 条

(1) 第 237 条第 3 項 e 号に規定する TPA、TPT、検査官および技術審査員の職務遂行の監督は、TPA、TPT および検査官の職務の遂行について、以下の規定に従って行われる。委任状とともに。

(2) 事務局は、TPA、TPT の会員、またはその職務の遂行において利益相反があると認めた場合、その会員を解任し、他の会員に変更することができます。

パラグラフ 7

ビルマネージャー

第 244 条

(1) 建物管理とは、建物の管理を行う組織である。

(2) (1)項に規定の建物管理には、以下の活動が含まれる。

a 建物運用の実施;

b.建物のメンテナンスとメンテナンス;
と

c.使用されている SOP を更新します。

(3) 建物が住宅である場合、建物の管理は所有者が行うものとします。

(4) (1)項に規定の管理者は、サービス提供者、専門家または熟練労働者を任命することができる。

(5) パラグラフ (4) で言及されているサービス提供者は、建物の保守および保守の分野で業務を遂行し、能力を有する事業体です。

(6) パラグラフ (4) に規定の専門家または熟練者とは、建物のメンテナンスおよびメンテナンスの分野で専門知識または能力のあるスキルを有する個人です。

パラグラフ 8

ステート ビルディング テクニカル マネージャー

第 245 条

(1) 技術管理者は、省内の国家民事機構または技術サービスの従業員であり、省を州政府に分散させる任務を遂行する。

(2) テクニカルマネージャーとは:

a 建築および住宅工学の専門家の機能担当者。また

b.省内でクラス III/b の最低ランクの公務員、または大臣によって決定された認定技術サービス。

(3) (2) a 項に規定の建築・住宅技術専門職の職能職員は、以下から構成される。

a 公務員;また

b.雇用契約を結んでいる公務員。

(4) (2) b 項に規定の公務員は、以下の学歴を有していなければならない。

a 建築工学;

b.建物の土木;

c.機械または機械工学;また

d.物理技術。

(5) (2)項に規定の技術管理者は、技術管理者の資格を有していなければならない。

(6) (5)項に規定の技術管理証明書は、省の人材開発機関によって発行される。

第 246 条

(1) 第 245 条第 1 項の技術管理者は、省庁又は地方公共団体に対して建物の建設に関する行政上の技術的援助を行うことを担当する。

(2) (1)項に規定の任務を遂行する際、技術管理者は、専門家または資源担当者および技術管理者補佐を同行させることができる。

(3) テクニカル マネージャーは、1 会計年度の期間、パラグラフ (1) で言及されているタスクを実行し、フォローアップ活動および/または 1 会計年度を超えるプロジェクト活動。

(4) (1)項に規定の行政技術援助は、以下を含む情報またはインプットを提供する形で準備段階にある。

a 活動資金に関する文書の完全性;

b. BGN 導入活動の実施スケジュール。

c. 予算執行内容一覧表又は各府省庁の業務計画・予算に基づく技術計画、工事実施、工事監理又は工事管理の業務パッケージおよびまたは

d. 委託条件、技術仕様、自己見積り価格、特別契約条件、および技術計画業務のサービス調達システム、および調達サービスユニットに提出される建設監督または建設管理。

(5) 技術計画段階における第(4)項に規定の行政技術援助は、以下を含む情報またはインプットを提供する形をとる。

a. プロセス、完全性、参照の枠組みへの準拠、および法規制の規定をカバーする計画文書の作成。

b. 建設計画サービス提供者への必要な許可;およびまたは

c. 調達システムと建設サービスプロバイダーの選択。

(6) 第 41 項に規定の建設実施段階での行政技術支援、および情報提供または情報提供の形での技術監督には、以下が含まれる。

a. プロセス、完全性、参照の枠組みへの準拠、および法規制の規定をカバーする実施文書の準備。

b. 必要な許可には、少なくとも PBG と建設安全管理システムが含まれます。

c. 施工監理事業者または施工管理事業者が行う監理業務およびまたは

d. 問題解決への介入。

(7) パラグラフ (41) で言及されている建設後の段階での管理上の技術支援は、以下を含む情報またはインプットの提供の形をとる。

a. 商品管理者の州財産ステータス;

b. 地方自治体からの SLF;およびまたは

c. BGN として登録。

(8) 技術管理者は、法律および規則の規定に従って、BGN の実施に関する情報またはインプットを提供します。

(9) パラグラフ (1) に規定の職務を遂行する技術管理者は、サービス提供者の専門的職務および責任を引き継がない。

第 247 条

(1) 技術管理者は、次の義務を遂行する責任を負います。

a. 歳入と歳出の州予算およびまたはその他の正当な利益からの資金源による BGN の分散タスクの執行者としての大臣およびまたは知事;
また

b. 地域の歳入および歳出予算からの資金源を持つ BGN の知事、摂政、または市長、およびまたはその他の正当な利益。

(2) 技術管理者は、技術管理者からの支援要請を提出した省庁または地域の装置組織の予算使用権限に対して運用上の責任を負う。

第 248 条

(1) 技術管理者は、第 246 条第 1 項に規定する職務を遂行するにあたり、技術管理指導と資金提供を受けなければならない。

(2) (1)項に規定のガイダンスは、以下の活動を通じて実施される。

a. BGN 開発のためのテクニカルマネージャーの能力を高める;

b. テクニカル マネージャー コーディネーターの能力を高める。と

c. テクニカル マネージャー コーディネーターの事務局能力を高める。

(3) 国家予算およびまたは国有財産となるその他の正当な買収からの資金源による BGN の建設のためのパラグラフ (2) で言及されている養育費は、省によって予算化されます。

(4) 地方歳入・歳出予算およびまたは地方財産となるその他の正当な買収に由来する資金源を有する BGN の建設のためのパラグラフ (2) で言及されたガイダンスの費用は、地方政府を通じて、地方政府によって予算化される。技術サービス。

(5) 技術的管理のための資金は、第 184 条第 3 項の c 番号 2 に規定されている規定に従う。

(6) 分散タスクの実施の結果としての技術管理のコストは、法律の規定に従って予算化されます。

第四章

実装プロセスの構築

パート 1

全般的

第 250 条

(1) 建物の建設過程には、建設、利用、保存、解体の各活動が含まれます。

(2) 第 1 項に規定の建築物を施工する過程において、事業者は第 13 条に規定の技術基準を満たす義務を負う。

(3) 第 13 条の建築物の技術上の基準を満たすことができなかった所有者は、段階的に規定を遵守しなければならない。

(4) (1)項に規定の保存は、保存された BGCB penyelenggaraan の規定に従って行われる。
第 80 条で言及されているように。

第二部

発達

第 1 項

全般的

第 251 条

(1) 第 250 条第 1 項に規定の開発活動には、技術計画活動、建設実施、および建設監督が含まれる。

(2) パラグラフ (1) に規定の技術計画活動において、建築計画サービス提供者は、地区/市地方政府が発行する PBG を取得するための技術計画書を作成する。

(3) 第 1 項に規定の工事実施活動において、工事実施業者は、区・市地方政府が発行した PBG に従って工事を実施しなければならない。

パラグラフ 2

技術計画

第 252 条

(1) 第 251 条第 1 項に規定の建物の技術計画は、法律の規定に従って証明書を有する建物計画サービス提供者によって実施される。

(2) パラグラフ (1) で言及されている建物の技術計画は、参照フレームワークとワーキング ボンド ドキュメントに基づいて実行されます。

(3) (1)項に規定の建物の技術計画は、技術基準を満たさなければならない。

(4) 建物が 1 階建て床面積 72 m²(72 平方メートル)以下の一戸建て住宅で、建物が 2 階建ての一戸建て住宅である場合床面積が最大 90 m²(90 平方メートル) の場合、技術計画書は、申請者自身が次の条件で提供できます。

a 耐震性に関する基本規定を使用する。

b.建物のプロトタイプ/プロトタイプのデザインを使用します。
また

c.プランニング サービス プロバイダーによって計画されます。

(5) パラグラフ (4) で言及されているように申請者が提供する技術計画書は、完全な情報で簡単に作成することができます。

(6) BGFK の場合、技術的な計画は、法律の規定に従って能力を有する BGFK 計画サービス プロバイダーによって実行されます。

(7) パラグラフ (6) で言及されている BGFK 計画サービス プロバイダーがまだ利用できない場合、技術計画は、計画された建物に関連する特別機能専門家を含む計画サービス プロバイダーによって実行されます。

パラグラフ 3

建築確認

第 253 条

(1) 技術計画書を県・市政府、ジャカルタ特別首都圏の州政府、中央政府に提出し、建設前に PBG を取得する。

(2) BGFK の場合、技術計画書は大臣に提出される。

(3) パラグラフ (1) に規定の PBG は、新しい建物またはインフラストラクチャーの建設、建物またはインフラストラクチャーの変更、拡張、縮小、および/または維持のために実施されます。

(4) パラグラフ (1) で言及されている PBG は、建設前に所有者によって提出されなければならない。

(5) パラグラフ (1) で言及されている PBG には、次のプロセスが含まれます。

a 計画コンサルタントと

b.出版。

(6) (1)項に規定の技術計画文書は、(5)項 a に規定の計画協議プロセスで検討され、承認される。

(7) パラグラフ (6) で言及されている計画協議プロセスには、以下が含まれます。

a 登録;

b.技術基準への準拠の検査;
と

c.技術基準への準拠の声明。

(8) パラグラフ (5) a に規定の計画相談は無料で行われます。

(9) パラグラフ (7) a で言及されている登録は、SIMBG を通じて申請者または所有者によって実行されま

(10) パラグラフ (9) に規定の申請者または所有者は、次の情報を提出します。

a 申請者または所有者のデータ;

b.建物 建物データ;と

c.技術計画書。

(11) 建物の一部を他人に譲渡する予定がある場合は、(10) に規定する情報を詳細な計画書に追加するものとします。

(12) 技術サービスの責任者は、(10)項で言及されているように、情報の完全性をチェックするために事務局を割り当てます。

(13) BGFK の場合、大臣は中央事務局に、(10)項で言及されている情報の完全性をチェックするように任命する。

(14) (10)項で言及されている情報が完全であると宣言された後、事務局は、SIMBG を通じて申請者または所有者に計画協議のスケジュールを提供するものとする。

第 254 条

(1) 第 253 条第 5 項 a 号に規定の計画協議は、技術計画書の審査を通じて行う。

(2) (1)項に規定の検査は、TPA または TPT によって実施される。

(3) パラグラフ (21) で言及されている TPT による検査は、最大面積 72 m²(72 平方メートル) の単一住宅および単一住宅の形態の建物に対して実施されます。床面積が最大で 2 (2) フロア、ロット 90 m²(90 平方メートル)。

(4) (2)項に規定の TPA による検査は、(3)項に規定の建物以外の建物に対して実施される。

(5) 慣習的側面への配慮を必要とする建物の場合、(1)項に規定の検査は先住民民族に関係する可能性がある。

(6) BGCB の場合、TPA には文化遺産の専門家が関与する。

(7) BGH の場合、TPA には BGH の専門家が関与します。

(8) (4)項に規定の検査は、最大 28 労働日以内に最大 5 回実施される。(8)項に規定の検査は、登録申請から最大 3 営業日以内に初めて実施される。

第 255 条

(1) 第 254 条第 1 項に規定する審査は、次の段階を経て実施される。

を。建築計画書の検査;と

b.構造、機械、電気、および配管計画の検査。

(2) (1) b 号の検査は、(1) a 号の検査により建築設計図書が技術基準に適合していると記載された場合に行う。

(3) (1) a 項に規定の検査には、関連する技術計画文書に割り当てられた TPA のすべてのメンバーが関与することができる。

(4) (1)項に規定の検査結果は、技術的考察を伴って、公式報告書に記載されるものとする。

(5) (4)項に規定の技術的考慮事項は、具体的かつ包括的でなければならず、変更および/または次の検査に追加することはできません。

(6) パラグラフ (4) で言及されている議事録は、事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(7) パラグラフ (41) で言及されている技術的考慮事項に基づく技術計画書の修正は、次の検査のスケジュールの前に申請者によってアップロードされます。

(8) 最後の検査の議事録には、TPA の結論が添付されています。

(9) パラグラフ (8) で言及されている最新の検査の議事録は、事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(10) パラグラフ (8) で言及されている結論には、以下が含まれます。

a 技術基準適合宣言書の発行に関する勧告。
また

b. PBG 再登録の推奨。

(11) (10) a 項に規定の勧告は、技術計画文書が技術基準に準拠している場合に与えられる。

(12) (10) b 項に規定の勧告は、技術計画文書が技術基準を満たさない場合に与えられる。

第 256 条

(1) 技術基準適合証明書は、第 255 条第 10 項 a に規定する勧告に基づいて、技術局によって発行される。

(2) TPA が第 255 条第 10 項 b の勧告を行う場合、技術基準適合証明書は発行できず、申請者は再登録しなければならない。

(3) 申請者が第 2 項に規定する再登録を必要とする場合、申請者は、前回の協議の議事録を添付して、改訂された技術計画書を提出する。

(4) 申請者が第 2 項の再登録を行った場合、前回の相談議事録に基づいて相談を継続するものとします。

(5) パラグラフ (1) に規定の技術基準適合証明書は、報復のための技術計算を伴う PBG を取得するために使用されます。

第 257 条

(1) 建物が一戸建て住宅の場合 1 階建てで最大面積 72 m²(72 平方メートル)、2 階建てで最大面積 90 m²(第 254 条第 3 項に規定の検査は、最長で 5 営業日以内に実施される。

(2) (1)項に規定の検査は、技術計画書に対して実施される。

(3) (2)項に規定の検査には、関連する技術計画文書に割り当てられた TPT のすべてのメンバーが関与する場合がある。

(4) (2)項に規定の検査結果は、技術的考察を伴って、公式報告書に記載されるものとする。

(5) 第 41 項で言及されている技術的考慮事項は、具体的かつ包括的でなければならず、次の検査で変更および/または追加することはできません。

(6) パラグラフ (4) で言及されている議事録は、事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(7) パラグラフ (4) に規定の技術的考察に基づく技術計画文書の改訂は、次の検査スケジュールの前に申請者によってアップロードされます。

(8) 最終審査の議事録には、TPT の結論が添付されます。

(9) パラグラフ (8) で言及されている最新の検査の議事録は、事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(10) パラグラフ (g) で言及されている結論には、以下が含まれます。

a 技術基準準拠の声明書の発行に関する勧告；
また

b. PBG 再登録の推奨。

(11) (10) a 項に規定の勧告は、技術計画文書が技術基準に準拠している場合に与えられる。

(12) パラグラフ (10) b で言及されている勧告は、技術計画文書が技術基準を満たしていない場合に与えられる。

第 258 条

(1) 技術基準適合宣言書は、第 257 条第 10 項 a に規定されている勧告に基づいて、技術局によって発行されます。

(2) TPT が第 257 条第 10 項 a に規定する勧告を行う場合、技術基準適合証明書を発行することができず、申請者は再登録しなければならない。

(3) 申請者が第 2 項に規定する再登録を必要とする場合、申請者は、前回の協議の議事録を添付して、改訂された技術計画書を提出する。

(4) 申請者が第 3 項の再登録を行った場合、前回の相談議事録に基づいて相談を継続するものとします。

(5) パラグラフ (1) で言及されている技術基準の履行証明書は、課徴金の技術計算を伴う PBG を取得するために使用されます。

第 259 条

(1) BGFK の場合、第 253 条第 2 項に規定の技術計画書の審査は、中央 TPA が、関係省庁および関係省庁と県/市町村政府をその場所として関与させて実施する。BGFK 開発。

(2) (1)項に規定の検査は、少なくとも BGFK の建築、構造、機械、電気、配管、および特別な構成要素の計画書に対して実施するものとする。

(3) (2)項に規定の検査は、最大 40 営業日以内に最大 5 回実施するものとする。

(4) (3)項に規定の検査は、登録申請後最大 3 営業日以内に初めて実施される。

(5) (4)項に規定の検査結果は、技術的考察を伴って、公式報告書に含まれる。

(6) (5)項に規定の技術的考慮事項は、具体的かつ包括的でなければならず、変更および/または次の検査に追加することはできません。

(7) パラグラフ (S) で言及されている議事録は、中央事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(8) パラグラフ (5) で言及された技術的考察に基づく技術計画文書の改訂は、次の検査のスケジュールの前に申請者によってアップロードされます。

(9) 最後の検査の議事録には、中央 TPA からの結論が添付されなければならない。

(10) パラグラフ (9) で言及されている最新の検査の議事録は、中央事務局によって SIMBG にアップロードされます。

(11) パラグラフ (9) で言及されている結論には、以下が含まれます。

a 技術基準準拠の声明書の発行に関する勧告；

また

b. PBG 再登録の推奨。

(12) (11) a 項に規定の勧告は、技術計画文書が技術基準に準拠している場合に与えられる。

(13) (11) b 項に規定の勧告は、技術計画文書が技術基準を満たしていない場合に与えられる。

第 260 条

(1) 著作権局長は、第 259 条第 11 項 a 号の勧告に基づき、技術基準適合宣言書を発行する。

(2) 中央 TPA が第 259 条第 11 項 b に規定する勧告を行う場合、技術基準適合宣言書は発行できず、申請者は再登録しなければならない。

(3) 申請者が第 2 項に規定する再登録を必要とする場合、申請者は、前回の協議の議事録を添付して、改訂された技術計画書を提出する。

(4) 申請者が第 2 項の再登録を行った場合、前回の相談議事録に基づいて相談を継続するものとします。

(5) PBG を取得するには、(1)項に規定の技術基準適合証明書を使用する。

第 261 条

(1) 第 253 条第 5 項の文字 b で言及されている PBG の発行には、以下が含まれます。

a 地域報復の価値の決定;

b.地域報復の支払い;と

c. PBG 発行。

(2) 第 1 項 a に規定の地域的報復の価値の決定は、第 256 条第 5 項および第 258 条に規定の報復の技術的計算に基づいて、技術サービスによって実施される。(5)。

(3) パラグラフ (21) で言及されている地域報復の価値は、総合指数と賦課金の単価に基づいて決定される。

(4) (3)項に規定の統合指数は、建物の機能及び分類に基づいて決定される。

(5) パラグラフ (3) に規定の報復の単価は、県/市政府によって決定される。

(6) パラグラフ (1) の文字 b に規定された課徴金の支払いは、パラグラフ (3) に規定された地方課徴金の価値の決定後に申請者が行うものとする。

(7) パラグラフ (1) c に規定の PBG の発行は、DPMPSTSP がパラグラフ (6) に規定の報復の支払い証明を取得した後に行われる。

(8) パラグラフ (7) に規定の PBG の発行は、DPMPSTSP によって行われる。

(9) パラグラフ (8) で言及されている PBG には、以下が含まれます。

a PBG 文書;と

b. PBG ドキュメントの添付。

第 262 条

(1) PBG 管理サービスには以下が含まれます。

a 紛失または破損した PBG 文書の代替として合法化された PBG 文書の複製を作成する。これには、PBG のコピーと、PBG アーカイブを確認するための権限のある機関からの紛失した証明書を添付する。と

b.建設済みでまだ PBG を持っていない建物の PBG アプリケーション。

(2) PBG の変更の範囲は、次の場合に行われます。

a 建物機能の変更;

b.建物レイヤーの変更;

c.建物面積の変更;

d.建物の外観の変化;

e.安全および/または健康面に影響を与える、建物内のコンポーネントの仕様および寸法の変更。

f.中程度または重度の損傷に対する建物の強化。

g. BGCB の保護および/または開発;
また

h.軽度、中度、または重度の損傷レベルの文化遺産地域にある建物の修復。

(3) 以下の場合、PBG の変更は必要ありません。

a 保守作業;と

b.ケアワーク。

(4) パラグラフ (1) の文字 b で言及されている PBG 申請の場合、発行プロセスは既存の建物の SLF の発行と一致します。

第 263 条

(1) 申請者が PBG を取得した後に着工する。

(2) BGFK の場合、建設の実施は、法律の規定に従って特別な能力を有する建築部門の建設サービス提供者の提供者によって行われます。

(3) 申請者は、SIMBG を通じて技術サービスに建設のスケジュールと開始日に関する情報を提出する必要があります。

(4) (3)項に規定の情報は、建設開始前に提出しなければならない。

(5) 申請者が(3)項に規定の情報を提出しない場合、技術サービスは SIMBG を通じて申請者に説明を求めらる。

(6) パラグラフ (5) に規定の説明は、PBG の発行から最大 6 か月の期間内に最大 2 回行うことができます。

(7) パラグラフ (6) で言及されている説明が実行された後、申請者がパラグラフ (g) で言及されている情報を提出しない場合、PBG は取り消され、無効と宣言されます。

(8) パラグラフ (7) で言及されているように、PBG が取り消され、無効であると宣言された場合、申請者は登録をやり直さなければなりません。

(9) (8)項に規定の登録は、第 253 条(7)項 a に規定の規定に従う。

第 264 条

(1) 建築工事監理とは、建築工事の施工又は施工管理業務の実施を監理する形態をいう。

(2) (1)項に規定の工事監理は、工事の実施と PBG との適合性を確保することを目的とする。

(3) (1)項に規定の施工監理は、施工監理事業者又は施工管理者が行う。

(4) BGFK の場合、建設監督には、特殊機能設備の建設を監督する分野で能力を有する省庁/機関のチームが関与する。

第 265 条

(1) 技術機関は、第 263 条第 3 項の情報を入手した後、建築工事の実施状況を検査する。

(2) パラグラフ (1) に規定の検査は、建設工事が次の段階に進むかどうかを示すことができる県/市政府からの監督の一形態として実施される。

(3) (1)項に規定の検査は、次の段階で実施されるものとする。

a. 下部構造の作業;

b. 地下作業;

c. 上部構造、建築、機械、電気、および配管工事。と

d. テストとテスト(テストと試運転)。

(4) (1)項に規定の検査は、技術サービスが申請者から情報を受け取ってから 3 営業日以内に実施されなければならない。

(5) パラグラフ (4) に規定の 3 営業日以内に検査が実施されない場合、申請者は、パラグラフに規定の次の段階への建設の実施を継続することができる(3)。

(6) BGFK の場合、関係省庁は、第 263 条第 3 項の情報を受けて、BGFK 建設の実施状況について検査を行う。

(7) 修復、改築、および修復作業の場合、第 1 項に規定の検査は、実施中の作業の適切な段階で実施されるものとする。

(8) (1)項に規定の検査は、(3)項に規定の各段階で、必要に応じて複数回実施することができる。

(9) 技術サービスは、公共の苦情から情報を得た後、またはサブ地区、村またはサブ地区、町内会およびまたはコミュニティ単位からの報告を得た後、建物建設の実施に関する検査を実施することもできます。

第 266 条

(1) 技術サービスは、SIMBG を通じて、第 265 条第 3 項に規定する各段階での検査スケジュールに関する情報を申請者に提出するものとする。

(2) (1)項に規定の検査を実施するにあたり、技術機関は検査官を任命するものとする。

(3) 第 1 項に規定の検査中、工事監理業者または工事管理者は、工事監理報告書を検査官に提出しなければならない。

(4) パラグラフ (3) に規定の検査結果は、現場状況の観察結果と、PBG およびまたは SMK 規定への適合性に関する建設監督報告書に基づいている。

(5) 第 21 項に規定の検査官は、第 4 項に規定の各段階での検査の結果として公式報告書を作成する。

(6) パラグラフ (5) で言及されている議事録は、検査官によって SIMBG にアップロードされなければならない。

第 267 条

(1) 建設の実施と PBG およびまたは SMK の規定との間に矛盾が見つかった場合、検査官は技術サービスに報告するものとします。

(2) 建物レイアウト規定の履行に関連してパラグラフ (1) に規定の違反があった場合、所有者は建物レイアウト規定の建設調整を行わなければならない。

(3) 所有者が(2)項に規定の工事調整を行わない場合、所有者は PBG を再管理しなければならない。

(4) 第 2 項に規定の工事調整または第 3 項に規定の PBG の再管理が施主によって実施されない場合、技術サービスは工事の実施を中止することができる。PBG の再注文が完了するまで。

(5) 第 1 項に規定の SMK の規定に対する工事実施の不適合が施主によってフォローアップされない場合、技術担当者は工事実施を中止することができる。

第 268 条

(1) 建物の信頼性に関する規定の履行に関して第 267 条第 1 項に規定する不一致が発見された場合、所有者は PBG を再加工しなければならない。

(2) 第 1 項に規定の PBG の再管理に関する規定は、不一致が圃場条件に起因する場合には除外される。

(3) 圃場の状態によって差異が生じた場合、検査官は所有者に技術的な正当性を求めるものとします。

(4) 所有者が(3)項に規定の技術的正当性を提供しない場合、県/市政府は、所有者が技術的正当性を提供するまで建設の実施を停止することができる。

(5) 第 2 項に規定の調整が実施された場合、または第 3 項に規定の技術的正当性が提出された場合、技術サービスは、建設の実施を再開できることを表明するものとする。

(6) 所有者が、(3) 項に規定の不適合が発見されてから 6 か月以内に、(3) 項に規定の技術的正当性を提出しない場合、PBG は、取り消され、無効と宣言されます。

(7) 工事実施過程で PBG の工事実施に変更や調整が生じた場合は、技術計画サービス提供者の承認を得なければならない。

第 269 条

(1) 建物が 2 階建てで、床面積が 90 平方メートル (90 平方メートル) 以下の単一の住宅である場合、所有者は建設の各段階に関する書類を提出する必要があります。第 265 条第 1 項に規定の検査中の検査官への建物の検査。

(2) パラグラフ (1) で言及された検査の結果は、PBG およびまたは SMK の規定への適合性に対する、現場の状況の観察結果、および建物建設の実施の各段階の文書化の結果に基づいています。

(3) 建設の実施と PBG およびまたは SMK 規定との間に不一致が見つかった場合、検査官は技術サービスに報告するものとします。

(4) (3)項に規定の PBG に対する検査結果に基づいて矛盾がある場合、検査官は船主に勧告を行うものとする。

(5) (4)項に規定の勧告には以下が含まれる。

a. 建物の構造を PBG に合わせて調整する。また

b. PBG の再管理。

(6) (5) a 項に規定の建設調整の勧告は、調整の複雑さに応じて検査官が決定した期間内にフォローアップされなければならない。

(7) 所有者がパラグラフ (5) に記載の推奨事項をフォローアップしない場合、技術サービスは、推奨事項が満たされるまで建設の実施を停止することができます。

(8) 所有者がパラグラフ (5) に記載の推奨事項に従っている場合、技術サービスは、建設を再開できることを示すものとします。

(9) 監督者は、第 265 条第 3 項に規定する各段階での検査の結果を公式に報告する。

(10) パラグラフ (9) で言及されている議事録は、スーパーバイザーによって SIMBG にアップロードされなければならない。

第 270 条

(1) 第 265 条第 3 項に規定の検査に続いて試運転試験を実施するものとする。

(2) (1)項に規定の試運転試験は、建物のすべての機械、電気、および配管設備が設置された後に実施されず。

(3) パラグラフ (1) で言及されている試運転試験は、建物の機械的、電氣的、および配管設備が設置され、技術計画に従って完全に機能していることを確認することを目的としています。

(4) 試運転の実施において、施工監理または施工管理サービスの提供者は、認定機関および/または地域の装置を関与させる。

(5) テストの結果(試運転テスト)は、建設監督サービスまたは建設管理の提供者、および認可された機関および/または地域の装置によって署名された公式報告書の形式で記載されています。

(6) 第 5 項に規定の議事録は、施工監理業者または施工管理者が SIMBG にアップロードしなければならない。

第 271 条

(1) 建物が 1 階建てで最大面積 72m²(72 平方メートル)の戸建住宅及び床付 2 階建ての戸建住宅である場合 90m²(90 平方メートル)以下の面積で、施工管理業者又は監理業者を使用して建設されたものではない場合、第 270 条第 2 項に規定する試運転試験は、検査官によって実施される。

(2) 建物が 1 階建てで最大面積が T2m²(72 平方メートル)の戸建住宅及び 2 階建ての戸建住宅で床がつく場合建設管理または監督サービスプロバイダーを使用して構築されていない最大 90 m²(90 平方メートル)の面積の場合、試運転テストの結果は、検査官が署名した公式報告書の形式で記載されています。

(3) 建物が 1 階建てで最大面積が T2m²(72 平方メートル)の戸建住宅及び 2 階建ての戸建住宅で床がつく場合最大 90 m²(90 平方メートル) 建設監督または管理サービスプロバイダーを使用して構築されていない場合、パラグラフ (21) で言及されている議事録は、検査官が SIMBG にアップロードする必要があります。

第 272 条

(1) 工事監理若しくは施工管理の実施者又は検査官は、監理報告書、検査結果及び試運転試験に基づく機能適格性検査の結果一覧表を作成しなければならない。

(2) (1)項に規定のチェックリストは、建設完了後に作成される。

(3) BGFK の場合、パラグラフ (2) で言及されているチェックリストは、以下によって作成されます。

a 守秘義務および/またはその他の制限の制限なしに、BGFK セクションの建設監督または建設管理サービスを提供する。と

b.機密保持および/またはその他の制限がある部品または設備の関連省庁/機関。

(4) 第 1 項に規定のチェックリストに基づいて、工事監理事業者または工事管理者または検査官が機能適格性証明書を発行する。

(5) 単一住居の形態の建物については、パラグラフ (4) で言及されているように、検査官によって機能適合証明書が発行されます。

(1) 最大面積 72 m² (72 平方メートル) のフロアと、最大で 90 m² (90 平方メートル) の床面積を持つ単一の 2 (2) フロアの住宅。
施工監理・施工管理サービス事業者。

(6) 第(5)項に規定の建築物以外の建築物については、第(4)項に規定の施工監理又は施工監理業務の提供者が機能実行可能性説明書を発行する。

(7) パラグラフ (6) で言及されている機能適格性の声明は、最終的な引き渡しの前に発行されます。

(8) パラグラフ (5) に規定の機能実行可能性に関する声明書は、所有者からの建設実施報告書に基づいて発行されます。

(9) (8)項に規定の建設実施報告書には以下が含まれる。

a 建物建設の実施の各段階の文書化。
と

b.建物の建設が PBG に従って完了したことを示す所有者の声明書。

(10) パラグラフ (41) およびパラグラフ (S) で言及されている機能実行可能性の声明書は、建物が使用される前に発行されます。

(11) 第 1 項に規定のチェックリスト、第 4 項または第 5 項に規定の機能実行可能性の説明書、および建築物の図面 (竣工図は SIMBG にアップロードする必要がある)施工監理サービス提供者または施工管理者または所有者による。

第 273 条

(1) 建物の集合体が 1 つの区域に建設され、同じ技術的計画を有する場合、第 272 条第 4 項に規定する建物の機能のステートメントは、工事監理者によって発行されます。建設管理サービス。

(2) 第(1)項に規定の機能実行可能性宣言書は、建物ごとに発行される。

第 274 条

(1) 技術サービスは、SLF および建物の所有権証明書を発行することにより、機能適格性の声明をフォローアップします。

(2) パラグラフ (1) に規定の SLF は、建物を使用する前に所有者が取得する必要があります。

(3) パラグラフ (1) で言及されている SLF には、以下が含まれます。

a SLF ドキュメント;

b. SLF 文書の添付と

c. SLF ラベル。

第 275 条

(1) 第 274 条第 1 項に規定の建物所有権証明書には、次のものが含まれる。

a SBKKB;

b.アパートの建物単位の所有権証明書;
また

c.アパートユニットの所有権証明書。

(2) (1) a 項に規定の SBKKB には以下が含まれる。

a SBKKB 文書と

b. SBKBG 文書添付。

(3) (2)項 a で言及されている SBKBG 文書には、以下に関する情報が含まれている。

a 建物または建物の一部の所有権。

b.建物の住所;

c.土地の権利の状況;

d. PBG 番号と;

e. SLF 番号または SLF 更新番号。

(4) 段落 (21 の文字 b) で言及されている SBKBG 文書への添付には、次の情報が含まれます。

a 土地利用契約書;

b.別居の証書;

c.画像状況;および/または

d.権利を侵害された場合の信認証書。

第 276 条

(1) 第 274 条第 1 項に規定する SLF と第 275 条第 1 項 a に規定する SBKBG の発行は、SIMBG を通じて同時に行われる。

(2) (1) 項に規定の SLF および SBKBG の発行プロセスは、SIMBG を介して機能適格性証明書がアップロードされてから 3 営業日以内に実行されるものとします。

(3) 第 21 項に規定の SLF および SBKBG は無料で発行されます。

第 277 条

(1) 1 つの地域に建設され、同じ技術的計画を有する建物の集合体の場合、第 274 条第 1 項に規定の SLF および第 275 条第 1 項の文字 a に規定の SBKBG 各建物のリーゼンシー/市地方自治体によって発行されるものとします。

(2) 建物が試作品・試作設計を採用している場合には、第 274 条第 1 項の SLF 及び第 275 条第 1 項イ号の SBKBG の発行手続を行う。SIMBG を介してステートメントレター機能の適格性がアップロードされてから 1 営業日以内。

第 278 条

(1) 建物の一部を他人に譲渡する予定がある場合、第 275 条第 1 項 a 号に定める SBKBG には、分離証書が添付されます。

(2) 第 1 項に規定の分離証書を伴う SBKBG の発行は、SLF と分離証書が発行された後に行われます。

パラグラフ 5

一つの地域に建てられた建物のコレクション

第 279 条

(1) BGN に対する SBKBG の発行は、第 276 条で言及されている SBKBG の発行に関する規定に従って準用される。

(2) パラグラフ (1) に規定の BGN の SBKBG は、受託者負担のある債務担保として使用することはできません。

第 280 条

第 275 条第 1 項 b 号および c 号に規定されている集合住宅の所有権証明書および集合住宅の所有権証明書の発行は、法律の規定に従って行われます。

第 281 条

(1) 1 つのエリアに建設された建物のコレクションの建設には、サービス プロバイダーを使用する必要があります。

(2) パラグラフ (1) で言及されている建物のコレクションは、PBG が提案された時点で同じ個人または法人によって所有されています。

(3) 1 つの地域に建設され、同じ技術計画を有する建物の集合には、集合 PBG が発行されるものとします。

(4) (3)項に規定の集団 PBG 協議の登録において、技術計画書には、詳細な図面を添えた地域の基本計画書が添付される。

(5) 協議プロセスにおいて、(4)項に規定の技術計画文書および地域マスタープラン文書の審査は、TPA によって実施される。

(6) (5)項に規定の検査は、次の段階を経て実施される。

a 地域のマスタープラン文書の検査;

b.建築計画書の検査と;

c.構造、機械、電気、および配管計画の検査。

(7) (6) 項 b および c 項に規定の検査は、(6) 項 a に規定の地域基本計画文書が地区/市の地方政府によって承認された場合に実施される。

(8) パラグラフ (6) に規定の検査は、最大 28 (28) 営業日以内に最大 5 回実施される。

(9) 集合 PBG 文書には、マスター プランにおける建物の配置場所の説明が添付されています。

パラグラフ 6

既存建築物機能認定書

第 282 条

(1) 中央政府は、建物の建設のために既存の建物の SLF プロセスを加速します。

(2) 第 1 項に規定の認証プロセスを迅速化するために、中央政府は、その権限に応じて地方政府および建築物に関連する共同体と協力して、以下の努力を行う。

a SLF を持たない既存の建物に関するデータ収集。

b. SLF プロセスを実行するための所有者の意識を高めます。

c.彼の責任であるビルディング SLF の発行の管理の先駆者。

d.段階的に SLF を取得するための技術基準を満たすことができなかったコミュニティの権限付与。

e.既存の建物のキャパシティ ビルディングまたは技術評価能力。

f. SLF プロセスの枠内での TPT 管理機関の改善。

g.能力に応じた公共サービスの一形態として、特定の建物の SLF 発行のための技術評価の促進。

- h.地域の関連する技術機関による勧告の提供を加速するという文脈での調整の強化;
 - i. SLF の発行に必要な推奨事項を簡単かつ無料で提供する際に、関連する技術機関のサービスを改善する;と
 - j. SLF を取得するコミュニティの役割の関与。
- (3) 既存の建物に対する SLF の発行は、次のもので構成されます。
- a. 既存の建物の機能の検査;
 - b. 技術基準適合証明書の申請。と
 - c. SLF と SBKBG の発行。
- (4) 第 3 項 a に規定の既存建物の機能実現可能性の調査は、所有者の責任において、使用期間中の建物の機能の実現可能性を判断するために実施されます。
- (5) パラグラフ (3) a で言及されている既存の建物の機能の検査は、以下によって実施されます。
- a. シンプルな複雑さ認定技術評価の所有者;
 - b. 内部ユニットまたは担当者が技術評価の認定を受けているという点での所有者。また
 - c. テクニカル レビューアー サービス プロバイダー認定の技術評価。
- (6) パラグラフ (3) に規定の建物の適切な機能の検査は、建物が住宅である場合、TPT によって実施することができます。
- (7) パラグラフ (3) a で言及されている既存の建物 (エンスティング) の機能の検査は、次の段階を経て実施されます。
- a. 書類の完全性と建物の状態を確認するプロセス。
 - b. 建物機能の機能の分析、評価、および推奨のプロセス。と
 - c. 建物の機能の実現可能性の声明書を作成するプロセス。
- (8) 段落 (7) a で言及されている文書の完全性をチェックするプロセスは、次のことを確認するために実行されます。
- a. 文書の完全性;と
 - b. 建設中の建物との文書の適合。
- (9) パラグラフ (7) a で言及されている書類の完全性のチェックは、建物の機能の検査に必要な書類の入手可能性について行われます。
- (10) パラグラフ (9) で言及されている文書には、以下が含まれます。
- a. 一般的な建物データ ドキュメント;
 - b. PBG 文書および f または技術計画;と
 - c. 建物の建設実施文書または完成図;
- (11) パラグラフ (8) の文字 b で言及されている、建築された建物との書類の適合性の確認は、以下で実行されます。

- a. 所有者の身元;
 - b. 建物の状態;
 - c. KRK に準拠。
 - d. PBG 文書または技術計画書または完成図が、建設された建物との適合性についてチェックされます。と
 - e. 建物のメンテナンスとメンテナンスの実施に関する情報。
- (12) PBG 文書が入手できない場合は、技術計画文書または完成図に置き換えることができます。
- (13) (10)項に規定の完成状態の建物の図面は、少なくとも以下を含む安全面を含まなければならない。
- a. 建物の梁と柱の寸法とその配置。
 - b. 避難経路 (出口の平均);
 - c. 防火システム;
 - d. 雷保護システム;と
 - e. 電気設備システム。
- (14) パラグラフ (7) のレター a) で言及されている建物の状態を調査するプロセスには、以下が含まれます。
- a. リストの作成は、建物の状態の検査を参照してください。と
 - b. チェックリストに対する建物の状態の検査。
- (15) パラグラフ (7) の文字 b) で言及されている建物の適切な機能の分析、評価、および推奨のプロセスは、次の両方に対して実行されます。
- a. 既存の建物で、SLF 発行のための PBG を既に持っている。また
 - b. 既存の建物であり、SLF を発行するための PBG はありません。
- (16) パラグラフ (7) の文字 b) で言及されている SLF の発行のために既存の建物の機能を分析、評価、および推奨するプロセスには、次の段階が含まれます。
- a. 建設当時の技術基準で建設された建物の状態の分析を実施する。また
 - b. 建設される建物を最新の技術基準に適合させたい場合は、評価を実施する必要があります。と
 - c. 建物の状態に関するレポートと推奨事項をまとめます。
- (17) パラグラフ (7) の文字 c) で言及されている建物の機能に関する声明書には、建物が機能に適しているという声明が含まれており、技術審査の担当者が署名している。

第 283 条

- (1) 第 282 条第 16 項イ及びロの分析評価の結果、完成図が PBG に適合していないが、建物の状態が良好であると認められたとき、技術基準に適合していると宣言された場合、評価サービス提供者は、技術的に、第

282 条第 16 項 c に規定する建物の機能実現可能性に関する報告書を作成し、機能実現可能性に関する声明と変更を提出するための推奨事項を提供します。PBG。

(2) 第 282 条第 16 項イ及びロの分析・評価の結果、完成図は PBG のとおりであるが、建物の状態に軽微な損傷がある場合損害、評価サービス提供者 技術担当官は、第 282 条第 16 項 c に規定する建物の機能の実現可能性に関する報告書を作成し、機能の実現可能性に関する声明を建物の改善のための勧告とともに提供するものとする。

(3) 第 282 条第 16 項イ及びロの分析評価の結果、完成図は PBG に準拠しているが、建物の状態が中程度であるとの結果が得られた場合または深刻な損傷を受けた場合、第 282 条第 16 項の文字 c で言及されているプロバイダーの技術レビュー サービスは、建物の修理および/または改造の推奨事項を提供します。

(4) 第 282 条第 16 項イ及びロの分析評価の結果、完成図は PBG によるものであるが、建物の状態が中等度又は中等度であると認められた場合、第 282 条第 16 項 c 号に規定されている技術審査サービス提供者は、建物の修理および/または改造を推奨し、PBG 変更の申請書を提出しなければならない。

(5) 技術審査機関は、第 282 条第 16 項イ及びロに規定する分析・評価の結果が PBG 未施工の建築物に係るものである場合には、報告書を作成するほか、パラグラフ(1)、パラグラフ(2)、パラグラフ(3)、およびパラグラフ(4)で言及されている建物の機能について、所有者がこの法定規則の規定に従って PBG を手配することを推奨する。

(6) 技術レビュー サービス提供者は、所有者または使用者が実施した第 2 項に規定する修理または第 3 項に規定する建物の改修を検証するものとします。

(7) パラグラフ (6) で言及されている検証の結果、修理および/または改造が推奨事項に従って実施されたことが示されている場合、技術評価サービス提供者は、所有者または使用者に対する建物の機能実現可能性。

第 284 条
技術審査が TPT によって実施される場合、技術審査の実施は第 283 条を準用する。

第 285 条

(1) 第 282 条第 3 項の既存建築物に関する技術基準適合証明書の請求の手続は、SLF 建築物の申請書類の登録により行う。

(2) パラグラフ (1) に規定の既存建物の SLF 申請書は、所有者が技術サービスに提出するものとする。

(3) SLF 申請書類が不完全であると宣言された場合、技術サービスは、書類の不足に関するメモを所有者に提出しなければならない。

(4) SLF 申請書の正確性を確認するために、技術サービスは以下を確認するものとします。

a SLF 申請書の適合性を確認した結果。
と

b.検査の機能に関するレポートを含むフィールド条件。

(5) パラグラフ (41) で言及されている検証の結果が不一致および/または虚偽であることが判明した場合、テクニカル サービスは通知書を通じて拒否し、テクニカル サービスへの準拠証明書の申請プロセスが基準を繰り返さなければなりません。

第 286 条

(1) 第 282 条第 3 項 c に規定する既存建物の SLF および SBKBG の発行は、適合性または正確性を確認した結果、SIMBG を通じて技術サービスから基準適合証明書が発行された後に行われます。SLF 申請書類、フィールド検証、および f または確認結果が適切かつ正確であると宣言されていること。

(2) 既存建物の SLF 発行申請書が PBG を有していない場合は、SIMBG の規定に従い、PBG 発行処理と同時に SLF 発行処理を行います。

(3) 居住用建物がまだ SBKBG を持っていない場合、所有者は SLF を申請して SBKBG を取得することができます。

(4) 第 2 項に規定の PBG 発行プロセスは、第 261 条の PBG 発行に関する規定に従って準用的に実施される。

第 287 条

(1) 既存の BGFK に対する SLF の発行は、以下で構成されます。

a BGFK 決定文書の審査;

b.既存の BGFK 機能(既存)の実現可能性の検討;

c.技術基準適合証明書の申請。
と

d. SLF 発行。

(2) (1) a 項に規定の BGFK 決定文書の審査は、大臣による決定を検証するために大臣によって実施される。

(3) パラグラフ (2) に規定の書類検査の結果が検証要件を満たしていない場合、プロセスを続行することはできず、所有者は必要な規定を完了する必要があります。

(4) 第 3 項の手続を継続することができない場合、所有者は、第 282 条から第 286 条までの規定に従わなければならない。

第 288 条

(1) 第 287 条第 1 項 b に規定の既存の BGFK 機能の実行可能性の調査は、所有者の責任である利用期間中の BGFK 機能の実行可能性を決定するために実施されます。

(2) パラグラフ (1) で言及されている既存の BGFK 機能の実現可能性の調査は、以下によって実施されます。

a 内部ユニットまたはスタッフが、特別機能の専門家が関与する技術評価で認定されている場合の所有者。または

b. Special Function Experts を巻き込んでテクニカル レビューアーとして認定されたテクニカル レビューア サービス プロバイダー。

(3) パラグラフ (1) で言及されている既存の BGFK 機能の実現可能性の検討は、次の段階を通じて行われます。

a 書類の完全性と建物の状態を確認するプロセス。

b.建物機能の機能の分析、評価、および推奨のプロセス。
と

c.建物機能の機能説明書を作成するプロセス。

(4) (3) a 項で言及されている書類の完全性をチェックするプロセスは、次のことを確認するために実行されます。

a 文書の完全性;
と

b.建設中の建物との文書の適合。

(5) パラグラフ (41 の a) で言及されている書類の完全性の検査は、BGFK 機能の実行可能性の検査に必要な書類が入手可能であるかどうかについて実施されるものとする。

(6) パラグラフ (S) で言及されている文書には、以下が含まれます。

a BGFK 一般データ文書;

b PBG 文書と技術計画

c BGFK 建設実施文書または完成図。

(7) パラグラフ (4) の文字 b で言及されているように、作成された BGFK とのドキュメントの適合性のチェックは、以下に対して実行されます。

a BGFK 所有者の身元;

b BGFK 条件;

c KRK に準拠。

d PBG 文書または技術計画書または完成図が、建設された建物との適合性についてチェックされます。
と

e.操作マニュアル、建物のメンテナンスとメンテナンスを含む BGFK のメンテナンスとメンテナンスのドキュメント。

(8) PBG 文書が入手できない場合は、技術計画文書または完成図に置き換えることができます。

(9) パラグラフ (8) で言及されている完成図には、少なくとも以下を含む安全面が含まれている。

a. 建物の梁と柱の寸法と配置。

b.避難経路(出口の平均);

c.防火システム;

d.雷保護システム;

e.電気設備システム;と

f.セキュリティ標準システム (seatritg)。

(10) パラグラフ (71 の文字 b) で言及されている BGFK の状態をチェックするプロセスには、以下が含まれます。

a BGFK の状態をチェックするためのチェックリストの作成。
と

b.チェックリストに対する建物の状態の検査。

(11) パラグラフ (3) の文字 b で言及されている BGFK 機能の実現可能性を分析、評価、および推奨するプロセスは、以下の両方に対して実行されます。

a 既存の BGFK で、SLF 発行用の PBG を既に持っている。
また

b.すでに存在し、SLF を発行するための PBG をまだ持っていない BGFK。

(12) パラグラフ (3) の文字 b で言及されている SLF の発行のための既存の BGFK 機能の実現可能性に関する分析、評価、および推奨のプロセスには、次の段階が含まれます。

a 製造時の技術基準で製造された BGFK の状態の分析を実施する。
また

b.構築された BGFK を最新の技術基準に適合させたい場合は、評価を実施する必要があります。
と

c. BGFK の状態に関するレポートと推奨事項を準備します。

(13) パラグラフ (3) の文字 c で言及されている BGFK の機能に関する声明書には、建物が機能に適しているという声明が含まれており、技術審査の担当者が署名している。

(14) パラグラフ (10) の文字 a で言及されている BGFK の機能の実現可能性の調査結果のリストは、以下によって作成されます。

a 機密保持および/またはその他の制限に関する制限なしに、BGFK セクションの特別機能専門家が関与する技術評価サービスのプロバイダー。
また

b.機密保持および/またはその他の制限がある部品または設備の関連省庁/機関。

第 289 条

(1) 第 288 条第 12 項 a および b に規定する分析および評価の結果、完成図が PBG に従っていないが、BGFK の状態が宣言されていることが示されている場合、技術基準を満たしている場合、技術審査サービス提供者は、第 288 条第 12 項 c に規定する建物の機能の実現可能性に関するレポートを作成し、変更を提出するための勧告を伴う機能の適合性の声明を提供します。PBG。

(2) 第 288 条第 12 項 a および b に規定する分析および評価の結果、BGFK の完成図は PBG に従っているが、BGFK が軽微な損傷を受けた場合、技術評価サービス提供者は、第 288 条第 12 項 c に規定されている建物の適切な機能に関するレポートを作成し、適格性の声明書を提供するものとします。建物の修理に関する推奨事項を伴う機能。

(3) 第 288 条第 12 項 a および b に規定する分析および評価の結果、完成図は PBG に準拠しているが、BGFK の状態が中程度であると記載されている場合。または深刻な損害、サービス プロバイダーは、第 288 条第 12 項の文字 c で言及されている技術的なレビューにより、建物の修理および/または改造に関する推奨事項を提供します。

(4) 第 288 条第 12 項イ及びロの分析・評価の結果、完成図は PBG に準拠しているが、建物の状態が中程度であるとの結果が得られた場合またはひどく損傷している、および/または技術基準を満たしていない場合、第 288 条第 12 項 c 項で言及されている技術審査サービス提供者は、改善のための推奨事項を提供します。および/または建物の改修および PBG の変更申請書の提出。

(5) 技術審査機関は、第 288 条第 12 項イ及びロに規定する分析及び評価の結果が、PBG を有していない BGFK のものである場合には、報告書を作成するほか、パラグラフ(1)、パラグラフ(2)、パラグラフ(3)、およびパラグラフ(4)で言及されている BGFK 機能の実現可能性について、BGFK の所有者に、この法律の規定に従って PBG を管理することを推奨する。

第 290 条

(1) BGFK が実施した第 289 条第 2 項の修理または第 289 条第 3 項の BGFK の改造を、技術審査サービス提供者、特別機能専門家、関係省庁または機関が検証する。所有者または代理店。

(2) (1)項に規定の検証の結果、修理および/または改造が推奨事項に従って実施されたことが示されている場合、技術レビュー サービス提供者は、実現可能性の声明を提供するものとする。BGFK 所有者または代理店への BGFK 機能の。

第 291 条

(1) 第 287 条第 1 項 c に規定の既存の BGFK に関する既存の技術基準の履行の声明書を要求するプロセスは、既存の BGFK SLF 申請書の登録を通じて実行されます。

(2) (1)項に規定の既存の BGFK SLF 申請書は、申請者または機関によって大臣に提出されるものとする。

(3) SLF 申請書類が不完全であると宣言された場合、大臣は、申請者または機関に書類の不足についての通知を提出しなければならない。

(4) SLF 申請書類の正確性を確認するために、大臣は以下を確認するものとする。

a SLF 申請書の適合性を確認した結果。
と

b.検査の機能に関するレポートを含むフィールド条件。

(5) パラグラフ (4) に規定の検証の結果が矛盾している、および/または真実ではないことが判明した場合、大臣は通知書を通じて拒否し、技術的適合性証明書の申請プロセスについて次のように述べています。基準を繰り返さなければなりません。

第 292 条

(1) 第 287 条第 1 項の文字 d に規定されている既存の BGFK の SLF の発行は、第 291 条に規定されている SIMBG を通じて大臣が技術基準適合証明書を発行した後に行われる。

(2) 既存の BGFK (existing) に対する SLF 発行の申請があり、まだ PBG を持っていない場合、SLF の発行プロセスは、SIMBG の規定に従って、PBG の発行プロセスと同時に実行されます。

(3) 第 261 条の規定に従い、(2)項に規定の PBG 発行プロセスを準用する。

パート 3

利用

段落 1

全般的

第 293 条

(1) 建物の利用は活動です。

a. PBG に規定されている機能と分類に従って建物を利用する。

b.メンテナンスとメンテナンス;と

c.定期検査。

(2) 建物の利用は、所有者または使用者がその機能および区分に従って行う必要があります。

(3) 所有者または使用者は、建物の機能を維持するために保守およびメンテナンスを実行する必要があります。

(4) 所有者または使用者は、以下の原因で発生した建物の故障について責任を負います。

a PBG に定められた機能や分類に従わない利用。
および/または

b.運営・保守・ビルメンテナンスマニュアルに従わない使用。

(5) 所有者は、建物の使用中に発生する可能性のある建物の故障に対する補償プログラムに参加することができます。

第 294 条

(1) 建物の一部が複数の当事者によって所有または使用されている場合、建物部分の利用者は建物管理者を任命するものとします。

(2) 第 1 項に規定の建物管理者は、建物の維持管理および SLF の延長に責任を負います。

パラグラフ 2

建物の定期点検

第 295 条

(1) 建物の定期検査は、建物の全部または一部が適切に機能しているかどうかを判断するために、所有者または使用者によって実施されます。

(2) 第(1)項に規定の定期検査は、建物の構成要素、設備、および/またはインフラストラクチャーおよび設備に対して実施することができます。

(3) パラグラフ (2) で言及されている構成要素には、以下が含まれます。

a 建物の建築コンポーネント;

b.建物の構造部品;

c.機械部品の構築;

d.電気部品の構築;

e.配管部品 (配管) 建物;
と

f.建物の屋外レイアウトのコンポーネント。

(4) 所有者または。利用者は、技術審査サービス提供者を利用して、法令に従って第 1 項に定める定期検査を実施することができます。

(5) (1)項に規定の定期検査は、建築要素の種類ごとに技術基準で定められた期間、または少なくとも 6 か月ごとに実施される。

(6) 定期点検は、次の方法で行うことができます。

a 目視観察;

b.材料品質検査;

c.モデル分析;
および/または

d.負荷テスト。

(7) 定期検査の結果は、報告書に記載する。

パラグラフ 3

建物のメンテナンスと手入れ

第 296 条

- (1) 建物の維持管理は、建物の機能を維持するために所有者または使用者によって行われます。
- (2) 建物のメンテナンスおよびパラグラフ (1) に規定のメンテナンスは、建物の構成要素、設備、および/またはインフラストラクチャーおよび設備に対して実施することができます。
- (3) パラグラフ (2) で言及されている構成要素には、以下が含まれます。
- a. 建物の建築要素;
 - b. 建物の構造部品;
 - c. 機械部品の構築;
 - d. 電気部品の構築;
 - e. 配管部品 (配管) 建物;
 - f. 建物のメンテナンス システムのコンポーネント。
と
 - g. 建物外の rLlang コンポーネント。
- (4) 所有者または使用者は、法令の規定に従い、第 1 項に規定する建物の維持および維持管理をサービス提供者を利用して行うことができる。
- (5) 建物の維持管理および第 1 項に規定の維持管理は、建築要素の種類ごとに技術基準で定められた期間、または少なくとも 6 か月ごとに実施されます。
- (6) (1)項に規定の建物の維持管理業務には以下が含まれる。
- a. クリーニング;
 - b. 片付け;
 - c. 検査;
 - d. テスト;
 - e. 修理;および/または
 - f. 建材または設備の交換。
- (7) 第 6 項に規定の保守作業は、運用および建物保守ガイドラインに基づいて実施されます。
- (8) メンテナンス結果はレポートとして記載されます。
- (9) (1)項に規定の整備作業には以下が含まれる。
- a. リハビリテーション;
 - b. リノベーション;また
 - c. 復元。
- (10) 所有者または使用者は、(9) 項に規定のメンテナンス作業を開始する前に、PBG を取得する必要があります。

(11) 第 10 項に規定の PBG の取得は、第 253 条から第 262 条までに規定の PBG の発行に関する規定に従って行われる。

パラグラフ 4

建築機能認定証の延長

第 297 条

- (1) 第 274 条第 1 項の SLF は、一定期間延長されなければならない。
- (2) (1)項に規定の一定期間には、以下が含まれる。
- a. 一戸建てとそのシリーズは 20 年と
 - b. その他の建物については 5 年。
- (3) パラグラフ(1)で言及されている SLF の拡張は、機能の実現可能性の検討が先行する。
- (4) パラグラフ (3) で言及されている機能の実現可能性は、最新の SLF および技術基準に対するフィールド条件および/または完成図の適合性を考慮します。
- (5) 施工図が現場の条件と一致しない場合、所有者または使用者は施工図を調整する必要があります。
- (6) 現場の状態と完成図が最新の SLF に従っている場合、建物は機能していると宣言されます。
- (7) (3)項に規定の機能実行可能性調査の資金調達は、所有者または使用者の責任である。

第 298 条

- (1) 第 297 条第 3 項の機能性検査は、技術審査機関が行う。
- (2) 技術サービスは、第 297 条第 2 項 a に規定する一戸建ておよび連続住宅について、第 297 条第 3 項に規定する機能の実行可能性の検討という形で技術支援を提供することができます。 .
- (3) 技術評価サービス提供者または技術サービスは、(1) 項および (2) 項に規定の機能実現可能性試験のためのチェックリストを作成するものとする。
- (4) (3) 項で言及されているチェックリストは、所有者またはユーザーによって提供された第 295 条 (7) 項で言及されている定期監査報告書を考慮します。
- (5) 技術審査サービス提供者または技術サービスは、(3)項に規定のチェックリストに基づいて、機能価値検査の結果を発行します。
- (6) パラグラフ (5) で言及されている機能価値検査の結果には、以下が含まれます。
- a. 機能の実現可能性の声明;および/または
 - b. おすすめ。
- (7) パラグラフ (6) の文字 a で言及されている機能適格性の声明は、次の場合に発行されます。建物は、パラグラフ (5) で言及されているように、機能に適していると宣言されています。
- (8) 第 21 項に規定の技術援助は、法律の規定に従って報復手数料の対象となる。

第 299 条

- (1) 建物がまだ機能していないと宣言された場合、第 298 条のパラグラフ (6) の文字 b で言及されている勧告が発行されます。

(2) (1)項に規定の勧告には以下が含まれる。

a. PBG の更新なしで改善するための推奨事項。

b.改善せずに PBG を更新するための推奨事項。
また

c.改善された PBG 更新の推奨事項。

(3) (2) a 項に規定の勧告は、次の場合に発行される。

a. 最新の SLF に基づく完成状態の建物の現場の状態と図面。
と

b.軽度の損傷レベルでの建物の修理。

(4) (3)項に規定の勧告は、機能実行可能性の声明書と共に発行されるものとする。

(5) パラグラフ (2) の文字 b で言及されている勧告は、建物の現在の状態と完成図が技術基準に従っているが、最新の SLF に従っていない場合に発行されます。

(6) (2) c 項に規定の勧告は、次の場合に発行される。

a. 技術基準および最新の SLF に準拠していないフィールド条件および完成した建物の図面。

b.安全および/または健康面に影響を与える建物への変更;および/または

c.中程度または重度の損傷を受けた建物の修復。

(7) パラグラフ (2) の文字 c で言及されている勧告には、勧告を満たすために必要な期間の見積もりが添付されています。

(8) パラグラフ (7) で言及されている推定期間は、最大 5 年間に設定されています。

第 300 条

(1) 所有者または使用者は、第 299 条第 2 項で言及されている推奨事項をフォローアップする必要があります。

(2) 第 299 条第 2 項 a 号に規定の勧告が、所有者または使用者による修理でフォローアップされた場合、技術審査員または技術サービスのサービス提供者は、機能説明書を発行するものとする。実現可能性。

(3) テクニカルレビューまたはテクニカルサービスのサービス提供者が第 298 条第 6 項 a および第 299 条第 1 項 a に規定する機能適格性の声明を発行した場合、所有者またはユーザーは延長を提出します。SLF の地区/市地方政府へ。

(4) SLF の延長申請が第 299 条第 2 項 c に規定する勧告に基づくものである場合、第 299 条第 2 項 c に規定する PBG の更新相談手続きは行いません。

(5) パラグラフ (4) に規定の SLF は、新しい PBG と共に発行されます。

第 301 条

(1) SLF の延長申請が第 299 条第 2 項 c に規定する勧告に基づく場合、第 299 条第 2 項 c に規定する PBG の更新第 253 条から第 262 条に規定されている PBG の発行に関する規定に従います。

(2) 技術審査員または技術サービスのサービス提供者が第 299 条第 2 項 c に規定する勧告を発行した場合、所有者または使用者は一時的な使用証明書を DPMPSTP に提出することができます。

(3) 第 2 項に規定の一時使用証明書は、建物の一時使用の基礎として使用されます。

(4) (3)項に規定の一次的利用証明書は、第 299 条(2)項 c に規定の推薦状に基づき、県/市地方政府が発行することができる。

a. 所有者または使用者による建物の修理の意思表示書。
と

b.所有者または使用者による建物の故障リスクに対する責任の表明。

(5) (2)項に規定の一時利用証明書は、次の規定により発行される。

a. 第 299 条第 8 項に定める推定期間、一時的に有効である。
と

b.一時利用証明書の延長はできません。

(6) パラグラフ (2) に規定の一時利用証明書は、次の場合に無効と宣言される。

a. 申請者または利用者が、仮利用証明書の発行から最長 6 ヶ月以内に、第 299 条(2)項 c に規定する勧告のフォローアップを開始しない場合。
また

b.申請者または利用者が、第 299 条第 7 項に定める期間内に勧告を履行しない場合。

第 302 条

(1) 第 301 条で言及されている SLF および一時利用証明書が有効でなくなった場合、SBKKBG は無効であると宣言され、所有者またはユーザーが SLF を再度取得するまで、地区/市の公益事業サービスは取り消されます。

(2) 第 301 条第 4 項及び第 301 条第 1 項に規定する SLF の延長申請並びに第 301 条第 3 項に規定する一時利用証明書の提出は、SIMBG を介して所有者またはユーザーによって作成されます。

(3) 第 2 項に規定の SLF および一時利用証明書は無料で発行されます。

パラグラフ 5

建物所有権証明の管理

第 303 条

(1) SBKKBG の運営は、SBKKBG の内容の一部または全部が既存の条件に適合していない場合に行われま

す。

(2) 第(1)項に規定の SBKKBG 投与は、次の場合に実施される。

a. SBKKBG の権利の譲渡;

b. SBKKBG の権利の負担。

c. SBKKBG の交換;

d. SBKKBG への変更。

e. SBKKBG の排除;また

f. SBKKBG 拡張子。

(3) パラグラフ (1) に規定の SBKKBG の管理は無料です。

第 304 条

(1) 第 303 条第 2 項 a 号に定める SBKBG の権利の譲渡は、売買、相続、入札その他の権利譲渡行為により行うことができる。

(2) (1)項に規定の売買による建物の所有権の譲渡は、法律の規定に従い、権限を与えられた役人の立ち会いの下で行われる。

(3) 第(1)項に規定の売買による建物の所有権移転の申請には、少なくとも次の書類を添付しなければならない。

a 公証証書;
と

b.SBKBG。

(4) (1)項に規定の相続による建物の所有権の移転には、少なくとも次の書類を添付しなければならない。

a SBKBG;

b.遺言者の死亡証明書;

c.遺言書または相続証明書;と

d.相続人の市民権の証明。

(5) 第 1 項に規定の建物の所有権の譲渡は、入札によって行われ、登録は、入札担当者が認定調達作業部会から行った入札議事録の抜粋を提示することによって行われる。

第 305 条

(1) 自己の土地に建てられた建物に対して行われる SBKBG の権利の譲渡は、権利を受領する当事者が土地所有者と土地使用に関する契約を締結することによって行われます。

(2) 他人の所有する土地に建設された建物に対する SBKBG の権利の譲渡は、権利の譲渡を行う者が土地所有者の承認を得なければならない。

(3) 第 2 項に規定する権利を譲渡する者は、権利を受領者とともに、土地所有者との土地使用契約を更新することができる。

(4) (3)項に規定の土地使用契約の更新は、権利受領者と土地所有者の間で締結される。

(5) BGN の場合、SBKBG の権利の譲渡は、法令に従って国有財産の削除の許可が発行された後に行われます。

第 306 条

(1) 権利譲渡の場合の SBKBG 変更申請は、権利を譲り受ける者またはその代理人が行うものとする。

(2) 建物データの更新は、SIMBG を通じて登録されます。

(3) (1)項に規定の建物に対する権利の変更申請に基づき、SBKBG 実施者は、SBKBG に変更を発行するものとする。

第 307 条

(1) 第 303 条第 2 項 b 号に規定の SBKBG の権利の負担は、SBKBG を、法律の規定に従い、信託義務を伴う債務保証として使用することによって行うことができる。

(2) 受託者責任のある債務の担保としての SBKBG の使用は、BGN から除外されます。

(3) 第 1 項に規定の債務保証として使用される SBKBG は、法務分野で政府事務を管理する省に登録されなければならない。

(4) (3)項に規定の登録済 SBKBG は、SIMBG を通じて SBKBG 執行者が SBKBG 文書の添付ファイルに記録するものとする。

(5) (4)項に規定の登録には、少なくとも次の書類を添付しなければならない。

a 申請者の身元;
と

b.信託証書

第 308 条

(1) 債務保証のために SBKBG を使用する所有者は、法律の規定に従って、建物の所有権を他の当事者に譲渡することは禁止されています。

(2) 建物が自分の土地に建てられている場合、建物は土地と一緒に抵当権を課されることがあります。

(3) 第 2 項に規定の抵当権の対象となる建物は、受託者負担のある債務担保として使用することはできません。

第 309 条

(1) 第 303 条第 2 項 c 号に規定する SBKBG の交換は、SBKBG が紛失または破損し、有効な所有権の証明とならないために行われる。

(2) SBKBG の交換の申請は、権限のある当局からの SBKBG の紛失または SBKBG の損傷に関する報告書の形式で証拠を添付することにより、所有者によって行われます。

(3) パラグラフ (2) に規定の交換 SBKBG の申請は、建物に対する権利の所有者として名前が記載されている当事者またはその代理人によってのみ提出することができます。

(4) 第(3)項に規定の建物に対する権利者の申請に基づき、SBKBG 執行者は、損傷または紛失した SBKBG の代替として、新しい SBKBG を発行するものとする。

第 310 条

(1) 第 303 条第 2 項 d で言及されている SBKBG の変更は、建物の形態および/または機能に関するデータに変更がある場合に行われます。

(2) 所有者は、建物の物理的な変更の証拠を添付して、(1)項に規定の SBKBG の変更申請書を SBKBG 執行者に提出します。

(3) (1)項に規定の SBKBG の変更申請は、所有者またはその代理人である他の当事者のみが提出することができます。

(4) 物理的な変化の証拠に基づいて、SBKBG インプリメンターは、SBKBG の発行の基礎としてビルディングブックに記録されているビルディング データを更新するものとします。

(5) (3)項に規定の建築権所有者の申請に基づき、SBKBG 実施者は、建物建築簿のデータ更新に基づいて SBKBG に変更を加える。

第 311 条

(1) 第 303 条第 2 項 e に規定の SBKBG の廃止は、次の理由により実施される。

a 土地および/または建物が破壊された;

b.土地利用契約が満了し、延長が行われない。

c. SLF は無効であると宣言されています。

および/または

d.任意放棄。

(2) 所有者は、土地利用契約書の形式で証拠を添付して、SBKBG 執行者に、(1) の a、b、c、および d に規定の SBKBG の廃止申請書を提出する。、権利放棄の声明書、および/または証拠書類。

(3) パラグラフ (1) a、b、および d で言及されている SBKBG の廃止の申請は、所有者またはその代理人である別の当事者によってのみ提出することができます。

(4) 証拠書類に基づいて、SBKBG 実施者は、SBKBG の発行の基礎としてビルディングブックに記録されているビルディングデータを更新するものとする。

(5) (2)項に規定の建築権者の申請に基づき、SBKBG 実施者はデータ更新に基づく SBKBG 削除を発行する。

(6) 国有建物の場合、法律の規定に従って国有物品の撤去許可が発行された後、SBKBG は廃止される。

第 312 条

(1) 第 303 条第 2 項 f に規定の SBKBG の延長は、建物が建設された土地の使用契約の期間が終了した場合に実施される。

(2) SBKBG の延長は、土地利用契約の延長に先行するものとする。

(3) 第 21 項に規定の土地利用契約の延長は、建物の信頼性を考慮して実施される。

(4) パラグラフ (3) で言及されている建物の信頼性は、有効な SLF に基づいています。

パラグラフ 6

使用中の建物の監督

第 313 条

(1) 建物利用の監督は、次の場合に県/市政府によって実施されます。

a SLF 延長の申請;

b.コミュニティからのレポートの存在;と

c.建物がその機能を変更した、および/または建物が環境を危険にさらす兆候がある。

(2) 第(1)項に定める監督は、建物の適切な機能を維持するために実施される。

(3) (1)項に規定の監督は、次の者が行うことができる。

a SIMBG による利用期間中の建物の実装の監視。

b.建物の使用に不適合が見つかった場合、SIMBG を通じて所有者または使用者に通知を送信します。

c.フィールドの状態チェックを実施します。また

d.機能を変更する建物および/または環境を危険にさらす建物の識別。

(4) 第 3 項 c に規定する現場状況の検査および第 3 項 d に規定する建物の識別の場合、県/市政府は検査官を任命するものとする。

(5) (3)項に規定の監督の結果が法律の規定と矛盾することが判明した場合、県/市政府は法律の規定に従って行政制裁を課すことができる。

パート 4

建物解体

段落 1

全般的

第 314 条

(1) 建物の解体は、秩序ある方法で実施し、安全、地域社会の安全および環境に配慮する必要があります。

(2) 解体命令の規定または技術サービスによる解体の承認による、(1)項に規定の建物の解体。

(3) (2)項に規定の解体の決定は、次の場合に実施される。

a 建物が機能に適合せず、修理できない。

b.建物の利用は、ユーザー、コミュニティ、および環境に危険をもたらします。
および/または

c.所有者は、建物の建設の実施中に、第 268 条第 3 項で言及されている調整を行ったり、技術的正当性を提供したりして、検査結果をフォローアップしていません。

(4) (2)項に規定の解体の承認は、解体が所有者の主導によるものである場合に実施される。

(5) 建物の解体は、解体基準に従って行われます。

パラグラフ 2

分解判定

第 315 条

(1) 第 314 条第 2 項に規定の解体の決定は、次の段階を経て技術局によって行われる。

a 身元;

b.本人確認結果の提出

c.技術評価;

d.技術評価結果の提出
と

e.解体決定書の発行。

(2) (1) 項に規定の身分証明書

a は以下に基づいて行われます。

a 監督の結果;
および/または

b.コミュニティからのレポート。

(3) パラグラフ (1) a で言及されている識別は、解体の必要性が示された建物の現場状態の検査を通じて行われます。

(4) (3)項に規定の検査には技術的正当性が伴う。

(5) テクニカル サービスは、(3)項に規定の識別結果を所有者および/またはユーザーに提出するものとします。

第 316 条

(1) 第 315 条第 5 項に規定の識別の結果は、第 315 条第 1 項 c に規定の建物の技術的レビューを実施することにより、所有者または使用者によってフォローアップされます。

(2) 解体する建物が一戸建て住宅 1 階(最大面積 72 m²)、一戸建て住宅 2 階(2 階)の場合) 床面積が最大 90 m² (9.20 平方メートル) の床で、建設管理または監督サービスプロバイダーを使用して構築されていない場合、段落 (1) で言及されている技術的評価は、TPT。

(3) 第 211 項に規定する建物以外の取り壊しを行う建物の場合、第 1 項に規定する技術評価は、技術審査サービス提供者によって実施される。

(4) 所有者またはユーザーは、(1) 項で言及されている識別の結果をフォローアップする必要があります。

(5) パラグラフ (1) に規定の技術評価の結果は、SIMBG を通じて県/市政府に提出されるものとする。

第 3 条 17

(1) 第 316 条第 5 項の技術的評価の結果、建物が第 314 条第 3 項イの機能及び/又は用途に適合しないと判断された場合第 314 条第 3 項の b に規定されているように、使用者、地域社会、および環境に重大な影響を与える建物の危険性がある場合、技術サービスは SIMBG を通じて解体の決定書を発行します。

(2) (1)項に規定の解体約定書には、解体の期限、解体手続き、各違反に対する行政処分が含まれる。

(3) 所有者および/または使用者が(2)項に規定の期限内に取り壊しを実施しない場合、取り壊しは地区/市の地方政府によって実施され、建物の取り壊しを指定することができます。できない住宅の所有者を除いて、所有者の費用でサービスプロバイダーを解体する場合、解体の費用はテクニカルサービスが負担します。

(4) 第 3 項に規定の建物解体業者は、次のことを行わなければならない。
RTB。

(5) 解体が第(3)項で言及されているように所有者によって実行される場合、技術サービスは解体の実施を検査するものとする。

(6) 所有者は、(2) 項に規定の解体に関する規定書に記載されている期限と手順に従って、解体を実施しなければなりません。

(7) (5)項に規定の検査を実施するにあたり、県/市政府は検査官を任命するものとする。

パラグラフ 3

分解承認

第 318 条

(1) 第 3 条 14 項 (2) で言及されている解体の承認は、次の段階を経て、地区/市の地方政府によって行われます。

- a 解体の提出;
- b. 解体相談;と
- c. 解体の承認書の発行。

(2) 所有者は、SIMBG を通じて、(1) a 項に規定の建物の解体をテクニカル サービスに申請することができます。

(3) パラグラフ (1) a に規定の建物解体の申請書には、RTB が添付されている。

(4) 所有者が土地の所有者ではない場合、(2)項に規定の取り壊しの申請は、土地所有者に知らされ、および/または承認される必要があります。

第 319 条

(1) 技術サービスは、解体協議のスケジュールを作成し、SIMBG を通じて所有者に提出する事務局を割り当てます。

(2) (1)項に規定の解体協議は、所有者との TPA または TPT によって実施される。

(3) 解体する建物が、1 階建てで最大面積 72 m²(72 平方メートル)の戸建住宅及び 2 階建ての戸建住宅である場合(2) 床面積が 90 平方メートル以下のフロア (9.20 平方メートル) で、施工管理または監理サービス業者を使用して建設されたものではない場合、(2)項に規定の協議は、TPT。

(4) 第(3)項以外の取り壊し対象建物の場合、第(2)項の協議は、TPA が行う。

(5) (2)項に規定の所有者は、解体業者を指定することができる。

(6) (2)項に規定の解体協議は、次の事項を検討することにより実施される。

a 建設中の建物の状態の識別結果と、計画された解体方法による環境との適合性。
と

b. RTB と解体技術基準との適合性。

(7) パラグラフ (6) で言及されている解体協議は、解体方法論がユーザーおよび/または周囲のコミュニティに危険をもたらさず、環境に重大な影響を及ぼさないことを確認するために実施されます。

第 320 条

(1) 第 319 条第 6 項に規定の解体協議の結果は、技術的考察を伴って公式報告書に記載されるものとする。

(2) (1)項に規定の公式報告書は、テクニカル サービスから SIMBG を通じて所有者に提出されます。

(3) パラグラフ (1) で言及されている公式報告書が、解体方法がユーザーおよび/または周囲のコミュニティに危険をもたらさず、環境に重大な影響を与えると述べている場合、技術サービスは、SIMBG を通じて解体の承認書を発行します。

(4) パラグラフ (1) で言及されている公式報告書が、解体方法論がユーザーおよび/または周囲のコミュニティに危険をもたらす、環境に重大な影響を与えると述べている場合、技術サービスは、SIMBG を通じて提出される所有者への RTB の調整。

(5) 所有者は、パラグラフ (4) で言及されている RTB の調整に関する勧告に従って、RTB を修理しなければなりません。

(6) パラグラフ (5) に規定の RTB の修理は、所有者が SIMBG を通じて再協議のために提出します。

(7) パラグラフ (6) で言及されている再協議の結果、解体方法論がユーザーおよび/または周囲のコミュニティに危険をもたらさず、環境に重大な影響を与えることが示された場合、技術サービスは SIMBG を通じて解体の承認書を発行するものとします。

パラグラフ 4

解体の実行

第 321 条

(1) 解体の実施は、所有者が第 320 条第 7 項に規定する承認書を取得した後に開始されます。

(2) (1)項に規定の承認書は、解体実施前に所有者が提出しなければならない。

(3) 所有者と中央政府および/または県/市町村政府は、取り壊しの前に、建物周辺の地域社会に対して社会化と書面による通知を行います。

(4) (2)項に規定の解体期間中、技術サービスは検査を実施するものとする。

(5) (3)項に規定の検査を実施するにあたり、県/市政府は検査官を任命するものとする。

(6) パラグラフ (1) で言及されている取り壊しの承認書は、次の場合に無効と宣言されます。

a 解体の承認書が発行されてから最長で 6 か月以内に所有者が解体を開始しない場合。

b.所有者は、承認された RTB に従って解体を実施しません。
および/または

c.所有者は、解体を行う際に安全と健康の原則の規定に従わない。

(7) 建物の解体は、所有者および/または使用者が行うことができ、法令の規定に従って証明書を有する建物解体業者を利用することができます。

(8) 特に重機や火薬を使用した建物の解体は、建物解体業者が行うこと。

第五部

建物データ収集

第 322 条

(1) 建物データの収集プロセスは、次の段階で実行されます。

a PBG 申請および PBG 更新申請の時期をカバーする技術計画。

b.建設の実施、すなわち、建物が使用される前の SLF および SBKBG の発行の基礎となる建設の実施プロセス中。

c. SLF の延長申請時、SBKBG の更新申請時、建物の建設時等の利用。

d. 保存、すなわち建物が文化遺産として宣言された場合。と

e 建物の解体。

第 323 条

(1) 所有者または使用者が登録する建築書類の完全性には、以下が含まれます。

a 一般的なデータ;

b.技術データの構築;
と

c.建物状況データ。

(2) 第(1)項 a に規定の一般データには、少なくとも以下が含まれるものとする。

- a. 建物の名前;
- b. 建物の所在地の住所。
- c. 所有権データ;
- d. 土地データ;
- e. 建物の機能および/または分類;
- f. 建物の階数。
- g. 建物の 1 階の面積。
- h. 建物の総床面積;

- i. 建物の高さ;
- j. 地下エリア;
- k. 地下階の数; 及び
- l. 建物の位置。

(3) (1) b 項に規定の建築技術データには、少なくとも完成図が含まれていなければならない。

(4) パラグラフ (1) c に規定の建物状況データには、少なくとも次の書類が含まれていなければならない。

a PBG;
と

b. SLF。

(5) パラグラフ (4) で言及されている文書には、補足データが記入されています。

第 324 条

SIMBG を通じて登録されたすべての建物には、建物登録番号が付与されます。

第 325 条

建物に関するデータ収集に関するその他の規定は、省令で規定されています。

第六部

ビル管理情報システム

第 326 条

(1) 第 250 条第 1 項に規定の建築実施プロセスは、中央政府および県/市政府が SIMBG を通じて実施する。

(2) パラグラフ (1) で言及されているコーチング プロセスには、以下が含まれます。

a 相談;

b. PBG 発行;

c.検査の実施;

d. SLF の発行;

e. SBKBG の発行;

f. RTB の承認;
と

g.建物のデータ収集。

(3) パラグラフ (1) で言及されている SIMBG には、建物の実装プロセスに関する情報が含まれています。建物。

(4) パラグラフ (1) で言及されている SIMBG ユーザーには、以下が含まれます。

a 中央政府;

b.州政府;

c.リージェンシー/市地方自治体;

d.申請者;と

e.公衆。

(5) (1)項に規定の SIMBG は、中央政府によって建設、管理、開発される。

(6) パラグラフ (4) a に規定の中央政府は、SIMBG を使用して次のことを行う。

a BGFKを組織する;と

b.建物の実装を全国的に監視します。

(7) パラグラフ (41 文字 b) で言及されている州政府は、SIMBG を使用して、州レベルでの建物の実装を監視します。

(8) パラグラフ (4) の文字 c で言及されている県/市政府は、パラグラフ (2) で言及されている建設実施プロセスの実施において SIMBG を使用および運用しなければならない。

(9) パラグラフ (41 のレター d) に記載の申請者は、SIMBG を使用して、パラグラフ (1) に記載の建物の組織化プロセスを実行する必要があります。

(10) パラグラフ (4) の文字 e で言及されているコミュニティは、SIMBG を使用して、建物の実装プロセスに関する情報を取得します。

第七部

行政処分

第 327 条

(1) 第 250 条第 2 項、第 251 条第 3 項、第 251 条第 3 項、第 253 条第 4 項、第 274 条第 2 項、第 281 条第 1 項、第 293 条第 2 項及び第 3 項並びに／又は第 321 条第 21 項(行政処分を受ける場合)

(2) (1)項に規定の行政制裁は、次の形態をとることができる。

a 書面による警告;

b.活動制限:

1.開発;

2. 利用;と

3.分解;

c.活動の一時的または永久的な停止:

1.開発段階;

2. 利用;と

3.分解。

d.凍結:

1. PBG;

2.SLF;と

3. 解体の承認;

e.取り消し:

1. PBG;

2.SLF;と

3. 解体の承認。

f. 3 か月間の TPA としての任務の終了。

g.埋立地データベースから削除されました。

h.建設工事の一時的または恒久的な停止。

私。彼らが保護されている専門家協会または高等教育機関によって認可されることが提案されています。

j.建物の使用の一時的または永久的な停止。

k.スーパーバイザーとしての任務の終了;
および/または

l.スーパーバイザーとしての職務の終了。

第 5 章

コミュニティの役割

パート 1

秩序の監視と維持

第 328 条

(1) 建物建設の過程において、コミュニティは、開発、利用、保存、解体活動の両方において、秩序を監視し、維持する役割を果たすことができます。

(2) パラグラフ (1) で言及されているモニタリングは、所有者および/またはユーザー、コミュニティ、および環境に混乱および/または損失を引き起こすことなく、全責任を持って客観的に実施されます。

(3) コミュニティは、観察活動、インプット、提案、および苦情の提出を通じてモニタリングを実施します。

(4) パラグラフ (1) で言及されているモニタリングの実施において、コミュニティは、個別に、グループで、コミュニティ組織で、または TPA を通じて行うことができます。

(5) 彼らの監視に基づいて、共同体は、中央政府および/または県/市の地域政府に、次の事項について書面で報告するものとします。

a. 機能に適合しない建物の表示;
および/または

b. ユーザー、コミュニティ、および環境に混乱および/または危険をもたらす可能性のある建物の建設、利用、保存、および/または解体。

第 329 条

(1) 中央政府および/または地区/市の地方政府は、第 328 条第 5 項で言及されているように、管理上および技術上の両方の調査および評価を実施することにより、共同体監視報告書をフォローアップする必要があります。

(2) (1)項に規定の調査および評価は、現地調査を通じて実施され、法律の規定に従って措置を講じるものとする。

(3) 第 21 項に規定の現場検査の結果は、公開されるものとする。

第 330 条

(1) コミュニティは、建物の信頼性を低下させたり、建物や環境の運用に干渉したりする可能性のある、コミュニティ自身またはグループによる行動を防止することにより、建物の運用における秩序の維持に参加します。

(2) 第 1 項に規定の建築物の実施における秩序維持のための規定の実施において、公衆は口頭および/または書面で所轄官庁または利害関係者に各人の行動について報告することができる。

第 331 条

(1) 所轄官庁は、第 330 条第 2 項に規定の公開報告書を管理上および技術上の調査および評価を実施することによりフォローアップする義務を負う。

(2) 第 1 項に規定する調査及び評価は、実地調査を行い、法令に従って対処するものとする。

(3) 第 21 項に規定の現場検査の結果は、公開されるものとする。

第二部

規程・ガイドライン・技術基準の整備・改善へのフィードバック

第 332 条

(1) 公衆は、中央政府および/または地区/市地方政府に対して、建物分野の規則、ガイドライン、および技術基準の作成および/または改善に関する情報を提供することができます。

(2) (1)項に規定のコミュニティからのインプットは、ローカルの社会文化的価値の考慮に基づいて、手順に従い、個別に、グループで、コミュニティ組織で、または TPA を通じて提出するものとする。

(3) 第 1 項に規定のコミュニティへの投入は、建物分野の規制、ガイドライン、および技術基準の作成および/または改善において、中央政府および/または地区/市の地方政府によって考慮されるものとする。 .

パート 3

意見および考察の提出

第 333 条

(1) 一般市民は、RTBL、都市防火システムのマスタープラン、特定の建物の技術計画、および/または都市に重要な影響を与える実施活動の準備について所轄官庁に意見および考察を提出することができる。関係するコミュニティが所有に参加し、建物とその環境の配置に責任を負うようにします。

(2) (1)項に規定のコミュニティの意見および考慮事項は、手順に従い、地域の社会文化的価値を考慮して、個人、グループ、コミュニティ組織、または TPA を通じて提出されます。

第 334 条

(1) 環境に重大な影響を与える特定の建物および/または実施活動の技術計画に関する世論および考慮事項は、TPA を通じて提出するか、または BGFK が促進する場合を除き、県/市地方政府が促進する公聴会で議論することができます。中央政府によって、県/市地方政府との調整を通じて。

(2) 第 1 項に規定の公聴会の結果は、中央政府および/または地区/市の地方政府が技術計画を決定する過程で考慮に入れることができる。

パート 4

代表訴訟の執行

第 335 条

(1) 公衆は、法令の規定により、裁判所に代表訴訟を提起することができる。

(2) 代表訴訟を提起できる人は、次のとおりです。

- 公共の利益を妨害、害、または危険にさらす建物の実装プロセスの結果として被害を受けた当事者を代表する、被害を受けた個人または人々のグループ。また
- 公共の利益を妨害、害、または危険にさらす建物の実装プロセスの結果として害を受ける当事者を代表する個人、人々、またはコミュニティ組織のグループ。

第 6 章

コーチング

パート 1

全般的

第 336 条

(1) 中央政府または地方政府は、中央政府によって決定された基準、基準、手順、および基準に基づいて、それぞれの権限に従って、建築要件の充足および実施を改善するために全国的に建築建設を実施するものとする。

(2) 第 1 項に規定の建築物建設の実施は、建築物実施のプロセスが整然と行われ、その機能に応じた建物の信頼性を達成できるように、規制、権限付与、および監督活動を通じて実施される。法的確実性の実現と同様に。

(3) (1)項に規定の中央政府によるガイダンスは、地方政府および建物管理者に宛てたものである。

(4) パラグラフ (1) で言及されている地方政府によって実施されるガイダンスは、以下を通じて実施される。

- 州政府は、県/市の地域政府に対する建築実施プロセスの権限付与、監督、および評価の形で、中央政府の代表者としての役割を果たします。
- 州政府から県/市政府、コミュニティおよび建物運営者への規制、エンパワーメント、および技術基準の履行の監督、および建物の実装のプロセス。 及び
- 地区/市政府からコミュニティおよび建物管理者への規制、エンパワーメント、および技術基準の履行の監督、および建物実装のプロセス。

第二部

中央政府によるコーチング

第 337 条

(1) 第 336 条第 21 項で言及されている取り決めは、中央政府によって、建築物に関する規範、基準、手順、および基準を策定し、普及させることによって実施される。全国。

(2) (1)項に規定の建築基準、基準、手順および基準の策定は、地方政府および建築管理者の意見を考慮して実施することができる。

(3) 中央政府は、地方政府が実施する建物の分野における地方政策の策定において技術支援を提供することができる。

(4) 建築基準、基準、手順、および基準の普及は、地方政府に委任することができます。

第 338 条

(1) 第 336 条第 2 項に定める権限委譲は、地方公共団体及び建物管理者に対して行う。

(2) 地方自治体の役人および建物管理者への権限付与は、次の形で行われます。

- a. インセンティブとディスインセンティブの提供を含む社会化、普及、試験運用、および法執行を通じて、建物建設の過程における権利、義務、および役割の認識を高める。及び
- b. 社会化、普及、およびトレーニングによる地方自治体職員および建物管理者の能力開発。

第 339 条

(1) 第 336 条第 2 項に規定の監督は、建物の分野における法律の実施および法執行活動の監視を通じて行われる。

(2) 中央政府は、法律および規則に従って技術的実体を評価することにより、地方における建築物の実施を監督する。

(3) この政府規則の適用に問題がある場合、地方政府は大臣に相談することができる。

パート 3

州政府による指導

第 340 条

(1) 第 336 条第 4 項 b 号に規定のエンパワーメントは、州内の県/市地方自治体に対して、次の形式で実施されるものとする。

- a. インセンティブとディスインセンティブの提供を含む、社会化、普及、試験運用、および法執行を通じて、建物建設の過程における権利、義務、および役割の認識を高める。
- b. 社会化、普及、およびトレーニングを通じて、地方政府と建物管理者の能力を向上させる。及び
- c. 地域における規範、基準、手順、および基準の運用化のための手順を実施するための能力構築。

(2) 第 336 条 avat (4) の文字 b で言及されている監督は、建物の分野における法律の実施および法執行活動の実施の監視を通じて行われます。

(3) パラグラフ (21) で言及されている監督は、特別首都の州政府を除くすべての地区/市の地方政府における建物の基準、基準、手順、および基準の適用と建物の実装プロセスを評価することによって実行されます。ジャカルタの地域。

パート 4

県・市政府による指導

第 341 条

第 337 条第 4 項で言及されている建築基準、基準、手順、および基準の普及は、建築物に関連する共同体と一緒に行うことができます。

第 342 条

(1) 第 336 条第 4 項 c 号に規定の権限付与は、その領域内の建物管理者に対して実施される。

(2) ビル管理者へのエンパワーメントは、次の形をとることができます。

- a. 建物に関する規範、基準、手順、および基準の普及は、建物に関連するコミュニティと一緒に実行できます。
- b. インセンティブとディスインセンティブの提供を含む、社会化、普及、試験運用、および法執行を通じて、建物建設の過程における権利、義務、および役割の認識を高める。
- c. 社会化、普及、およびトレーニングによる地方自治体職員および建物管理者の能力開発。及び
- d. 手順の決定、または地域における規範、基準、手順、および基準の実施の運用化。

第 343 条

建築技術基準を満たすことができなかったコミュニティのエンパワーメントは、以下を通じて建築物に関連するコミュニティと一緒に行われます。

- a. 建物の段階的な建設の支援;
- b. b.技術基準を満たすハウジングパイロットアシスタンスの提供; および/または
- c. 建物の配置と健康的で調和のとれた環境の支援。

第 344 条

(1) 地区/市の地方政府は、第 336 条パラグラフ (41 の文字 c) で言及されているように、PBG、検査のメカニズムを通じて、建物の実施に関する規範、基準、手順、および基準の実施を監督するものとする。、SLF、SBKKBG、および RTB。

(2) 県/市の地方政府は、建物分野における基準、基準、手順、および基準の実施を監督する上で、共同体の役割を利用します。

第 345 条

建物の実装の開発については、以下に関するより詳細な規定があります。

- a. 第 3 条で言及されている建物の機能と分類。
- b. 第 14 条で言及されている建物の計画と設計の基準。
- c. 第 58 条に規定する建築物の実施および監督の基準。
- d. 第 62 条で言及されている建物利用の基準。
- e. 第 107 条で言及されている BGH の実施に関する規定。
- f. 第 124 条で言及されている BGN の実施に関する規定。
- g. 第 202 条で言及されている建物の建設を実施するための規定。及び
- h. 第 326 条第 1 項に規定の SIMBG による建物管理のプロセス。

この政府規制の不可欠な部分である付録に記載されています。

第 7 章

暫定条項

第 346 条

(1) この政府規則の制定前に県/市政府によって発行された許可を取得した建物は、許可がまだ有効です。

(2) この政府規則が発効する前に、県/地方自治体から建物建設許可を取得した建物は、許可の有効期限が切れるまで許可が有効です。

(3) 設立されたがまだ PBG を持っていない建物は、PBG を取得するために、この政府規則の規定に基づいて SLF を管理する必要があります。

第 8 章

閉鎖

第 347 条

(1) 中央政府は、この政府規則が施行されてから 12 か月以内に、第 232 条第 1 項に規定のデータベースを提供するものとする。

(2) 県/市政府は、この政府規則が施行されてから 6 か月以内に PBG を提供しなければなりません。

第 348 条

この政府規則が施行された時点で:

- a. 建物に関する 2002 年法律第 28 号の実施規則に関する 2005 年政府規則第 36 号の実施規則 (2005 年インドネシア共和国官報第 83 号、インドネシア共和国官報補足第 4532 号) は、引き続き有効である。それらがこの政府規則に基づく新しい規則と競合しないか、または規則に置き換えられていない限り;

と

b.建物に関する法律第 202 号第 28 号の実施規則に関する 2005 年の政府規則第 36 号 (2005 年インドネシア共和国官報第 83 号、インドネシア共和国官報の補足) 番号 45321、取り消され、無効と宣言されました。

第 349 条

この政令は、公布の日に発効する。

公衆の認識のために、この政府規則をインドネシア共和国官報に掲載することにより公布するよう命じる。